大都市公企業統計年報

第　二　回

昭　和　五　年　度

大都市調査統計協議會

14
4
955

大都市公企業統計年報

第　二　回

昭　和　五　年　度

東京市役所寄贈本

大都市調査統計協議會

144-955

凡　例

一　本統計年報ハ昭和六年十月二十三日、二十四日兩日ニ亙リ東京市ニ於テ開催セラレタル第五回大都市調査統計協議會ニ於テ議決セラレタル東京市提案「大都市公企業統計年報作成」ノ件ニ基キ作成セラレタルモノナリ

一　本統計年報ハ曩ニ同協議會ニ於テ作成セル大都市公企業比較調査ノ內容ハ昭和二年度迄ニシテ而モ其ノ利用顯著ナルノ實績ニ鑑ミ前記協議會ニ於テ毎年之ヲ編纂刊行スルニ至リタルモノナリ

一　本統計ノ目的ハ六大都市一齊ニ相共通セル調査項目ニ基キ調査基準ヲ一ニシテ現在市營事業中所謂公企業トシテ都市經營ニ樞要ナル地位ヲ占メツツアル下記諸事業ニ亙リ詳細嚴密ナル調査報告ヲ作成シ以テ大都市行政研究ノ根本資料タラシメントスルニアリ

第一編　電氣軌道事業
第二編　電氣供給事業
第三編　乘合自動車事業
第四編　瓦斯事業
第五編　水道事業
第六編　市場
第七編　屠場

一　本調査ハ各都市ヨリノ報告ヲ基礎トシテ比較表ヲ作成揭載シ當事者ノ自由ナル比較檢討ノ資ニ供シタリ

一　報告中ノ都市順位ハ本協議會會則ニ依リタリ

一　原表中計數ニ相違アリト認メタルモノアルモ暫ク其ノ數字ヲ記載セリ

一　今回發行ノ第一回竝第二回ノ年報ハ前記協議會ノ決議ニ依リ東京市之カ編纂刊行ノ任ニ當リタルモノナリ

大都市調査統計協議會會則

第一條　大都市調査統計協議會ハ東京、大阪、京都、神戸、横濱及名古屋ノ六都市ヲ以テ組織ス

第二條　本協議會ハ市政ニ關スル一般調査及統計ノ共同研究竝提携連絡ヲ圖ルヲ以テ目的トシ協定事項ハ之カ實行ニ努ムヘキモノトス

第三條　本協議會ハ毎年一回五月又ハ六月第一條ニ掲クル市ノ順位ニ依リ各市ニ於テ之ヲ開ク

但シ協議ニ依リ開會ノ市又ハ月ヲ變更シ若クハ臨時ニ開會スルコトヲ得

第四條　本協議會ニ於テ必要アル場合ハ委員ヲ設クルコトヲ得

第五條　開會ノ市ハ前回協議會以後ノ事務處理、開會日時ノ決定、會議ノ整理經費收支等ノ任ニ當ルモノトス

第六條　本協議會ニ必要ナル費用ハ各都市之ヲ分擔スルモノトス

大都市調査統計協議會事務手續

一　協定事項ノ調査統計機關ノ組織變更、關係職員ノ異動、其ノ他本協議會ニ關シ互報ノ必要アリト認ムル事項ハ速ニ之ヲ開會市ニ報告スルコト

二　開會市右ノ報告ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ各市ニ通報スルコト

三　協議會ニ付スヘキ案件ハ開會ノ市ニ於テ取纏メ開會十日前迄ニ各市ニ送付スルコト

四　協議會ニ出席スヘキ者ノ職氏名ハ開會五日前迄ニ各市ニ送付スルコト

五　會議ノ記錄ハ開會ノ市ニ於テ整理シ之ヲ各都市ニ送付スルコト

六　協議會ノ費用分擔ハ通知ニ依リ速ニ開會ノ市ヘ回金スルコト

大都市公企業統計年報

（第二回　昭和五年度）

目　次

第一編　電氣軌道事業

第一章　總　說

第一　東京市……1
第二　大阪市……5
第三　京都市……7
第四　神戸市……10
第五　横濱市……13
第六　名古屋市……15

第二章　統計表

第一表　電氣軌道事業概要……18
第二表　電氣軌道事業設備……18
第三表　電氣軌道事業建設費……21
第四表　電氣軌道事業主要設備……24
第五表　電氣軌道事業運輸成績……24
第六表　電氣軌道事業使用電力……26
第七表　電氣軌道事業歲計……28
第八表　電氣軌道事業收支決算及殘金處分……32
第九表　電氣軌道事業雜收入及雜支出明細……34
第十表　電氣軌道事業損益計算……38
第十一表　電氣軌道事業貸借對照……38
第十二表　電氣軌道事業公債……40
第十三表　電氣軌道事業從事員……46

第十四表　電氣軌道事業備員……48

第二編　電氣供給事業

第一章　總說

第一　東京市……56
第二　大阪市……59
第三　京都市……62
第四　神戸市……64

第二章　統計表

第一表　電氣供給事業概要……68
第二表　電氣供給事業設備……68
第三表　電氣供給事業建設費……71
第四表　電氣供給事業主要設備……72
第五表　電氣供給事業成績……74
第六表　電氣供給事業使用電力……76
第七表　電氣供給事業歲計……78
第八表　電氣供給事業收支決算及殘金處分……80
第九表　電氣軌道事業雜收入及雜支出明細……82
第十表　電氣供給事業損益計算……84
第十一表　電氣供給事業貸借對照……84
第十二表　電氣供給事業公債……86
第十三表　電氣供給事業從業員……90
第十四表　電氣供給事業傭員……90

第三編　乘合自動車事業

第一章　總說

第一　東京市……94

第二　大阪市……96
第三　京都市……97
第四　横濱市……98

第二章　統計表

第一表　乘合自動車事業概要……100
第二表　乘合自動車事業設備……100
第三表　乘合自動車事業建設費……102
第四表　乘合自動車事業主要設備……104
第五表　乘合自動車事業運輸成績……104
第六表　乘合自動車事業歲計……106
第七表　乘合自動車事業收支決算及殘金處分……108
第八表　乘合自動車事業雜收入及雜支出明細……110
第九表　乘合自動車事業損益計算……110
第十表　乘合自動車事業貸借對照……112
第十一表　乘合自動車事業公債……114
第十二表　乘合自動車事業從業員……114
第十三表　乘合自動車事業傭員……116

第四編　瓦斯事業

第一章　總說

第一　横濱市……122
第二　五大都市報償契約……128

第二章　統計表

第一表　瓦斯事業概況……140
第二表　瓦斯事業成績……142
第三表　瓦斯事業設備及設備費……144
第四表　横濱市瓦斯事業成績……146

第五表　橫濱市瓦斯事業歲計……146
第六表　橫濱市瓦斯事業收支決算……146
第七表　橫濱市瓦斯事業資產及負債……146
第八表　橫濱市瓦斯事業公債……148
第九表　橫濱市瓦斯事業從事員……148
第十表　橫濱市瓦斯事業傭員……148

第五編　水道事業

第一章　總說

第一　東京市……150
第二　大阪市……152
第三　京都市……153
第四　神戸市……155
第五　橫濱市……156
第六　名古屋市……158

第二章　統計表

第一表　水道事業概要……160
第二表　水道事業成績……160
第三表　水道給水成績……162
第四表　水道事業歲計……164
第五表　水道事業收支損益計算……166
第六表　水道事業公債……168
第七表　水道事業從事員……172
第八表　水道事業傭員……174

第六編　市場（其ノ一）中央卸賣市場

第一章　總說

第一　東京市……176
第二　大阪市……178
第三　京都市……178
第四　神戸市……180
第五　橫濱市……181
第六　名古屋市……182

第二章　統計表

第一表　中央卸賣市場概要……184
第二表　中央卸賣市場設備……184
第三表　中央卸賣市場建設費……186
第四表　中央卸賣市場成績……186
第五表　中央卸賣市場成績月別表……188
第六表　中央卸賣市場歲計……190
第七表　中央卸賣市場收支損益……192
第八表　京都市中央卸賣市場損益處分資產及負債……192
第九表　京都市中央卸賣市場從事員……192
第十表　京都市中央卸賣市場從業員……194

第六編　市場（其ノ二）小賣市場

第一章　總說

第一節　東京市……206
第二節　大阪市……207
第三節　京都市……209
第四節　神戸市……211
第五節　橫濱市……213
第六節　名古屋市……213

第二章　統計表

第一表　小賣市場概要……206
第二表　小賣市場建設費……206
第三表　小賣市場(品目別)賣上成績……208
第四表　小賣市場歲計……210
第五表　小賣市場收支損益……212
第六表　小賣市場損益處分資產及負債……212
第七表　小賣市場從業員……214
第八表　小賣市場關係現業員……214

第七編　屠場

第一章　總說

第一　東京市……216
第二　大阪市……219
第三　京都市……221
第四　神戸市……222
第五　名古屋市……223

第二章　統計表

第一表　屠場概要……226
第二表　屠場成績……226
第三表　屠場歲計……230
第四表　屠場收支損益……230
第五表　屠場損益處分資產及負債……230
第六表　屠場從業員……232
第七表　屠場傭員……232
第八表　屠殺賃……234

第一編　電氣軌道事業

第一章　總說

第一　東京市

1　市營開始當時の年月日

明治 44 年8月1日

2　市營前の沿革竝市營開始の理由

明治15年6月新橋、日本橋間に營業を開始したる東京馬車鐵道は東京に於ける軌道式交通機關の嚆矢なるが當時に於ては未だ人力車を以て主なる市內交通の要具(但し二、三路線に所謂圓太郎馬車あり)としたる時代なりしを以て相當市民の好評を博したり、然るに時勢の進運は都市交通機關として此の種の存在を許さず、東京馬車鐵道會社は歐米都市の例に倣ひ電氣軌道敷設計畫の下に其の動力を電氣に變更社名を東京電車鐵道株式會社に改稱し明治35年7月品川、新橋間に電車の運轉を開始せり、是れ東京に於ける電氣軌道の濫觴たり越えて同年九月には明治26年以來東京及隣接町村に跨る電車運轉計畫を樹てたる東京市街鐵道株式會社の數寄屋橋神田橋間の營業を開始せられ、更に東京電氣鐵道株式會社は明治29年以來計畫に基き翌37年4月外濠線の1部(土橋、御茶の水間)を開通せしめ3社鼎立し順次其の路線を擴張したるが競爭の不利は遂に明治39年11月に至り3社を併合して東京鐵道株式會社を設立せしめたり。

然るに其の後交通機關の如き獨占的公共事業は、當然公營に移すべきものなりとの輿論起り市有問題は東京市多年の宿題として論議せられつつありしが明治44年6月突如として交付せられたる政府の命令條件に機を得同年8月東京市は前記東京鐵道會社の經營せる軌道事業其の經營に係る電氣供給事業を買收して新に電氣局を設置して其の經營に當らしめたり。

3　關係官廳との交涉經過

內閣總理大臣、遞信大臣、內務大臣に東京鐵道株式會社買收認可申請、明治44年7月24日
運輸事業特許　明治44年7月24日
電氣事業の許可　明治44年7月31日

4　市營開始當時の事業狀態(明治44年度末)

(イ)運輸設備	軌道延長	205,798粁	(ハ)支出	俸給	56,400.360円
	車輛	1.076輛		事務費	101,169.795
(ロ)收入	乘車賃	4,837,566.400円		運輸費	893,329.491
	電燈部	175,143.610		動力費	443,152.679
	動力料	165,110.350		維持費	565,383.826
	雜收入	101,237.724		給電費	117,306.593
	計	5,279,078.084		雜支出	24,489.740
				計	2,241,232.484

收支差引		3,037,845.600
內譯		
利子及公債諸費		2,240,397.560
減損補塡金		400,000.000
市經濟繰入金		200,000.000
翌年度へ繰越		197,448.040

5 電源

(イ)市營當時の電源

1. 自家發電(火力)
2. 受電　東京電燈株式會社

(ロ)現在の電源

1. 自家發電(火力)(電氣供給事業と共用)
2. 受電　鬼怒川水力電氣株式會社、東京電燈株式會社、京濱電氣鐵道株式會社(共用線關係)

(ハ)受電　契約

1. 市營當時　東京電燈株式會社　容量不明
2. 現在　鬼怒川水力電氣株式會社　37,000 K.W.

東京電燈株式會社　16,100 K.W.

京濱電氣鐵道株式會社(共用關係)　100 K.W.(推定)計 53,200 K.W.

(ニ)發電　設備

火力發電所一箇所　容量 10.000 K.W.(電氣供給事業と共用)

6 電氣軌道運轉範圍

種別		市營開始當時 線路長	市營開始當時 軌道延長	現在(昭和三年度) 線路長	現在(昭和三年度) 軌道延長
		k.m.	k.m.	k.m.	k.m.
均一料金區間	市內	—	—	153.243	305.200
	郡部	—	—	7.918	15.637
	計	103.368	205.798	161.161	320.837
特別料金區間	市內	—	—	—	—
	郡部	—	—	3.843	7.641
	計	—	—	3.843	7.641
合計	市內	—	—	153.243	305.200
	郡部	—	—	11.761	23.278
	計	103.368	205.793	165.004	328.478

7 料金制(料金沿革)

(1)明治44年8月1日

(a)　普通乘車賃金　金4錢(外に通行稅五厘)往復券金8錢(同)

(b)　回數券　20回券金80錢(外に通行稅5錢)34回券金1圓20錢(同)

(c)　學生勞働者割引片道金2錢(外に通行稅1錢)往復券4錢(同)

(d)　軍人往復券金4錢(外に通行稅1錢)

(2)大正5年7月1日

(a)　普通乘車賃　片道券金5錢(外に通行稅1錢(往復券金9錢(同)

(b)　回數券　20回券金90錢(外に通行稅5錢)30回券金1圓35錢(同)50回券金2圓25錢(同)

(c)　學生勞働者割引　片道券金3錢(外に通行稅1錢)往復券金6錢(同)

(d)　學生回數券25回券金75錢(外に通行稅5錢)50回券金1圓50錢(同)

(e)　軍人往復券金6錢(外に通行稅1錢)

(3)大正9年6月1日

(a)　普通乘車賃　片道券金7錢(外に通行稅1錢)往復券金14錢(同)

(b)　回數券甲號券(片道券21枚綴)金1圓45錢(外に通行稅5錢)　乙號券　(片道43枚綴)金2圓95錢(同)

(c)　學生勞働者割引　片道券金4錢(外に通行稅1錢)往復券金9錢(同)

(d)　通學回數券25回券金1圓15錢(外に通行稅5錢)50回券金225錢(同)

(e)　軍人往復券金9錢(外に通行稅1錢)

(4)大正12年4月15日

特別料金區間たる飛鳥山線(郡部線)の開通により本料金を左の通り定めたり(市內線即ち均一料金區間料金は從前の通り)

(a)　普通乘車賃片道券金3錢(外に通行稅1錢)往復券金6錢(同)連絡片道券金3錢(均一料金區間に於て通行稅を徵するを以て本券に對しては通行稅を要せず)往復券金6錢(同)

(b)　回數券50回券金1圓45錢(外に通行稅5錢)

(5)大正12年9月17日

暫定乘車料金(大震災後に於ける暫定料金)

臨時片道券(1運轉系統每に)金5錢

臨時往復券金9錢

臨時回數券　甲號(10回)金45錢　乙號券(50回)金2圓25錢

(6)大正13年5月1日

震災前の料金制に復歸

(7)大正15年4月1日
通行税廃止

8 職　　制

(イ)開始當時の職制
明治44年8月1日制定
(1)總務部　庶務課　經理課　(2)運輸部　運輸課
(3)工務部　建設課　(4)電燈部　文書課　監業課　主計課　作業課
(ロ)爾後職制の改革
大正2年2月4日市條例に依り局長は市參與を以て充つることとしたり
大正2年3月1日改正
(1)主室　庶務課　管理課　經理課　工務課
(2)電車部　運輸課
(3)電燈部　營業課　主計課
大正3年8月28日改正
部制を廢し課制とし新たに電氣局に次長を置き左の5課とせり
總務課　經理課　工務課　電車課　電燈課
大正8年1月20日
臨時建設部を設け同部内に左の課を新設せり
臨時建設部　庶務課　作業課
大正9年8月25日改正
總務課、經理課、調査課、工務課、電力課、電車課、電燈課、會計課、工場、乘務員教習所、臨時建設部、庶務課、作業課
大正13年10月16日改正
秘書課、庶務課、經理課、工務課、電力課、運輸課、電燈課、會計課、車輛課、工場、乘務員教習所
大正14年6月12日
自動車課新設
大正15年12月6日
左の課を廢止す
秘書課、乘務員教習所
大正15年12月21日
高速鐵道調査課新設
昭和2年1月1日

電氣局病院新設
昭和2年12月9日
勞働課新設
(ハ)主腦者の移動
局　長　松本幹一郎　井上敬次郎　長尾半平　大道良太　生野團六　大河内一要
現　在　筧　正太郎

第二　大阪市

1 市營開始の年月日

明治36年9月12日開始

2 市營前の沿革竝市營開始の理由

本市に於ける電氣軌道は市營を以て嚆矢とす。

明治35年12月大阪市會の決議を經て湊區九條町花園橋筋より築港埠頭に至る3哩餘の電氣軌道の特許を政府に稟請して翌36年2月之が特許を得同年8月竣功し同年6月12日運輸營業を開始せり而して此の計畫たるや大阪市が10年の歳月と鉅費を費して築成したる築港と市街地との距離を短縮し仍て以て埋立地の繁榮を圖らんとせしに起因し偶々大阪市に第五回内國勸業博覽會の開催せられるを機とし此の計畫の實現を見るに至りしものなり。然るに一度電氣軌道の開通を見るや市民は直に本線を市内に延長して市内交通を整備すべきことを要求して止まず又一面民營の計畫簇出するに至りたるを以て市街鐵道の如き市民の日常生活と密接の利害關係を有する事業は公共團體自ら經營すべきものなりとの是非を確定するの要ありとして明治36年11月13日の大阪市會に於て全會一致を以て『大阪市に於て將來敷設すべき市街鐵道は總て大阪市直接に經營するものとす』との議案を可決せり。

3 關係官廳との交涉經過

明治35年12月26日　敷設特許申請
同　36年2月9日　許可
同　36年5月25日　經營許可

4 市營開始當時の事業狀態

(イ)軌　道　延　長　　3哩46分

車　　輛		5（内2階造1）
(ロ)料金收入		13,676.000圓
(ハ)支　　出		16,423.000

以上は明治36年9月12日より同37年3月末迄のもの

5 電　　源

(イ)市營當時の電源

大阪電燈株式會社より供給を受く

(ロ)現在の電源

自家發電及他會社より受電

(ハ)受電契約

大同電力	晝	54,000 K.W.	夜	54,000 K.W.
宇治川電氣	晝	9,900 K.W.	夜	28,000 K.W.
日本電力	晝	3,000 K.W.	夜	3,000 K.W.
計		66,900 K.W.		85,000 K.W.

(ニ)發電設備

第1 發電所	常用	6,000 K.W.	豫備	
第2 發電所	同	20,000 K.W.	同	10,000 K.W.
第3 發電所	同	10,000 K.W.		
計	同	36,000 K.W.	同	10,000 K.W

6 軌道運轉範圍

(イ)創業以來運轉範圍は市内のみ

(ロ)明治44年1月29日より翌年2月14日迄南海鐵道株式會社と天王寺正門より天滿橋南詰の本市軌道の共用を實施し一部の連絡乘車券を發賣せり明治45年7月14日より箕面電鐵（阪神急行）大正2年6月25日より京阪電鐵大正2年10月1日より阪神電鐵に對し連絡乘車券を發賣せしことあり。

7 料金制竝其の沿革

(イ)明治36年創業當時區間制にして1區1錢（全線4區）

(ロ)明治41年8月1日1區2錢（全線8區）

(ハ)同45年1月12日より均一制として片道4錢

(ニ)大正9年8月1日より片道6錢

8 職制竝其の沿革

(イ)創業當時は市役所工務課の主管に屬したり

(ロ)明治38年4月同課に電氣鐵道係を設置す（主任杉山清次郎）

明治39年2月電氣鐵道課を設け獨立の課となり庶務、運輸、建設、電務の4係を置く（課長杉山清次郎）

明治43年7月より石井良一課長となる

同　44年2月電氣鐵道部を新設（部長事務取扱助役大谷順作）6課を置く

同　44年12月（部長市參與杉村正太郎）

同　45年4月3課8係とし副收入役を置き會計事務を分掌せしむ。

大正2年11月杉山清次郎部長となる

同7年9月7課係に改正（部長事務取扱助役關一）

同11年2月佐竹三吾部長となる、同年7月12課14係に改正

同12年10月電燈事業の買收成り電氣局を設置3部制となる（局長佐竹三吾）

大正13年1月局長佐竹三吾退職、助役有田邦敬局長事務取扱を命ぜらる。

其の後の歷代局長は角源泉、今井田清德、平塚米次郎の諸氏なり。

9 市營開始後の事業變遷大要

明治36年9月始めて營業を開始したるは單線2哩餘にして單車3輛を使用し翌37年3月末に至る半期間の營業成績は 2,500 圓 餘りの欠損を見たるも翌年度此の缺損を償却して尙 12,800 圓 餘の收益を見たり爾來每年度の收益は漸次增加し當初の損益を度外に置き專ら築港埋立地の繁榮助長を目的として創始したるも事業は年と共に順調なる發達を遂げ前來の面目頓に一變し市街交通機關の實を示すに至れり。

第三　京　都　市

1 市營創設の年月日

明治45年6月

2 市營開始前の沿革竝市營開始の理由

明治39年12月始めて道路擴築及電氣軌道敷設案として市會に提出し市會は調査のため多數の日數を費し翌40年2月に至り之を決定せり、是に於て道路擴築部を組織し職員を置き線路を測量起業の申請をなし同41年3月內務大臣の許可を得たり。然るに當時財界の沈淪に會し直に之に着手すること能はざりしが42年11月に至り資金の調達なりたるを以て大いに諸般の事務を進め43年6月事業施行の許可を得44年8月工事に

着手し45年6月始めて千本線丸太町線四條線の開通を見たり。

3 關係官廳との交渉經過

明治40年3月電車線路測量起業の申請（內務大臣宛）
明治41年2月同上の許可
明治42年11月丸太町線千本線烏丸線四條線の事業施行許可申請（內務大臣宛）
明治43年6月同上の施行許可
明治44年8月工事着手届
明治45年6月同上の工事竣成届（內務大臣宛）

4 市營開始當時の事業狀態

(イ)運 輸 設 備　軌道延長 27哩724　車輛 172輛
(ロ)料 金 收 入　387,962.0-0 圓
(ハ)支　　出　401,853.830

5 電　　源

(イ)市營開始當時の電源

蹴上發電所　姉小路變電所に於て 1,200 K.W. 受電、之を電氣鐵道用に配電す。

(ロ)現在の電源

蹴上發電所 / 橫大路發電所　5,971,665 K,W,
宇治川電氣株式會社 / 京都電燈株式會社　9,370,047 K,W,
} 之を姉小路鞍馬口、東九條各變電所に受電す。

(ハ 京電宇治電に對して 1 K.W.H. 2錢 3厘、契約容量超過 1 K.W.H. 毎に 1錢 3厘の割にて契約す。

(ニ)發 電 設 備

蹴上發電所出力　4,800 K.W.
橫大路發電所出力　5,000 K.W.
伏見發電所出力　1,320 K.W.
夷川發電所出力　280 K.W.

6 軌道運轉範圍

(イ)市營創設當時　市內市外共になし。
(ロ)現　　在
市　內

烏丸線（自京都驛前 至植物園）河原田下線（自河原町今出川 至京都驛前）東山線（自百萬遍 至東福寺）千本線（自千本今出川 至七條大宮）北野線（自京都驛前 至北野神社）七條線（自東山七條 至七條千本）四條線（自四條大宮 至祇園石段下）丸太町線（自熊野神社前 至四條西大路）今出川線（自千本今出川 至河原町今出川）蹴上線（自仁王門 至蹴上）驛前順環線

市　外

伏見線（自觀進橋 至伏見）

他の公私軌道との關係

大正7年6月京都電氣鐵道會社を買收して市內に於ける軌道を統一せり現在に於ては市內に於て他の公私軌道と關係なし。

7 料　　金　　制（料金沿革）

市內線は創業當時區間制を採り全線を3區に分ち1區2錢とせり、其の後大正7年に至り均一制に改め片道4錢往復8錢とせしが大正9年更に改め6錢、12錢として現在に及べり。

市外線は區間制をとり大正7年全線を3區に別ち1區2錢とせり大正9年1區3錢に値上せしが大正9年區間を改め全線を2區として現在に及べり。

8 職　　制

(イ)創設當時の職制は不明なり。

(ロ)爾後職制の改革

創設當時より大正3年迄の職制の變遷は不詳なり

大正3年8月8日電氣軌道事務所と水道事務所を合して市の事業となし總務、工務、運輸の諸課を置く大正7年12月28日事業部を廢す、大正9年7月7日電氣部を設置し庶務係、技術課、電力課、運輸課を設く、大正13年4月15日部制を廢し電氣局を置き庶務課、電氣課、運輸課、車輛課、工務課、營業課、に分つ。

大正14年3月31日局內に變更を加ふ同年10月10日局內の制度を變更し、庶務係、發電課、電燈課、車輛課、電車課、工務課とす、大正15年11月3日局內の制度に小變更を加ふ、昭和2年11月2日局內の制度を改め庶務課、電氣課、營業課、運輸課、工務課とす。

昭和4年4月1日更に變更して庶務課、電氣課、營業課、運輸課、工務課、車輛課、會計課を置く。

(ハ)電 氣 局 長

大正13年5月20日大瀧鼎四郎、同6月5日芹澤登一、大正14年10月10日永田兵三郎、昭和2年11月11日山田耕、同3年2月3日木村貞一。

9 市營開始後の事業變遷大要

明治45年6月千本線丸太町線烏丸線四條線の創設開通を見次で大正元年、千本線延長、四條線延長大宮線七條線今出川線、東山線開通大正3年東山線延長、七條線延長丸太町線延長烏丸線延長の順次開通せり。かくて大正6年10月には營業路線14哩3分4厘9毛となり越えて大正7年9月多年の懸案たりし市内電鐵統一即京都電氣鐵道株式會社の買收を實行し一般乘客に多大の便を與へたり、買收後の市電としては營業哩29哩4分6厘5毛に增加し變電所は都合3箇所となれり、大正9年より軌道擴張事業を施行、大正10年5月市外線（伏見線、稻荷線）の竣工市内線に於ては都市計畫事業の施行と共に木屋町線の廢止、河原町線の開通各外劃線の順次竣成するあり、現在に於ては軌道延長59哩餘、車輛345臺を有するに至り市街地交通の便用を完成せんと努力しつつあり。

第四　神戸市

1　市營開始の年月日

大正6年8月1日

2　市營前の沿革竝市營開始の理由

明治39年11月17日附特許狀下附

明治40年6月1日會社設立登記を爲す

大正2年5月1日神戸電燈株式會社と合併し神戸電氣株式會社を設立す

大正6年8月1日神戸市に於て買收市營となる。

市營理由は未成線敷設遲延の爲め之が完成を圖り且市區改正事業の遂行に資し以て市の交通機關を統一せんとするにあり。

3　關係官廳との交渉經過

明治39年11月17日　特許狀下附　第一期線
第二期線

大正6年6月30日事業讓渡許可

大正11年8月17日第3期線特許狀下附

昭和4年2月4日付にて第3期線第5號線を廢止し新に第5號線第6號線特許

4　市營開始當時の事業狀態

大正6年度及6年度末現在

(イ)運　輸　設　備

軌道延長 12,262 米　車輛　客車 90輛　撒水車 4 輛

(ロ)料金收入　845,379.94（自大正6年8月至大正7年3月　8箇月間）

(ハ)支　　出　414,341.77（同上）

5　電　　源

(イ)市營當時の電源

火力發電　常用8,100 K.W. 豫備 5,500 K.W.

(ロ)現在の電源

火力發電及水力受電（昭和四年度現在）

(ハ)受電契約

宇治川電氣より受電

力率 80 %負荷率 68 % 5,000 K.W. 負荷率 68 % 迄は 1 K.W.H. に付 1.73 錢全超過 1 K.W.H. に付 1.20錢

(ニ)發電設備

火力發電常用 18,500 K.W. 豫備 17,100 K.W.（以上は電氣供給事業を含む）

6　軌道運轉範圍

(イ)市内及市外（市營開始當時竝現在）

市營開始當時　神戸市内

現　　在　同　上

(ロ)他の公私軌道との關係なし

但し第3期線特許狀第一號線に對し當時兵庫電氣軌道株式會社（現在宇治川電氣株式會社兵庫軌道部）より乘入車輛の直通運轉を求められたる時は市は之を拒むことを得すとの條件を附せらる。

7　料　　金　　制（料金沿革）

買收當時（大正6年8月1日）より大正7年9月30日迄1區金2錢全市を7區に分てる區間制なりしを

大正7年7月1日より金3錢均一制とす

大正8年4月1日より金4錢均一に値上す

大正9年4月1日より金5錢均一に値上す

昭和4年4月1日より金6錢均一に値上す

8　職　　制

(イ)開始當時の職制（大正6年8月）

庶務課、會計課、電燈課（三宮出張所）運輸課、電氣課、工務課、發電課、出納係、

(ロ)爾後職制の改革

大正9年2月

庶務課、會計課、電燈課（三宮出張所）運輸課、電氣課、工務課、發電課、出納係、電力係、軌道係、

大正12年6月

總務科{庶務課 調査課}　電燈科{給電課 線路課}　電車科{運輸課 工務課}　電氣科{發電課 配電課}

會計課、電氣試驗所、教習所、電力係、軌道係、

昭和2年10月

庶務課{文書係 人事係}　經理課{主計係 調度係}　會計課{出納係 倉庫係}　電氣試驗所　教習所

電車部{運輸課（庶務係、運轉係、乘車券係）
工務課（軌道係、建築係、電車線係、臨時建設係）
車輛課（車輛係、工場）}

電氣部{給電課（庶務係、營業係、技術係）
電路課（線路係、地下線係、檢査係）
動力課（電力係、工事係）}

(ハ)主腦者の移動

大正6年8月乾長次郎事務取扱を命ぜらる

大正7年7月小堀十龜

大正9年3月米田德三郎（10年12月迄代理）

昭和2年4月助役杉野繁事務取扱

昭和2年8月石田太郎

9　市營開始後の營業變遷大要

事項	大正六年度	昭和三年度
年度末軌道亙長	12.252Km	130.313Km
年度末各車輛設備數	90輛	260輛
一日平均使用車輛數	63輛	272輛
一日平均運轉粁數	10.767k.m.	55,061Km
一日平均乘客人員	140,505人	303,440人
一日平均料金收入	4,108圓	14,923圓
一日平均電車使用電力量	10.976k.w.h.	58,486k.w.h

第五　横濱市

1　市營開始の年月日

大正10年4月1日

2　市營前の沿革竝市營開始の理由

明治35年4月23日横濱電氣鐵道株式會社創立同36年9月12日工事着手同37年7月16日神奈川大江橋間

1哩60鎖營業開始當時の營業狀態、運轉車輛8輛乃至12輛1日平均乘客 5,000 人同收入 140 圓なり。大正2年11月29日市と報償契約締結報償金總收入の 100分の5大正5年度新線敷設一段落同年度末現在營業線延長12哩64鎖なり。

歐洲戰爭後に於ける財界沒落の影響を受け經營困難となり財政極度に窮迫を告げたるにより會社は電車賃値上によりこの苦境を脫せんとし大正9年4月15日市に對し其の値上の申請を提出す、是より先市當局に於ては市民の利害に重大なる影響を有する市內唯一の機關を一私設會社の經營に放置すべきに非ずとなし四圍の情勢竝市の將來に鑑み市營の斷行を決意し當時の市長久保田政周氏は市幹部と密議し、之を市參事會に諮り大正9年6月18日之を會社に提示す、爾來兩者間に交涉を重ぬること數回、原富太郎、渡邊福三郎、兩氏の調停に依り漸く同年10月23日買收價格 6,200,000圓にて之が買收の假契約を締結せり。

3　關係官廳との交涉經過

大正9年11月15日市及横濱電氣鐵道株式會社連名により軌道事業買收に關し許可申請提起同10年2月28日五箇條の條件を附し許可指令を受く。大正10年3月7日內務、大藏兩大臣宛市社連名請書提出、大正9年11月15日電氣軌道事業乘車條例許可申請提起同年3月15日許可指令を受く大正9年第2回電車事業公債條例の許可申請提起、同10年3月31日許可指令を受く。

4　市營開始當時の事業狀態

(イ)運輸設備　軌道延長38 哩、車輛四輪、客車144 輛、

(ロ)料金收入　一日平均 6,630 圓

(ハ)支　出　營業費一日平均支出額　3,500圓

5　電　源

(イ)市營當時の電源　交流 1,000 K.W.

(ロ)現在の電源　交流 2,600 K.W.

(ハ)受電契約

會社時代の受電契約を其儘繼承し横濱電氣株 式會社より 1 K.W.H. 4 錢3 厘にて受電、同10年5月會社東京電燈株式會社に合併せるにより大正10年6月1日より東京電燈株式會社と 1 K.W.H.3 錢5厘にて受電契約を爲す、同12年4月1日2錢8厘に、同15年4月1日2錢6厘に昭和3年1月1日2錢4厘 5に同4年4月1日2錢4厘に變更す。

(ニ)自家用電設備

會社より買收したる儘の容量豫備 300 K.W. の火力發電設備ありたるも大正12年の大震火災により燒滅せり。

6　電氣軌道運轉範圍

(イ)市內及市外

(ロ)市營開始當時の軌道延長は 20.49粁にして同市面積 2.401 方里、人口 433,952人、路線數 7 現在(昭

和3年度末）軌道延長 43·59粁にして全市面積 8.98 方里、人口 565,308人、路線數 15

(ハ)昭和3年11月1日より横濱乘合自動車株式會社に於て杉田、横濱驛間營業路線延長 11.74 粁（本市電氣軌道と併用線）を使用車輛 20 輛を以て營業開始せる結果一箇年損害豫定額 163,000圓の見込なり。

7 料　金　制（料金沿革）

1　明治37年7月16日營業開始、同日より次の如く實施、普通片道3錢、同往復6錢、割引2錢

2　明治45年12月24日次の通り改正普通片道4錢、同往復8錢、割引2錢、同往復4錢、普通回數29回券70錢同30回券1圓5錢、50回券1圓75錢、通學回數券不詳

3　大正5年7月10日實施、兒童海水浴乘車券31日間通用券1圓20錢

4　大正6年7月10日普通回數乘車券次の通り改正 20回券95錢、49回券1圓95錢、70回券2圓95錢

5　大正6年9月1日通學回數券次の通り實施、25回券85錢、50回券1圓65錢

6　大正10年4月4日次の通り改正實施 普通片道6錢、往復12錢、普通回數16回券95錢、同41回券2圓4錢、通學20回券95錢、49回券1圓95錢、兒童海水浴乘車券31日間通用1圓50錢、割引片道5錢、往復9錢

7　昭和3年9月5日兒童海水浴乘車券次の通り改正實施 10日間通用50錢、20日間通用1圓 31日間通用1圓50錢

8　大正14年11月5日磯子、杉田間開通特定料金5錢、同昭和2年4月1日隣接町村合併と同時に同特定料金廢止市内共通料金實施

8 職　　制

(イ)市營開始當時の職制

大正10年4月1日市營開始同時に横濱市電氣局を設く。局長は市長の命を受け局務を總理す、局に庶務課、工務課、運轉課、會計課の4課を設け各課に課長を置き主事又は技師を以て之に充つ。

(ロ)爾後職制の改革

昭和3年2月6日工務課を廢止し電氣課 土木課を設く。

(ハ)主職者の移動

大正10年4月1日局長青木周三、主任技師矢野充就任、大正12年4月12日青木周三局長辭任、同日附局長事務取扱就任同13年6月20日青木周三局長事務取扱辭任、同日附朝倉政次郎局長代理就任、大正13年6月20日朝倉政次郎局長就任、昭和2年11月8日朝倉局長辭任、同日附助役楢岡徹局長事務取扱就任、昭和3年1月10日楢岡局長事務取扱辭任同日附永田兵三郎局長就任現在に至る。

9 市營開始後の事業變遷大要

1　事業買收後の改良擴張にあつたため大正11年4月第2回電車事業公債を起し軌道全線大改修を爲し大に運轉の圓滑竝輸送力の充實を圖れり。

2　大正11年6月電車網の第1次計畫を樹て第3回公債を起し杉田線 本牧線 久保町線 の3線4哩餘の工事に着手し昭和3年5月之が全計畫の竣成をなしたり。

3　大正12年9月1日大震火災に遭遇し軌道電線路、電力設備、其の他財產上に及ぼしたる 損害約

2,300,000 圓總資金の約4分の1に當る損害を蒙れり。

4　營業中止復舊に努力し同年10月2日神奈川馬車道間開通其の後漸次復舊し同10月26日全線開通を爲したり。

5　大正12年12月24日法律第53號に依り特別都市計畫法實施せられ横濱郡、市、の道路網確立するに及び之に伴ひ本市電計畫をたて五箇年繼續事業として之が資金 13,000,000 圓を公債に依ることと爲したり。大正12年7月本市復興事業公債中に電氣事業復興資金 9,500,000 圓を含め米貨に依る事として其の筋に申請を爲す、取敢へず大藏省預金部より 2,700,000 圓を借入事業を開始す（大正12年11月18日米貨公債條例の許可指令に接す、同3年3月31日第四回公債に對する許可指令を受く）昭和3年度末に於て其の殆ど大部分の竣成を告げたり。

第六　名古屋市

1　市營開始の年月日

大正10年8月1日

2　市營創設前の沿革竝市營開始の理由

本市電氣軌道事業は明治28年愛知馬車鐵道株式會社の組織を變更して名古屋電氣鐵道株式會社とせしに創れり。

愛知馬車鐵道株式會社は明治27年6月25日の創設にして資本金 150,000 圓を以て押切より笹島を經て榮町通を久屋町に至る線竝本町御門を南下して廣小路に至る兩線を計畫せしも財界不振の際なりし爲經營困難に陷りしかば明治28年之を電氣軌道に變更し資本金を 250,000 圓に增資し名古屋電氣鐵道會社と稱し明治29年4月事業に着手せり爾來數回の增資を重ね大正9年には資本金 15,000,000 圓となり明治41年本市と名古屋電氣鐵道株式會社との間に成立せる報償契約中『會社は市の希望により會社營業及之に必要なる物件全部の買收に應ずべきものとす』との條項に基き大正9年7月13日名古屋市會に於て電車市營促進の意見書提案せられ滿場一致可決し同月16日市當局は會社に對し買收の希望を通じたるに會社より應諾の回答を得たり爾來十數回の交涉を經大正9年10月25日假契約を締結し大正10年10月7日愈々買收契約の成立を見るに至れり。かくて大正11年8月1日之を市に引繼ぐこととなれり。

3　關係官廳との交涉經

大正11年11月1日軌道敷設特許權及電氣事業讓渡の許可竝公債條例認可に付內務、鐵道、大藏、遞信の4大臣に申請書を提出し敷設特許權の許可は大正11年6月5日事業讓渡の許可は同6月4日附を以て指令下附せられたり。

4　市營開始當時の事業狀態

(イ)運　輸　設　備

鐵道延長　51 哩　16 鎖　70 節

車輛數　4輪車　215輛　ボギー車15輛　撒水車5輛　計235輛

(ロ)自大正11年8月1日 至大正12年3月31日　料金收入　2,038,972.490圓

同　支出　1,136,263.427圓

5 電源

(イ)市營當時の電源

東邦電力株式會社より電力購入

(ロ)契約要領

契約最大電力　2,900 K.W.

責任使用量　34,800 K.W.H.

負荷率　50 %

契約　年限　昭和4年4月1日より1箇年間にして尙双方異議なき時は向ふ1箇年間繼續するものとす

特殊の條件直流 600 ボルトを以て街燈に電力を供給するものにして毎月料金支拂の際街燈用電力量の內東邦電力が 8,200 K.W.H. を負擔するものとす。

(ハ)發電設備なし、變電所は次の4箇所とす。

南鍛冶屋町、那古野町、船方、長塀町

6 軌道運轉範圍

(イ)市內市外（市營開始當時竝現在）

榮町線、熱田線、公園線、押切線、築港線、江川線、御黒門線、覺王山線、東築地線、行幸線、片端線

高岳線、上江川線、葵町線、堀內町線（以上は市營開始當時）

以上の路線を連絡又は延長するため次の7線を增加す。

東郊線、明道町（線高岳延長線、大津町線、押切淨心連絡線、藤成線、岩井町線、（以上は現在）

(ロ)他の公私軌道との關係

市の北部には市內柳橋を起點として犬山町方面、一宮市方面竝津島町方面小牧町等に通ずる名古屋鐵道株式會社あり柳橋より押切間の軌道は市有押切線を共有せり、其の他の市の南部には熱田神宮前を起點として岡崎市豊橋市方面竝知多郡常滑方面に通ずる愛知鐵道株式會社及西築地電氣株式會社あり。西部には下の一色電車軌道株式會社及中村電氣軌道株式會社あり東部には市內千早町より八串に通ずる新三河鐵道株式會社及市內明道橋より瀨戸市に通ずる瀨戸電鐵株式會社ありて當市及附近市町村との交通を便にせり。

7 料金制竝料金沿革

名古屋電氣鐵道株式會社時代には區間制なりしが大正10年12月1日より均一制に改正し市營後、昭和2年6月1日乘車料金の値上をなせり。自大正8年1月1日至大正10年11月31日會社時代の區間制の大要左の通り。

全線を3區に分ち1區2錢、2區4錢、3區6錢

回數券53區券95錢、25區券45錢、通學乘車券を大小の二種に區別し大1箇月1區60錢、2區1圓20錢、小1月1區42錢、2區84錢

大正10年12月1日より均一制とせり大要左の如し

普通券片道4錢、往復8錢、回數券24回券95錢、50回券1圓95錢

通學回數券　甲（中學程度）1箇月1圓20錢

同　乙（小學校程度）1箇月84錢

昭和2年6月1日乘車料金の値上を行ひ次の如く改正せり

普通片道券6錢、往復12錢

朝間割引券片道4錢　往復8錢

軍人割引券（往復に限る）8錢

回數券（17回券）1圓（35回券）2圓

通學回數券（25回券）1圓（50回券）2圓

8 職制

(イ)開始當時の職制

1　電氣軌道事業經營に關する事務を掌理する爲め電氣局を置く

2　電氣局に局長其の他必要なる吏員を置く

3　局長市長の命を受け電氣局に屬する一切の事務を總理し局員を指揮監督す

4　各課に課長を置き主事又は技師を以て之に充つ經理課長は副收入役を以て之に充つることを得

5　課長は上司の命を受け主管事務を處理し所屬課員を指揮監督す

6　局長に事故ある時は普通事務は庶務課長技術に關する事務は主務課長之を代理す

(ロ)爾後職制の改革

各課に課長を置き主事技師又は副收入役を以て之に充つ。局長事故ある時は代理者は其の都度之を定む課長事故ある時は代理者は局長之を定む。

(ハ)主腦者の移動

1. 小平保藏　2. 永瀨連太郎（局長心得）3. 生野圓六　4. 服部仁藏　5. 工當　准

9 市營開始後の事業變遷大要

會社より引繼を受くる前本市に於ては第一期建設改良の計畫をたて事業の方針を定めたり。其の大要は自大正11年度至同15年度5箇年間繼續事業とし市債 5,700,000圓、不要品賣却代 440,000圓、乘車料繰入 3,140,000圓、合計 9,280,000 圓を以て5大幹線たる明道町線、岩井町線、高岳延長線、大津町線、東郊の敷設及車輛の新造を始め公園線、江川線の一部堀內町線其の他軌道及車輛の改良、車庫工場、變電所の增設等なりしが其の後計畫の一部を變更し、覺王山線の復線淨心押切連絡線の新線追加と同時に市債 6,400,000圓に增加し豫定1箇年延長して昭和2年度の始に於て全部の竣工を見るに至れり。

第一表

電氣軌道

都市別	種別	營業軌道	車輛總數 四輪車	車輛總數 ボギー車	使用電力量 自家發電系統	使用電力量 受電系統	運輸成績 年計 車粁	運輸成績 年計 定員粁	運輸成績 一日平均 車粁	運輸成績 一日平均 定員粁
東京市	均一料金線	166.7	—	—	—	—	60,856,515	4,957,209,022	136.8	13,581,395
	特定料金線	6.6	—	—	—	—	1,565,848	134,662,928	4.4	375,106
	計	173.3	297	1,297	—	97,607,175	62,432,363	5,091,871,950	—	—
大阪市		102.8	294	579	5,279,840	58,116,490	38,573,308	2,660,403,349	105.7	7,288,776
京都市		56.1	356	40	—	21,697,031	21,762,857	925,722,736	59.624	2,636,228
神戸市		30.3	178	97	1,330,210	24,358,460	17,180,281	1,171,958,406	47,069	3,210,817
横濱市		46.4	220	20	—	13,455,537	12,106,191	762,574,354	—	—
名古屋市		53.5	229	85	—	15,907,810	13,892,316	642,683,622	38,061	1,760,777

備考　東京市、横濱市ノ公債未償還額ハ昭和四年度末現在ヲ掲ゲタリ。

第二表

電氣軌道事業設備（其ノ一）東京市

種別		市營開始當時（明治四十四年度末） 數量	市營開始當時（明治四十四年度末） 要項	昭和五年度末現在 數量	昭和五年度末現在 要項
營業路線亘長		粁 103.368 (64.230)		137.296	本年度開通 4.586
同　軌道延長		205.798 (127.877)		345.318	9.140
客車	四輪車	923		297	
	ボギー車	153		1,297	
	計	1.076		1,594	
電力設備	發電設備	kw 14,700	（電氣供給事業ト共用）	kw —	契約總量（〃）
	受電設備	—	（不詳）	63,700	
	計	14,700		63,700	
	一日平均發電々力量	kw.h. 121,335		—	
	一日平均受電々力量	8,574		267,417	
	計	129,909		267,417	
	變電設備一日平均	—		32,910	
	變電所出力量	77,719		232,132	

備考　受電容量ハ電氣供給事業ト區別シ難キヲ以テ兩事業ノ合計額ヲ掲ゲタリ。

表

事業概要

乘車人員 年計	乘車人員 一日平均	乘車料金 年計	乘車料金 一日平均	歲計 歲入	歲計 歲出	資產	公債未償還額
353,182,070	967,622	23,303.861	638	—	—	—	—
16,555,638	44,187	495,036	1,322	—	—	—	—
—	—	—	—	38,292,589	37,109,249	217,708,801	192,618,481
280,805,736	769,331	15,662,960	42,912	17,102,940	11,651,090	106,159,739	85.349,264
101,047,471	276,342	5,801,244	15,894	9,857,008	8,041,717	31,314,000	22,440,910
94,161,025	257,975	5,362,699	14,692	22,743,428	7,734,423	61,306,366	37,750,000
48,406,480	132,620	3,212,609	8,802	4,533,353	4,618,343	28,602,998	24,380,572
67,961,679	186,196	3,715,349	10,179	6,783,791	6,501,141	27,301,396	47,661,770

第二表　（其ノ二）大阪市

種別		市營開始當時（明治三十六年度末） 數量	市營開始當時（明治三十六年度末） 要項	昭和五年度末現在 數量	昭和五年度末現在 要項
營業路線亘長		哩 3.08	單線軌道 60封度T型	k.m. 102.8	
同　軌道延長		3.08		204.8	
車輛	四輪車	輛 5	取付電動機馬力數25. 35馬力ノ2種. 定員42人. 內一輛ハ2階造. 獨國ヘルブランド會社製	輛 294	外ニ貨車 26
	ボギー車	—		579	撒水車 30
	計	5		873	
電力設備	發電設備	—	大阪電燈株式會社ヨリ受電	k.w. 36,000	發電所 3 宇治川大同日電ヨリ受電
	受電設備	H.P. 50		晝間 66,900 夜間 85,000	
	計	50		晝間 102,900 夜間 121,000	
	發電力量	—		k.w.h. 5,279,840	
	受電力量	—		53,116,490	
	計	—		58,396,330	
	變電設備	—		k.w. 18,500	
	變電所出力量	—		k.w.h. 157,549	一日平均

第　二　表　（其ノ三）京都市

種別		市營開始當時（明治45年度末）数量	要項	昭和五年度末現在 数量	要項
營業路線亘長		k.m. 22,323		k.m. 56.0 6	
同軌道延長		44,617		111.878	
客車	四輪車	輛 167		輛 366	
	ボギー車	—		40	
	計	167		406	
電力設備	發電設備	—		—	
	受電設備	k.w. 1,200		k.w. 5,200	
	計	1,200		5,200	
	發電力量	—		—	
	受電力量	k.w.h. 3,223,400		21,697,031	
	計	3,223,400		21,697,031	
	變電設備	k.w. 1,200		k.w. 5,200	
	變電所出力	不明		k.w.h. 19,586,230	

第　二　表　（其ノ四）神戸市

種別		市營開始當時（大正六年度末）数量	要項	昭和五年度末現在 数量	要項
營業路線亘長		m. 12,262		軒 30 307	
同軌道延長		24,524		60.563	
車輛	四輪車	輛 90		輛 173	
	ボギー車	—		97	
	計	90		275	
電力設備	發電設備	k.w. 常用 8,100 豫備 5,500	電力設備ハ給電用ニ併用セルヲ以テ合計ヲ記載ス	k.w. 常用 18,500 豫備 17,100	
	受電設備	—		48,811	
	計	常用 8,100 豫備 5,500	發電力量ハ大正6年8月ヨリ大正7年3月マデ8箇月間トス	67,311 17,100	
	發電力量	k.w.h. 3,203,930		k.w.h. 1,490,764	
	受電力量	—		24,411,334	
	計	k.w.h. 3,203,930		25,902,098	
	變電設備	v.a. 常用 1,800 豫備 600		v.a. 常用 6,000 豫備 4,800	
	變電所出力	—		k.w.h. 64,063	

備考　電力設備局發電設備中 12,500k.w. 1臺「ボイラー」ナシ

第　二　表　（其ノ五）名古屋市

種別		市營開始當時（大正十一年度末）数量	要項	昭和五年度末現在 数量	要項
營業路線亘長		軒 46.4999	單線 軒 2.5813 複線 43.9183	k.m 53.5336	單線 k.m 0.3232 複線 53.2074
同軌道延長		90.4179	—	106.7380	—
車輛	四輪車	輛 245	外ニ撒水車 輛 5	輛 229	外ニ撒水車 輛 12
	ボギー車	15		85	貨車 2
	計	260		314	—
電力設備	發電設備	—	設備ナシ	ナシ	
	受電設備	k.w 1,900		k.w 3,000	
	計	1,900		3,000	
	發電力量	—		—	
	受電力量	k.w.h 25,579	大正11年帝（自大正11年8月11日至大正12年3月31日）ニ於ケル1日平均受電電力量ヲ示ス	43,584	昭和五年度ニ於ケル一日平均受電々力量
	計	25,579		43,584	
	變電設備	臺 8	570w.廻轉變流機 臺 2 300w. 〃 2 300w.誘導電動發電機 4	臺 14	1,100k.w.水銀整流器 2臺 750 〃 〃 2 1,000 〃 廻轉變流機 1 500 〃 〃 3 300 〃 〃 2 300 〃 誘導電動發電機 4
	變電所出力	k.w 1,900	變電所名 出力 南鍛冶屋町 1,000kw 那古野町 300kw	k.w 4,050	變電所名 出力 大池 1,100k.w 那古野町 1,000 〃 長塀町 600 〃 船方 600 〃 西寮 750 〃

第　三　表

電氣軌道事業建設費　（其ノ一）東京市

種別	市營開始當時（明治四十四年度末）金額	要項	昭和五年度末現在 金額	要項
用地費	円 9,227,404		円 43,246,936	
建物費	1,761,551		10,520,497	
軌道費	8,480,295		44,209,610	
橋梁費	513,283		1,599,937	
電線路費	5,465,505		19,209,349	
車輛費	5,722,237		31,297,220	
電力設備費	4,351,595		7,221,792	
工場設備並機械器具費	335,662		2,007,644	
設計及監督費	894,446		7,854,946	
買收差金（權利金）他	25,741,008		25,741,008	
其	—		362,469	
計	62,492,986		193,271,408	

第三表 (其ノ二) 大阪市

種別	市營開始當時（明治三十六年度末） 數量	市營開始當時（明治三十六年度末） 金額	昭和五年度末現在 數量	昭和五年度末現在 金額
		円		円
用地費	—	—		27,266.990
建物費	—	5,070.000		7,753.230
軌道費	3.03哩	70.952.000		21,196.240
橋梁費	—	—		6,565.751
電線路費	—	—		4,789.761
車輛費	5輛	32,434.000		13,399.581
電力設備費	—	—		10,568.068
工場設備竝機械器具費	—	3,675.000		1,263.429
設計監督費	—	貯藏物品 3,613.000		—
其ノ他	—	現金 6,649.000		4,166.167
計	—	122,393.000		96,959.217

備考
1. 軌道費ニハ用地、橋梁、電線路費等ヲ包含セルモ區別明カナラズ
2. 數量ハ判明セルモノノミヲ掲記セリ

第三表 (其ノ三) 京都市

種別	市營開始當時（明治45年度末） 金額	市營開始當時（明治45年度末） 要項	昭和五年度末現在 金額	昭和五年度末現在 要項
	円		円	
用地費	6,252,116.694		6,601,492.202	
建物費	240,537.590		2,153,242.270	
軌道費	1,422,846.278		5,864,100.510	
橋梁費	600,617.000		600,617.000	
電線路費	477,005.260		1,778,473.510	
車輛費	814,680.570		3,030,010.480	
電力設備費	79,093.190		1,157,791.510	
工場設備竝機械器具費	49,188.280		183,889.860	
設計監督費	279,222.270		932,686.770	
買收差金	—		4,750,000.000	
其ノ他	31,629.370		—	
計	10,246,936.502		27,052,304.112	

第三表 (其ノ四) 神戸市

種別	市營開始當時（大正六年度末） 數量	市營開始當時（大正六年度末） 金額	昭和五年度末現在 數量	昭和五年度末現在 金額
		円		円
用地費	—	3,096,055.875	—	8,878,225.995
建築費	—	137,939.448	—	419,613.268
軌道費	—	626,568.447	—	3,968,498.427
橋梁費	—	144,110.635	—	344,888.985
電線路費	—	290,151.227	—	971,189.807
車輛費	—	772,104.787	—	4,253,941.267
電力設備費	—	596,495.657	—	1,581,968.092
工場設備竝機械器具費	—	52,077.943	—	413,093.497
設計監督費	—	134,657.033	—	136,536.868
買收差金	—	3,481,843.200	—	3,481,843.200
其ノ他	—	870,690.934	—	2,678,140.474
計	—	10,192,695.211	—	27,132,939.880

備考 用地費中ニハ第二期第三期線、都市計畫事業費負擔金ヲ含ム

第三表 (其ノ五) 名古屋市

種別	市營開始當時（大正十一年度末） 數量	市營開始當時（大正十一年度末） 金額	昭和五年度末現在 數量	昭和五年度末現在 金額
	坪	円	坪	円
用地費	26,284.66	494,143.730	33,646.075	879,095.849
建物費	3,347.2675	216,741.188	—	1,794,112.263
軌道費	56哩	2,922,411.639	延長 k.m 105,733	9,023,387.966
橋梁費	軌道費ニ入ル	—	軌道費ニ含ム	—
電線路費	56.2哩	419,034.654	客車 314輛	302,318.327
車輛費	客車 330輛 撒水車 5	2,673,520.763	撒水車 12 貨車 2	5,139,010.640
電力設備費	—	457,671.239	—	916,812.311
工場設備竝機械器具費				—
設計監督費	軌道電線路費ニ含ム	—	軌道電線路費ニ含ム	—
買收差金（權利金）	—	6,090,523.270	—	6,039,523.270
其ノ他	—	—	—	455,849.600
計	—	13,232,046.538	—	24,609,110.226

第四表

電氣軌道事業主要設備

都市別	用地 市有 口數	用地 市有 面積	用地 借地 口數	用地 借地 面積	建物 市有 口數	建物 市有 面積	建物 借家 口數	建物 借家 面積	營業軌道 單線	營業軌道 複線	營業軌道 計	營業軌道 延長	車輛 貨車 車數	車輛 貨車 延定粁數	車輛 撒水車 車數	車輛 撒水車 延粁	電力設備 發電所 口數	電力設備 發電所 容量	電力設備 受電 口數	電力設備 受電 容量	電力設備 變電所 口數	電力設備 變電所 容量	電線路 送電線 架空	電線路 送電線 地中	電線路 電車線 架空	電線路 電車線 地中	電線路 饋電線 架空	電線路 饋電線 地中	電線路 配電線 架空	電線路 配電線 地中	車 客車 四輪車	車 客車 ボギー車	車 客車 延員定數
	口	粁	口	粁	口	粁	口	粁	粁	粁	粁	粁	輛	粁	輛	粁	口	kw	口	kw	口	kw	粁	粁	粁	粁	粁	粁	粁	粁	輛	輛	人
東京市	64	153,616	81	20,324	127	48,104	10	132	1.274	172.0	173.3	384.4	297	1,297	129,362																		
大阪市	55	1,363,000 sm	24	70,575 sm	1,254	125,063 sm	—	—	0.800	102.0	102.8	204.8	294	579	57,908																		
京都市	368	157,025 sm	32	8,164 sm	303	33,910 sm	—	—	0.254	55.8	56.1	111.9	366	40	22,169																		
神戸市	173	16,294	3	93	112	9,291	1	23	0.046	30.3	30.3	30.6	178	97	18,412																		
横濱市	81	58,227	1	1,467	121	6,085	2	48	—	46.4	46.4	92.9	220	20	15,096																		
名古屋市	15	33,647	5	275	13	6,767	1	1	0.323	53.2	53.5	106.7	229	85	15,673																		

備考 ●東京市發電所ハ其ノ設備トシテ本事業ニ屬スルモ本年度ニ於テハ電力量電氣供給事業ノミニ使用シタリ。

第五表

電氣軌道事業運輸成績 (1)

都市別	人口	内譯	營業日數	路線粁程 年度末	路線粁程 一日平均	軌道延長 年度末	軌道延長 一日平均	客 最多運轉車輛數 年計 四輪車	客 最多運轉車輛數 年計 ボギー車	客 最多運轉車輛數 年計 延定員數	客 最多運轉車輛數 一日平均 四輪車	客 最多運轉車輛數 一日平均 ボギー車	客 最多運轉車輛數 一日平均 延定員數	運輸粁 年計 四輪車 車粁	運輸粁 年計 四輪車 定員粁	運輸粁 年計 ボギー車 車粁	運輸粁 年計 ボギー車 定員粁	運輸粁 計 車粁	運輸粁 計 定員粁	車數 一日平均 四輪車 車粁	車數 一日平均 四輪車 定員粁	車數 一日平均 ボギー車 車粁	車數 一日平均 ボギー車 定員粁
				km	km	km	km																
東京市	—	均一料金線	—	166.7	163.1	329.9	325.2	63,384	307,342	30,231,180	174.0	842.0	82,825	10,521,620	547,124,240	50,344,895	4,410,084,782	60,866,515	4,957,209,022	28,826	1,498,971	137,931	12,082,424
東京市	—	特定料金線	—	6.6	6.7	13.2	13.2	—	9,479	815,194	—	26.0	2,271	—	—	1,565,848	134,662,928	1,565,848	134,662,928	—	—	4,362	375,106
東京市	3,301,337	計	365	173.3	—	343.1	—	63,384	316,821	—	174.0	868.0	—	10,521,620	547,124,240	—	—	—	—	28,826	1,498,971	—	—
大阪市	2,453,400	—	365	102.8	102.8	204.8	204.8	49,552	151,334	13,944,939	136.0	414.0	38,205	10,119,308	433,308,769	28,454,000	2,227,094,580	38,573,308	2,660,403,349	27,724	1,187,147	77,956	6,101,629
京都市	—	—	365	56.1	56.0	111.9	111.7	20,450	7,635	4,228,800	247.8	20.9	11,584	20,382,616	815,305,832	1,380,211	110,416904	21,762,857	925,722,736	55,843	2,233,716	3,781	302,512
神戸市	—	—	365	30.3	30.3	60.6	60.6	51,997	29,814	5,543,446	142.0	82.0	15,097	10,458,656	580,455,380	6,721,625	591,503,026	17,180,281	1,171,958,406	28,654	1,590,297	18,415	1,620,520
横濱市	—	—	365	46.4	46.4	92.9	92.9	52,564	5,320	—	144.0	146.0	—	11,093,697	651,200,014	1,012,494	111,374,340	12,106,191	762,574,354	30,394	1,784,110	2,774	305,135
名古屋市	—	—	365	53.5	53.4	106.8	106.5	56,099	16,205	3,377,073	154.0	44.0	9,252	11,072,960	465,064,220	2,819,356	177,619,302	13,892,316	642,683,622	30,337	1,274,149	7,724	486,628

(裏面へ)

第　五

（前頁ヨリ續ク）

都市別＼種別	客車 運轉車數 一日平均 計 車軒	客車 運轉車數 一日平均 計 定員軒	運 平均速度 軒	運 乘車人 年計	運 乘車人 一日平均	運 乘車人 運轉車定員一人軒當	運 乘車人 一日平均路線一軒當	運 乘車人 一日平均軌道延長一軒當
	軒	軒	軒					
東京市	166.8	13,581.395	14.35	353,182,070	967,622	0.071	5,931	2,975
	4.4	375.106	13.54	16,555,638	44,187	0.123	6,945	3,489
	—	—	—	—	—	—	—	—
大阪市	105.68	7,298.776	13.05	230,805,736	769,331	0.106	7,483	3,577
京都市	59.62	2,636.228	—	101,047,471	267,842	0.109	4,944	2,474
神戸市	47.07	3,210.817	—	94,161,025	257,975	0.080	8,512	4,259
横濱市	—	—	—	48,406,480	132,620	0.050	2,856	1,423
名古屋市	38.06	1,760.777	—	67,961,679	186,196	0.106	3,490	1,748

第　六

電　氣　軌　道　事　業　使　用　電　力

都市別＼種別	自家發電系統 電力量 k.w.h.	自家發電系統 電力費 円	自家發電系統 變電所出力量 k.w.h.	自家發電系統 能率 %	受電系統 電力供給會社	受電系統 周波數 ～	受電系統 電力量 k.w.h.	受電系統 料金 円	受電系統 變電所出力量 k.w.h.	受電系統 能率 %	受電系統 電力供給會社	受電系統 周波數 ～
東京市	—	—	—	—	鬼怒川水力電氣株式會社	25	87,370,070	—	84,490,400	86.5	京濱電氣鐵道株式會社	d.c.
大阪市	5,279,840	61,159	5,279,840	100	大同電力株式會社	60	33,568,930	646,029	—	—	宇治川電氣株式會社	60
京都市	—	—	—	—	京都市水利事業ヨリ	60	9,226,232	—	8,038,909	87.0	京都電燈株式會社	60
神戸市	1,330,210	30,648	—	—	宇治川電氣株式會社	—	15,855,780	233,184	—	—	日本電力株式會社	—
横濱市	—	—	—	—	—	—	13,455,537	313,381	12,864,970	95.6	—	—
名古屋市	—	—	—	—	東邦電力株式會社	—	15,907,810	331,998	14,754,850	92.0	—	—

表　（2）

員 平均一人一回乘車軒	員 平均乘車密度	鑛 乘車料金 年計	乘車料金 一日平均	乘車料金 運轉車定員一人軒當	乘車料金 一日平均線路一軒當	乘車料金 一日平均軌道延長一軒當	乘車料金 乘客一人當
km	%	円	円	円	円	円	円
5.34	37.1	23,303,961	638	0.005	391.36	196.34	0.066
—	—	495,096	1,322	0.004	207.70	104.30	0.030
—	—	—	—	—	—	—	—
5.31	—	15,662,980	42,912	0.006	417.40	209.50	0.056
—	—	5,801,244	15,894	0.006	233.82	142.04	0.057
—	—	5,362,699	14,692	0.005	484.73	212.58	0.057
4.60	29.0	3,212,609	8,802	0.004	189.53	94.77	0.066
—	—	3,715,349	10,176	0.006	190.78	85.56	0.055

表

業　使　用　電　力　（1）

系統 計 電力量 k.w.h.	料金 円	變電所出力量 k.w.h.	能率 %	電力供給會社	周波數 ～	電力量 k.w.h.	料金	變電所出力量 k.w.h.	能率 %	計 電力量 k.w.h.	計 料金 円	計 變電所出力量 k.w.h.	計 能率 %
226,875	—	226,875	100	—	—	—	—	—	—	97,607,175	2,075,612	84,724,855	86.8
19,547,560	279,222	—	—	—	—	—	—	—	—	53,116,490	925,651	52,225,690	98.3
2,330	—	2,000	86.0	宇治川電氣株式會社	60	12,463,469	—	11,545,371	93.0	21,607,031	—	19,586,230	90.0
8,502,680	151,909	—	—	—	—	—	—	—	—	24,358,460	435,093	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13,455,537	313,381	12,864,970	95.6
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15,907,810	331,998	14,754,850	92.0

第六表 (2)

種別 / 都市別	合							變	計				變電所出力用途別				
	發電及受電								電所出力								
	一箇年供給及使用時間	電力量	電力費	最大電力	平均最大電力	平均電力	平均負荷率	一箇年供給及使用時間	電力量	平均最大電力	平均電力	全能率	電車	柱燈	工場	自動車	其ノ他
	時	k.w.h.	円	k.w.h.	k.w.h.	k.w.h.	%	時	k.w.h.	k.w.h.	k.w.h.	%	k.w.h.	k.w.h.	k.w.h.	k.w.h.	k.w.h.
東京市	8,760	97,607,175	2,075,612	23,560	19,569	11,142	56.9	8,760	84,724,855	—	9,672	86.8	80,120,345	4,194,860	183,360	226,290	—
大阪市	8,760	58,396,330	—	13,860	12,520	6,666	53.3	8,760	57,505,320	—	65,645	—	(DC) 51,717,490	1,752,810	—	—	—
京都市	8,760	21,697,031	—	4,100	3,392	2,477	73.0	8,760	19,586,230	3,095	2,236	90.0	19,920,920	1,776,111	—	—	—
神戸市	7,596	25,688,670	465,741	5,520	4,920	3,370	69.0	7,596	23,383,000	—	3,078	—	—	—	—	—	—
横濱市	7,304	13,455,537	313,381	—	—	—	—	7,304	12,864,970	2,786	1,762	95.6	11,411,792	961,435	102,900	—	388,843
名古屋市	30,122	15,907,810	331,998	4,240	3,467	2,294	66.1	30,122	14,754,350	3,258	20,340	94.0	14,458,638	202,212	221,275	—	—

第七表

電氣軌道事業歲計 (1)

(歲入)

種別 / 都市別	歲入總額	經常									臨時部								
		財產收入	使用料	受託事業費	繰入金	納付金	病院診療所收入	財產賣拂代	雜收入	繰越金	市債	借入金	寄付金	計	繰入金	繰越金	市債	財產收入	補助金	市債金經濟保留金利子	財產賣拂代	翌年度歲入繰上	計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
東京市	38,292,589	84,263	23,831,368	—	634,225	156,658	235,218	42,082	2,145,835	2,981,499	8,181,441	—	—	38,292,589	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大阪市	17,102,940	—	15,662,980	—	—	—	—	—	1,022,297	—	—	—	—	16,685,277	347,827	—	(其ノ他ノ收入) 10,840	(雜收入) 58,996	—	—	—	—	417,663
京都市	9,857,008	17,171	6,481,325	148,325	250,000	—	—	—	259,581	2,700,606	—	—	—	9,857,008	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神戸市	22,743,428	▲ 20,785 11,138	▲10,006,872 5,362,699	—	—	—	—	—	▲ 398,428 213,503	—	(其ノ他ノ收入) ▲ 106,258	—	—	▲10,532,343 5,587,339	—	4,496,628	1,962,000	—	—	—	—	—	6,458,628
横濱市	4,533,353	13,775	3,212,609	—	—	—	—	—	85,303	—	—	—	—	本市經濟ヨリ繰入金 7,200,000	—	474,194	公債元利 —	償還指 40,360	定寄附金 —	82,784	657,447	—
名古屋市	6,783,791	—	4,328,888	—	—	—	—	—	173,877	224,839	—	—	—	4,727,604	1,247,540	808,547	—	100	—	—	—	—	2,056,187

備考 ●神戸市▲印ハ電氣供給事業收入。

第七表

電氣軌道事業歲計 (2ノ一)

(歲出)

都市別＼種別	歲出總額	經常部 事務費	運輸費	動力費	維持費	受託事業費	公債費並組替	病院診療所費	交附金	公金取扱費	建築費	諸稅及負擔	財產費	特別給與金	交附金保險料	積立金	雜支出	自動車營業費	給與金	計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
東京市	37,109,249	1,709,203	9,157.956	2,441,171	3,340,936	147,784	—	350,815	—	—	—	—	—	142,906	526,285	—	312,120	—	—	18,129,176
大阪市	11,651,090	542,951	6,080,971	1,092,058	2,634,664	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	882,783	—	—	11,233,427
京都市	8,041,717	13,992	2,159,542	495,682	969,719	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	123,077	—	—	3,762,013
神戸市	7,734,423	331,059	1,900,986	480,918	69,676	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15,175	65,800	—	—	2,863,614
横濱市	4,618,343	291,849	1,364,035	—	360,734	1,253,040	—	—	56,015	4,800	—	959	—	8,451	—	—	462,341	—	—	8,420,567
名古屋市	6,501,141	140,486	1,235,154	327,174	442,364	—	1,909,870	—	—	—	—	—	3,861	—	—	—	60,838	600,311	5,898	4,725,956

備考　京都市乘合自動車事業ハ電氣軌道事業ニ含マルルヲ以テ本表ニ於テハ乘合自動車事業ノ分ヲ算入セリ。

第七表 (2ノ二)

(歲出)

都市別＼種別	臨時部 補習費	建築並改良費	市債費	寄附金並補助金	維持費	積立金穀	他經濟へ繰入	雜支出	受託事業費	建設費	事務費	公債費	設備費	電氣事業復興費	工作物整理費	財產造成費	補助機關建設費	計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
東京市	961,681	9,969,407	8,026,000	—	—	—	—	22,985	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18,980,073
大阪市	—	(用地費) 84,000	(建物費) 2,473	(電鐵路費) 162,406	(軌道費) 57,463	(動力設備費) 19,160	(其ノ他) 92,161	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	417,663
京都市	—	—	—	—	232,575	126,717	2,751,053	61,665	215,949	570,177	321,568	—	—	—	—	—	—	4,279,705
神戸市	—	(公債元金償還金) 732,709	(公債利子其他) 1,391,350	(都市計畫事業費繰入金) 232,600	(新設改良費) 261,396	—	—	—	—	1,878,895	—	—	11,815	(其ノ他) 362,043	—	—	—	4,870,809
横濱市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,847,291	—	220,615	—	—	—	2,067,906
名古屋市	—	1,637,260	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	137,925	1,775,185

第八表　電氣軌道事業收支決算及殘金處分 (1)

都市別＼種別	收入：電車料金收入	收入：貨車使用料	收入：病院竝診療所收入	收入：雜收入	收入：其他	收入：計	支出：事務費	支出：運轉費	支出：動力費	維持費：軌道	維持費：電線路	維持費：電力設備	維持費：車輛	維持費：建物修繕	維持費：其他	維持費：計	病院竝診療所費	特別給與金	雜支出	計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
東京市	23,793,957	32,411	235,218	3,077,914	—	27,144,500	1,709,203	9,157,956	2,441,171	246,214	158,732	10,243	1,146,478	22,425	1,756,844	3,340,936	350,815	142,906	1,013,832	18,156,809
大阪市	15,662,930	—	—	1,022,297	—	16,685,277	542,951	6,080,971	1,032,058	579,593	243,210	—	1,012,464	—	799,397	2,634,664	—	—	882,783	11,233,427
京都市	5,801,244	—	—	421,003	—	6,225,252	321,568	1,730,197	495,682	358,727	179,218	—	377,535	—	73,488	988,963	—	—	372,856	3,909,266
神戸市	5,362,699	—	—	213,503	11,138	5,537,339	331,053	1,278,593	480,918	232,622	117,106	—	272,664	—	—	622,392	—	—	135,475	2,848,439
横濱市	3,212,609	—	—	189,103	—	3,401,712	291,849	1,032,670	331,366	47,226	53,227	—	231,371	—	28,910	360,734	—	—	167,101	2,183,719
名古屋市	3,715,349 ▲ 613,539	—	—	161,347 ▲ 12,530	—	4,502,765	140,486	1,235,154	327,174	94,675	48,938	—	293,035	—	5,616	442,364	—	—	70,537	2,722,576

備考　名古屋市　▲印ハ乘合自動車事業收入

第八表 (2)

都市別＼種別	差引殘金	收入增加率	支出增加率	收入ニ對スル支出ノ割合	公債利子及諸費	殘金：本年度利益金	殘金：前年度繰越金	殘金：供給事業益金ヨリ繰入	殘金：計	處分：市債償還金	處分內譯：減損補塡金	處分內譯：市經濟繰入金	處分內譯：新設改良費	處分內譯：建設費振替	處分內譯：都市計畫事業經濟へ繰入	處分內譯：他經濟へ貸付	處分內譯：積立金	處分內譯：後期繰越金	處分內譯：其他	處分內譯：計
	円	%	%	%	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
東京市	8,987,681	10.63	8.44	66.9	—	8,987,681	—	—	9,987,681	8,026,000	961,681	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大阪市	5,451,850	93.10	101.90	67.3	—	(874,000) 5,451,850	1,032,592	—	7,358,442	5,790,375	180,564	1,213,072	—	—	—	—	123,407	51,024	—	—
京都市	2,315,986	△ 8.72	1.09	62.8	—	2,315,936	880,988	—	3,196,974	1,496,413	—	684,640	—	43,469	570,000	125,355	79,717	197,350	—	—
神戸市	2,738,900	—	—	—	1,391,350	1,347,550	297,137	238,551	1,883,239	732,709	—	565,933	235,310	267,500	—	—	—	—	81,786	—
横濱市	1,217,993	△ 9.00	△ 11.00	64.0	—	1,217,993	913,355	—	304,638	1,847,291	—	50,000	—	—	—	—	—	△ 1,592,652	—	—
名古屋市	1,780,189	△ 7.70	2.40	63.0	—	1,780,189	224,839	—	2,005,028	1,909,870	—	—	—	—	—	—	—	1,648	93,510	—

備考　●太阪市括弧內數字ハ組入金ヲ示ス　●京都市前年度繰越金中ニハ積立金250,000圓ヲ含ム。

第九表

雜收入及雜支出明細 (1)

都市別＼種別	繰入金						雜收入			
	財産收入	事務分擔金繰入	動力並維持費分擔繰入	事業費不足補塡繰入	他事業貸付金償還繰入	準備積立金繰入	納付金訪問料轉送受託工事費	利子收入	不用物賣拂代	廣告料
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
東京市	84,253	230,000	189,179	200,000	—	14,250	156,658	49,404	245,356	232,998

都市別＼種別	補償金				其ノ他						總計
	街路修築	街燈料	區劃整理損害補償金	計	過年度收入	雜收入	繰越金	火災保險金火災保險出損金收入	財産賣拂代	納付金	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
東京市	693	8,298	1,491,372	1,500,363	1,021	112,138	18,918	—	42,616	750	3,077,914

	雜收入				其ノ他				總計
	不用品賣却代	電柱使用料	預金利子	土地建物賃貸料	廣告料收入	病院及診療所收入	電氣軌道減損補足金收入	雜收入	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
大阪市	168,417	2,359	159,777	77,143	160,078	188,752	180,564	85,207	1,022,297

	雜收入				其ノ他				總計
	財産收入	手數料	工費收入	公金利子	不用品賣拂代	廣告料	寄附金	雜收入	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
京都市	17,171	4	148,325	162,096	15,556	41,763	—	39,038	424,008

	雜收入		總計
	經常部	臨時部	
	円		円
神戸市	213,502	—	213,502

	雜收入		總計
	電車使用料	財産收入	
	円	円	円
横濱市	3,212,609	13,775	3,318,923

	雜收入				其ノ他				總計
	預金利子	廣告料	補償金	遺留品收入	不用品賣拂代	健康保險料	其ノ他雜收入	自動車雜收入	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
名古屋市	30,666	29,679	19,679	2,835	42,842	3,982	31,733	12,530	173,876

第　九　表　（2）

都市別＼種別	雜支出					其ノ他					總計
	交附金竝保險料	防護移轉竝受託事業費	公金取扱費	諸稅	市經濟繰入	諸費	過年度支出	調查費	土地區劃整理精算金	其ノ他	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
東京市	526,285	147,784	35	32	14,250	297,468	335	10,806	12,179	4,658	1,013,832

	雜支出				其ノ他				總計
	病院及診療所費	現業員公舍及守衛宿舍費	借入費及電柱使用料	諸給與金	火災保險料	現業員慰藉費	共濟組合補給金	雜支出	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
大阪市	265,567	77,825	2,840	58,854	43,224	25,321	241,638	167,514	832,783

	雜支出				其ノ他				總計
	特別給與金	諸稅及負擔	健康保險料	火災保險料	慰安費	他經濟現金運用利子	供濟會費補給	委託工事費	雜支出	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
京都市	67,275	23	9,980	554	7,736	17,500	35,400	215 949	18,429	372,856

	雜支	出	總計
	經常部	臨時部	
	円		
神戸市	65,800	16,933	82,773

	雜支出					出				總計
	共濟組合交付金	保險料	事故費	雜支出	諸稅及負擔	交際費	公金取扱費	特別給與金	受託事業費	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
横濱市	56,015	15,487	21,067	56,093	959	2,976	4,900	8,451	1,253	167,101

	雜支				出				總計
	訴訟費	交際費	過年度支出	慰安會費	交附金其ノ他	事故費	健康保險納附金	其ノ他	自動車雜支出	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
名古屋市	100	3,293	2	4,990	31,870	4,444	7,978	17,960	13,350	83,997

備考　神戸市ハ電氣軌道事業ト電氣供給事業ト同一會計ナルヲ以テ合計金額ヲ適宜分割シテ掲示ス

第十一表 電氣軌道事業損益計算

都市別	收入 電車料金收入	收入 財産收入	收入 廣告料	收入 市債金保留金經濟利子	收入 雜收入	收入 計	支出 事務費	支出 運轉費	支出 動力費	支出 維持 軌道	支出 維持 電線路	支出 維持 車輛	支出 維持 其他	支出 雜支出 病院診療所	支出 雜支出 現業員公舍及寄宿舍	支出 雜支出 雜支出	支出 計	差引利益金	收入增加率	支出增加率	對收入 支出割合	對收入 利益割合	利廻計算 事業利益金	利廻計算 推定基本額	利廻計算 利廻	推定基本額内容 前年度末現在投資額	推定基本額内容 當該年度支出額
	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	%	%	%	%	円	円	%	円	円
東京市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大阪市	15,662,980	減損補足金收入 180,564	—	—	841,733	16,685,277	542,951	6,030,971	1,092,058	579,593	243,210	1,012,464	799,397	265,567	77,825	539,391	11,233,427	5,451,850	93.1	101.9	67.3	32.7	5,451,850	96,957,217	5.6	96,541,554	417,664
京都市	5,801,244	—	—	—	424,003	6,225,252	321,563	1,730,197	495,682	258,727	179,218	377,535	73,483	—	—	372,856	3,909,266	2,315,986	△8.7	1.1	62.8	37.2	2,315,986	27,052,304	8.6	26,607,482	444,822
神戸市	5,587,339	—	—	—	—	5,537,339	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,239,789	1,347,550	△9.9	△ 0.6	75.9	24.1	1,347,550	26,057,566	5.2	25,519,879	537,687
横濱市	3,212,609	13,775	48,558	—	43,986	3,318,923	291,849	1,032,670	331,366	47,226	53,227	231,371	167,101 23,910	—	—	—	2,183,720	1,135,209	△8.0	△ 11.0	66.0	34.0	1,135,209	24,505,977	4.6	24,432,438	220,514
名古屋市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第十一表 電氣軌道事業貸借對照 (1)

都市別	資産 建設 用地費	建物費	軌道費	橋梁費	電線路費	車輛費	電力設備費	工場設備竝器械器具費	設計竝監督費	買收差金(權利金)	其他	財産物品資金	計	市公債發行差額	有價證券	乘合自動車設備費	事業收支殘金	貯藏物品	工場勘定	乘合自動車及電氣供給事業へ貸出	資金繰替金	現金及預金	損失繰越
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
東京市	43,246,936	10,520,497	44,209,610	1,599,937	19,209,349	31,297,220	7,221,792	2,007,644	7,854,946	25,741,008	362,469	—	193,271,403	16,652,207	—	—	—	772,243	408,970	962,143	845,647	4,479,799	316,384
大阪市	27,266,990	7,753,230	21,196,240	6,565,751	4,789,761	13,389,531	10,568,068	1,263,429	—	—	4,166,167	—	96,959,217	5,174,458	—	—	—	—	—	—	—	4,026,064	—
京都市	6,601,492	2,153,242	5,864,101	600,617	1,778,473	3,030,010	1,157,792	183,890	932,687	4,750,000	—	—	27,052,304	308,104	29,000	—	—	—	—	—	—	1,563,261	—
神戸市	* 93,177 9,119,279	* 393,429 419,613	3,727,446	*(發電所費) 8,836,428	*9,019,513 971,190	(變電所及開閉所費) 4,253,941	*2,740,011 1,581,968	413,093	* 138,675 1,329,537	(需要家電氣工事費) *3,405,491	*3,744,716 5,311,872	—	*28,376,438 27,132,940	—	—	452,882	3,378,506	—	—	—	—	1,965,601	—
横濱市	5,109,963	1,016,940	7,382,023	1,112,850	1,535,868	3,035,076	477,398	199,371	1,107,735	1,215,998	2,304,555	155,276	24,653,053	2,352,156	—	—	—	—	—	5,136	—	—	1,592,653
名古屋市	879,096	1,794,112	(9,023,388)		229,134	5,139,011	—	989,997	—	6,093,523	自動車建設費 455,850	—	24,609,111	2,007,219	—	—	—	295,692	—	—	—	389,363	—

備考 ●神戸市 * 印ハ電氣供給事業ノ分ナリ。

第十一表 (2)

都市別	資産 他經濟へ貸付	資産 合計	負債 市公債 外債	市公債 内債	市公債 計	資本勘定繰入資金	收益勘定繰入資金	準備積立金	減債補塡金	諸給與資金	減債基金	事業收益殘金	資金繰替金	寄付金	翌年度へ繰越	他經濟ヨリ借入	財産賣拂代差益金	合計	市債及借入金ニ對スル資産割合	對市債未償還額 建設費割合	對市債未償還額 減損補塡金割合	對市債未償還額 元金償還割合	對建設費減損補塡割合 本年度	對建設費減損補塡割合 累計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	%	%		%	%	%
東京市	—	217,703,801	80,714,498	111,903,983	192,618,481	17,756,132	1,665,506	654,819	171	—	3,429,571	—	—	1,228,474	39,263	316,384	—	217,708,801	—	—	—	—	—	—
大阪市	—	106,159,739	—	82,274,700	82,274,700	2,527,513	16,800,467	(他會計ヨリ組替) 2,014,029	2,492,006	—	—	—	—	—	51,024	—	—	106,159,739	129.0	113.6	—	1.099	0.186	2.570
京都市	2,362,231	31,314,900	—	11,220,455	11,220,455	17,955,357	—	174,681	907,756	409,271	—	—	—	—	197,330	450,000	—	31,314,900	268.3	231.8	—	10.140	0.222	3.356
神戸市	—	61,306,366	—	—	37,792,254	—	19,402,859	—	732,748	—	—	—	—	—	3,378,506	—	—	61,306,366	162.0	—	—	—	—	—
横濱市	—	23,602,998	9,003,885	14,822,000	23,830,885	4,114,665	—	—	—	—	—	—	—	—	657,447	—	—	28,602,998	120.0	103.0	—	7.000	—	—
名古屋市	—	27,301,386	—	23,463,500	23,468,500	—	3,346,312	—	(自動車減損積立金) 102,406	—	—	—	—	—	1,648	—	382,520	27,301,386	—	10.5	—	0.720	—	—

第十 電氣軌道

種別	起債目的	起債年月日	利率	發行價格	利拂期	償還期	起債額	償還額	未償還額
		明治 年 月 日	分	百円ニ付	月 日	昭和 年 月 日	円	円	円
東京市電氣事業公債（英貨）	電氣事業經營	45. 2.22	5.0	97.½ 93.00	3. 1 9. 1	27.12.31	(4,549,971磅) 44,344,891	(1,275,487磅) 12,431,137	(3,274,484磅) 31,913,754
同（佛貨）	同	同 45. 2.22	5.0	96.¾	3. 1 9. 1	同 27.12.31	(88,695,851佛) 34,203,424	(19,919,641佛) 7,682,653	(68,776,212佛) 26,525,771
第二回電氣事業公債 い號	電氣軌道竝供給事業擴張及改良	大正 5.12. 1	5.0	93.50	6. 1 12. 1	同 27.12. 1	6,872,340	1,870,857	5,001,483
第三回同 い號	第二回短期公債借替	同 15. 4.30	6.0	92.00	4.30 10.31	同 31. 4.30	15,000,000	—	15,000,000
復興事業公債（英貨）	電氣軌道竝供給事業復興費	同 15.10. 7	5.5	83.½	6.30 12.31	同 36.12.31	(1,521,500磅) 14,983,234	—	(1,521,500磅) 14,983,234
同（米貨）	同	昭和 2. 4. 1	5.5	89.½	4. 1 10. 1	同 36.10. 1	(3,780,000弗) 7,675,127	(188,818弗) 383,388	(3,591,182弗) 7,291,739
第三回電氣事業公債 ろ號	第三回竝第六回短期公債借替	同 3. 3.26	5.5	97.75	4.30 10.31	同 31. 4.30	41,500,000	—	41,500,000
第六回電氣事業公債	電氣軌道事業第二次復興建設費	同 3.12.15	5.0	100.00	—	同 4.12.15	4,950,000	—	4,950,000
第三回電氣事業公債 は號	電氣軌道事業擴張竝改良	同 5. 4.30	6.0	100.00	4.30 10.30	同 12. 4.30	15,000,000	—	15,000,000
第三回電氣事業短期公債第一回	電氣軌道事業建設改良	同 5. 8.20	6.0	100.00	2.20 8.20	同 10. 8.20	9,330,000	—	9,330,000
同 第二回	同	同 6. 3.25	5.5	98.00	3.25 9.25	同 11. 3.25	2,100,000	—	2,100,000
第六回電氣事業短期公債第一回	電氣軌道事業第二次復興建設	同 5. 6.20	6.0	100.00	6.20 12.20	同 10. 6.20	5,065,800	—	5,065,800
同 第二回		同 5. 8.20	6.0	100.00	2.20 8.20	同 10. 8.20	4,750,000	—	4,750,000
同 第三回	同	同 6. 3.25	5.5	98.00	3.25 9.25	同 11. 3.25	6,350,000	—	6,350,000
復興事業公債 路號	電氣軌道事業復興費	同 5. 4.10	6.0	100.00	6. 1 12. 1	同 36.12. 1	2,550,000	—	2,550,000
復興事業短期公債 第一回	同	同 5. 6.20	6.0	100.00	6.20 12.20	同 10. 6.20	306,700	—	306,700

第二表 事業公債（其ノ一） 東京市

昭和六年度以降十箇年間公債償還豫定表

昭和六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	昭和十五年度末未償還額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
928,841	975,291	1,024,160	1,075,273	1,129,148	1,185,442	1,244,813	1,307,008	1,372,281	1,441,007	20,230,460
718,014	753,906	791,497	831,168	872,614	916,408	962,099	1,010,282	1,060,874	1,113,806	17,495,083
—	202,270	213,653	225,536	238,178	251,534	265,398	280,247	295,848	312,436	12,698,134
95,502	100,826	106,450	112,335	118,652	125,266	132,251	139,623	147,410	155,627	6,057,747
519,411	545,389	572,603	601,330	311,386	311,457	—	—	—	—	2,139,907
1,263,000	1,335,000	1,597,000	1,759,000	1,927,000	2,109,000	2,293,000	2,425,000	2,565,000	2,715,000	36,512,000
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
53,000	56,000	183,000	251,000	324,000	387,000	410,000	435,000	461,000	491,000	13,113,800
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第十

種別	起債目的	起債年月日	利率	發行價格	利拂期		償還期	起債額	償還額
			分	額面百円ニ付	月	月	月	円	円
電氣軌道及水道事業公債	電氣鐵道建設工事費ニ充當	明治42年 5月26日 12月31日	5.0	91.65	5	11	隨時	19,170,000	10,211,736
第一回電氣鐵道公債	同	同 44年 6月 5日 同 45年 7月 1日	5.0	93.65	6	12	12	17,000,000	971,000
第三回 同	同	大正 6年 8月 1日	5.0	92.00	3	9	3	6,000,000	2,645,600
第四回 同	同	同 8年 9月12日	6.0	92.09	3	9	3	10,000,000	419,500
第八回 同	同	昭和 2年11月28日	6.0	96.76	3	9	3	1,952,800	135,300
第九回 同	同	同 3年 3月20日	5.5	97.70	3	9	3	2,003,800	138,700
第十回 同	同（第五回第七回電氣鐵道公債借替）	同 2年 3月31日	6.0	92.40	3	9	3	9,788,500	1,363,100
第十一回 同	同	同 3年 3月20日	5.5	97.50	3	9	3	1,725,900	101,300
第十二回 同	同	同 2年 9月30日	5.5	100.00	3	9	3	1,620,000	147,200
第十三回 同	同	同 4年 4月 5日	5.5	97.10	3	9	3	1,758,700	65,900
第十四回 同	同（第六回電氣鐵道公債借替）	同 3年10月 2日	5.0	95.00	3	9	3	5,485,700	502,900
第十五回 同	同	同 6年 5月23日	6.0	93.10	—		—	315,600	—
第五回電氣事業公債	同	同 2年11月28日	6.0	96.76	3	9	3	866,800	63,400
第四回 同	同	大正15年 3月25日	6.0	91.60	3	9	3	257,600	26,500
第六回 同	同	昭和 3年 3月20日	5.5	97.50	3	9	3	1,960,000	101,000
低利資金	現業員公舍建設資金ニ充當	大正 9年11月25日	4.8	100.00	3	9	9	720,000	304,000
第三回都市計畫事業公債	同	昭和 3年 3月20日	5.5	96.50	3	9	3	4,451,500	—
第四回 同	同	同 3年 3月20日	5.5	96.50	3	9	3	2,237,400	—
第六回 同（短期債）	同	同 2年11月23日	6.0	93.56	3	9	昭和10.3.31	1,711,600	—
第七回 同（短期債）	同	同 2年11月23日	6.0	93.73	3	9	9.3.31	4,050,500	—
第九回 同（第一次）	同	同 5年12月 1日	4.8	100.00	3	9	3	4,242,700	—
同 同（短期借入第二次）	同	同 6年 5月31日	4.45	100.00	—		6.11.30	913,300	—
第十回 同 （同）	同	同 6年 5月31日	4.45	100.00	—		6.11.30	2,433,000	—
第十一回 同 （同）	同	同 6年 5月30日	4.2	100.00	—		6.11.30	1,931,000	—

二 表 （其ノ二） 大阪市

未償還額	昭和四年度以降十箇年間公債償還豫定表										昭和十五年度末未償還額
	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
8,958,284	937,567	984,508	1,033,988	1,035,370	1,139,932	1,197,015	1,256,645	1,323,248	—	—	—
16,029,000	123,000	134,000	141,000	198,000	208,000	219,000	229,000	241,000	973,000	1,022,000	12,536,000
3,354,400	452,300	488,800	527,100	517,500	548,200	580,500	240,000	—	—	—	—
9,580,500	75,100	79,600	84,400	89,500	94,800	100,500	306,600	475,000	503,500	533,700	7,237,800
1,817,500	51,100	54,400	58,000	61,800	65,800	70,000	74,600	794,000	84,600	90,000	1,127,800
1,965,100	52,300	55,700	59,400	63,300	67,300	71,800	76,400	81,300	86,700	92,300	1,159,600
8,420,400	399,400	425,400	45,300	482,400	513,800	547,200	582,800	620,600	661,000	703,900	3,030,900
1,624,600	38,200	40,700	43,400	46,200	49,200	52,400	55,800	59,400	63,300	67,400	1,108,600
1,472,800	54,500	57,500	60,700	64,000	67,500	71,300	75,200	79,300	83,700	88,300	770,700
1,892,800	35,900	38,100	40,400	42,800	45,400	43,100	50,900	54,000	57,200	60,700	1,219,300
4,982,800	272,400	287,400	303,200	319,900	337,500	356,000	375,600	396,300	418,100	441,000	1,475,400
315,600	6,200	6,600	7,000	7,300	7,800	8,300	8,800	9,300	9,900	10,400	234,000
803,400	23,700	25,200	26,700	23,300	30,000	31,800	33,700	35,700	37,900	40,100	490,300
231,100	6,300	6,700	7,100	7,500	7,900	8,400	8,900	9,500	10,000	10,600	148,000
1,759,000	33,100	40,600	43,300	46,100	49,100	52,200	55,700	59,300	63,100	67,200	1,244,300
416,000	39,000	41,000	43,000	45,000	47,000	49,000	52,000	54,000	46,000	—	—
4,451,500	—	—	—	83,700	89,200	94,900	101,100	107,800	114,500	122,600	3,737,700
2,237,400	—	—	—	52,700	49,100	52,900	55,700	58,800	62,600	66,600	1,839,000
1,711,600	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4,050,500	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4,242,700	—	—	33,200	213,600	224,400	235,800	247,700	260,300	273,400	237,300	2,462,000
913,300	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2,488,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1,931,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第　十

種別	起債目的	起債年月日	利率	發行價格	利拂期	償還期	起債額	償還額
			年分	額面百円ニ付	月　月	月	円	円
第三回公債	水利、水道、電氣軌道事業外債償還資金	大正 6. 9	5.5	92.50	6　12	12	(18,500,000)ノ内 9,923,115	5,815.057
第四回〃	京都電鐵買收資金ニ充當	7. 7	5.5	100.00	6　12	12	4,250,000	890,000
第五回〃	電氣軌道軌隔擴張費ニ充當	8.	5.7	100.00	9　3	3	1,080,000	852,353
第六回〃	住宅經營及現業員寄宿舍建設費	9. 4	8.4	100.00	9　3	3	(800,000)ノ内 100,000	45,250
第二十四回〃	軌道延長事業費ニ充當	昭和 2.11 3.11	6.0	000.00	9　3	3	3,750,000	280,000
計		—	—	—	—	—	19,103,115	7,882,660

第　十

種別	起債目的	起債年月日	利率	發行價額	利拂期	償還期	起債額	償還額
			分	円	月　月		円	
電氣事業公債	電氣事業買收費竝其ノ後事業擴張費	大正 6年8月 大正 7年6月 大正 9年2月 大正15年3月	6.0	100.00 96.00 96.00 91.10	3　9	年度末	20,406.000 3,000,000 1,626 500 4,687,000	—
第二回電氣事業公債	電氣事業擴張費	昭和2年3月	6.0	90.65	3　9	年度末	10,140,000	—
第三回電氣事業公債	同上	昭和4年5月	5.5	94.50	3　9	年度末	990,000	—
第五回電氣事業公債	同上	昭和4年8月 同 5年8月	6.0	99.25 98.10	6　12	年度末	4,230,000	—

二　表　（其ノ三）　京都市

未償還額	昭和六年度以降十箇年間公債償還豫定表										昭和十五年度末未償還額
	昭和六年度	昭和七年度	昭和八年度	昭和九年度	昭和十年度	昭和十一年度	昭和十二年度	昭和十三年度	昭和十四年度	昭和十五年度	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
4,108,058	686,464	724,005	766,909	804,450	847,354	278,876	—	—	—	—	—
3,360,000	140,000	130,000	140,000	140,000	160,000	160,000	170,000	180.000	190.000	200,000	1,750.000
227,647	110,294	117,353	—	—	—	—	—	—	—	—	—
54,750	5,875	6,000	6,500	6,625	7,000	7,375	7,750	7,625	—	—	—
3,470,000	460,000	530,000	1,020,000	1,460,000	—	—	—	—	—	—	—
11,220,455	1,402,633	1,507,358	1,933,409	2,411,075	1,014.354	446,251	177.750	187,625	190,000	200,000	1,750.000

二　表　（其ノ四）　神戸市

未償還額	昭和六年度以降十箇年間公債償還豫定表										昭和十五年度末未償還額
	昭和六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	
円											
24,000,000	970,000	1,040,000	1,100,000	1,160.000	1,210,000	1,230,000	1,350,000	1.430.000	1,500,000	1,580,000	11,330,000
9,550,000	200,000	200.000	210,000	230,000	270,000	290,000	310,000	330.000	370,000	400,000	6,740,000
750,000	130,000	140,000	150,000	160,000	170.000	—	—	—	—	—	—
4,230,000	—	—	120,000	130,000	130,000	150,000	150,000	160,000	170,000	190,000	3,030,000

第　十　二　表　（其ノ五）　名古屋市

種別	起債目的	起債年月日	利率	發行價格（額面百円ニ付）	利拂期	償還期	昭和五年度末現在 起債額	昭和五年度末現在 償還額	昭和五年度末現在 未償還額
				円	月 月	年	円	円	円
第一回電車事業公債	電車事業買收費ニ充當	10. 4. 1	0.070	90.00	3 9	自大正13 至同39	6,833,800	6,833,800	—
同	電車事業買收費低利債借替	3. 3. 31	0.055	95.00	3 9	自昭和3 至同25	6,819,700	466,900	6,352,800
第二回電車事業公債	電車事業改良擴張費充當	11. 4. 20	0.075	96.50	3 9	自大正13 至同30	2,019,200	2,019,200	—
同	改良擴張費低利債借替	2. 9. 1	0.070	100.00	3 9	自昭和3 至同16	1,793,300	1,793,300	—
同	同上公債低利債借替	3. 5. 23	0.060	100.00	8 2	自同4 至同16	1,704,900	269,500	1,435,400
第三回電車事業公債	三線建設費充當	2. 7. 11	0.065	95.00	12 6	同3 同49	2,918,900	2,918,900	—
同	同上公債低利債借替	3. 5. 26	0.060	100.00	12 6	同4 同31	2,883,800	85,100	2,793,700
第四回電氣事業公債（米貨）	電車事業擴張費ニ充當	3. 8. 1	0.055	95.50	8 2	同7 同32	3,324,600	—	3,324,600
復舊復興公債	電車事業復興費充當	15. 12. 1	0.060	93.00	6 12	同2 同35	9,442,754	433,869	9,008,885
第二回電車事業整理公債	財政整理充當	5. 5. 20	0.060	98.25	8 2	同7 同23	432,000	—	432,000
第三回電車事業整理公債	同上	6. 5. 23	0.055	99.10	6 12	同8 同24	478,500	—	478,500
計			—				—	—	23,832,835

第　十　三　表

電氣軌道事業從事員

都市別	吏員 年俸者 局長 人員	局長 平均給料	副收入役 人員	副收入役 平均給料	理事 人員	理事 平均給料	技術長 人員	技術長 平均給料	主事 人員	主事 平均給料	技師 人員	技師 平均給料	計 人員	計 平均給料
		円		円		円		円		円		円		円
東京市	1	1,250.00	1	266.66	1	541.66	1	583.33	41	176.49	30	233.67	75	225.16
大阪市	1	1,000.00	1	333.33	1	458.33	—	—	17	191.17	18	223.14	—	—
京都市	4（局長及主事）	3,000.00	—	—	—	—	7（技師長及技師）	2,833.00	—	—	—	—	—	—
神戸市	—	—	—	—	—	—	—	—	14	2,171.00	14	2,450.00	—	—
横濱市	—	—	—	—	—	—	—	—	3	166.66	4	187.49	—	—
名古屋市	—	—	1	103.33	—	—	—	—	4	168.74	6	183.33	—	—

都市別	員 月俸者 事務員 人員	事務員 平均給料	書記 人員	書記 平均給料	技手 人員	技手 平均給料	監督 人員	監督 平均給料	計 人員	計 平均給料	囑託 人員	囑託 平均給料	雇傭員 月俸者 雇員 人員	雇員 平均給料	雇傭員 日給者 傭員 人員	傭員 平均給料	總計 人員	總計 平均給料
		円		円		円		円		円		円		円		円		円
東京市	525	96.29	—	—	249	108.34	—	—	774	100.17	5	126.47	773	69.04	10,168	—	12,655	81.32
大阪市	—	—	103	113.60	81	116.72	—	—	222（年俸月俸者）	136.10	2	122.50	42	69.49	95	42.30	361	103.59
京都市	—	—	66	75.56	43	83.81	—	—	120（年俸月俸者）	93.40	—	—	42	53.86	2,501	43.90	2,663	48.25
神戸市	305	76.75	—	—	194	89.69	—	—	527（年、月俸雇傭）	89.67	—	—	17	57.60	3,394	43.90	3,933	54.09
横濱市	—	—	27	84.04	14	82.29	—	—	—	—	1	125.00	32	43.95	1,253	50.20	1,334	51.90
名古屋市	—	—	31	83.19	27	87.93	46	87.10	114（年俸月俸者計）	90.42	1	75.00	39	50.41	1,655	58.83	1,809	74.69

第十 電氣軌道

職名	種別	員數（月末在籍者）	給與關係 定額日給 最高	最低	全員平均	皆勤者一人平均 實收日額	實收月額	勤務標準 勤務日數	公休日數
		人	円	円	円	円	円	日	日
運轉係員	掌車掌	3,298	3.87	1.85	2.58	3.33	93.17	24.50	3.50
	手轉手	453	1.65	1.10	1.43	1.81	50.55	24.50	3.50
	助運轉	2,248	4.20	2.02	2.63	3.35	93.90	24.50	3.50
	補號助	505	3.07	2.01	2.54	2.96	82.74	24.50	3.50
	電車計	325	2.80	1.05	2.27	2.53	71.65	24.50	3.50
	電信補	6,827	4.20	1.05	2.50	3.16	88.54	24.50	3.50
其他ノ係員 工 助手	記錄手 男	68	3.21	1.30	2.37	2.75	69.89	25.00	3.00
	同手 女	8	1.26	0.65	1.05	1.13	25.97	24.00	4.00
	製圖手	5	2.47	1.70	2.05	2.10	57.78	24.50	3.50
	庫手	32	2.82	0.76	1.96	2.13	59.73	24.00	4.00
	計 男	210	3.12	0.80	1.86	2.05	57.27	24.50	3.50
	計 女	16	1.51	0.70	0.92	1.00	27.99	24.50	3.50
	計	339	3.21	0.65	—	—	—	—	—
	工技工 女	9	1.84	1.33	1.52	1.95	53.57	25.00	3.00
	電氣技工 男	112	3.54	0.78	2.24	3.11	86.99	25.00	3.00
	車輛技工	454	3.64	1.30	2.44	2.87	80.38	25.00	3.00
	自動車技工	5	3.20	1.81	2.51	2.89	—	—	—
	組立技工	82	3.22	1.97	2.51	3.83	107.15	25.00	3.00
	汽罐技工	9	2.99	1.83	2.39	3.21	89.83	25.00	3.00
	機械技工	120	3.70	1.82	2.51	3.92	109.65	25.00	3.00
	鍛冶技工	130	3.75	1.35	2.59	3.45	95.54	25.00	3.00
	鑄物技工	25	3.37	2.08	2.63	4.83	135.23	25.00	3.00
	同技工 男女	81	3.63	1.81	2.57	3.72	104.05	25.00	3.00
	塗裝技工	—	—	—	—	—	—	—	—
	同技工	35	2.95	2.13	2.53	3.01	84.37	25.00	3.00
	營繕技工	171	3.88	1.70	2.73	3.67	102.65	25.00	3.00
	木工技工	37	3.67	1.70	2.72	3.47	97.28	25.00	3.00
	檢查技工	6	2.85	2.61	2.71	3.59	100.48	25.00	3.00
	石材技工	31	4.27	0.88	2.55	2.54	71.25	25.00	3.00
	平版技工 男女	—	—	—	—	—	—	—	—
	同技工 男	16	3.98	2.01	3.00	3.13	87.68	25.00	3.00
	凸版技工 女	—	—	—	—	—	—	—	3.00
	同技工 男	31	3.98	0.82	2.09	2.24	62.78	25.00	3.00
	製本技工 女	17	2.68	0.71	1.46	1.61	44.99	25.00	3.00
	同技工 男	10	3.78	0.76	2.55	2.59	72.46	25.00	3.00
	斷裁技工 女	1	1.95	1.95	1.95	1.95	54.49	25.00	3.00
	同技工 男	3	3.25	2.65	3.01	3.29	92.10	25.00	3.00
	縫製技工 女	60	2.35	0.60	1.61	1.78	49.83	25.00	3.00
	同技工 男	525	3.37	1.57	2.22	2.32	64.97	25.00	3.00
	軌道技工	350	3.20	1.49	2.27	3.41	95.57	25.00	3.00
	電測技工	52	3.24	1.73	2.33	2.60	72.87	25.00	3.00
	汽罐手	1	2.75	2.75	2.75	—	—	25.00	—
	配電手	239	2.99	1.12	2.10	2.95	79.77	25.00	3.00
	リー運轉手	19	2.74	1.77	2.32	4.20	115.32	25.00	3.00
	ヤー工手	20	3.48	1.53	2.51	3.10	86.70	25.00	3.00
	カー運轉手	1	1.70	1.70	1.70	2.38	71.56	25.00	3.00
	操車技手								
	貨物自動車運轉手								
	計	2,652	4.27	0.60	—	—	—	—	—
	補助手 男	238	2.58	0.93	2.03	2.42	63.71	25.00	3.00
	補助手 女	—	—	—	—	—	—	25.00	3.00
	補助手	54	—	—	—	—	37.34	25.00	3.00
	補給仕	58	1.00	0.45	0.62	0.60	16.83	24.00	4.00
	計	350	—	0.45	—	—	—	—	—
	合計	10,168	—	—	—	—	—	—	—

四表 事業傭員（其ノ一）

東京市

關係 標準一人平均 勤務時間	休憩時間	皆勤者實際勤務 日數	時間	最近七箇年間員數 大正十三年	大正十四年	大正十五年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
時分	時分	日	時分	人	人	人	人	人	人	人
8.24	1.02	24.00	8.30	4,740	4,402	4,177	4,010	3,709	3,416	3,298
7.53	1.28	24.00	8.00	—	(女) 85	(女) 6	50	350	540	458
8.24	1.02	24.00	8.30	2,784	2,626	2,465	2,276	2,332	2,317	2,211
7.41	3.50	24.00	8.00	737	712	654	613	593	572	505
7.41	3.50	24.00	8.00	45	390	347	326	328	322	325
8.00	1.15	24.00	8.20	8,306	8,215	7,649	7,275	7,310	7,167	6,827
8.00	1.00	25.00	8.20	—	89	80	74	71	68	68
7.00	1.00	24.00	7.30	—	5	5	7	7	8	8
8.00	1.00	24.50	8.00	—	4	5	5	8	8	5
8.00	1.00	24.50	8.15	50	37	31	32	32	32	32
7.34	1.00	24.00	8.00	307	259	233	211	207	208	210
7.34	1.00	24.50	7.45	—	—	—	—	4	3	16
—	—	—	—	357	394	359	329	329	327	339
8.00	1.00	25.00	8.20	20	14	14	13	13	10	9
8.00	1.00	24.50	8.30	166	139	130	129	129	120	112
8.00	1.00	24.50	8.30	458	502	486	475	479	463	454
—	—	—	—	110	8	7	6	7	7	5
8.00	1.00	24.80	9.00	108	96	96	94	91	96	82
8.00	1.00	24.50	9.00	17	5	5	5	5	9	9
8.00	1.00	24.50	8.40	177	171	169	152	146	133	120
8.00	1.00	24.50	8.40	159	119	141	139	134	126	130
8.00	1.00	24.50	8.50	25	53	27	31	29	28	25
8.00	1.00	24.50	8.30	108	100	96	94	92	87	81
—	—	—	—	—	5	5	5	5	3	—
8.00	1.00	24.80	8.20	110	113	68	66	43	39	35
8.00	1.00	24.80	8.40	190	185	182	173	170	158	171
8.00	1.00	24.50	8.20	—	30	29	27	25	25	37
8.00	1.00	24.50	8.00	7	7	7	7	7	7	6
8.00	1.00	24.80	8.00	28	30	32	31	32	31	31
—	—	—	—	—	28	—	—	—	—	—
8.00	1.00	24.80	8.10	18	23	19	17	17	16	16
8.00	1.00	25.00	8.10	—	4	—	—	—	—	31
8.00	1.00	25.00	8.15	25	36	29	27	29	30	17
8.00	1.00	25.00	8.15	19	17	19	18	18	19	—
8.00	1.00	25.00	8.00	8	8	8	8	9	9	10
8.00	1.00	25.00	8.00	—	—	3	3	1	1	1
8.00	1.00	24.80	8.00	21	18	20	19	17	17	3
8.00	1.00	24.50	8.00	69	80	79	69	69	65	60
8.00	1.00	24.80	8.10	502	552	601	578	629	538	525
8.00	1.00	24.80	8.30	387	362	388	379	369	356	350
8.00	1.00	24.80	8.10	67	58	54	45	56	54	52
—	—	25.00	8.00	—	—	—	—	1	1	1
8.00	1.00	25.00	8.30	251	278	260	248	246	246	239
8.00	1.00	24.80	9.00	—	17	18	19	19	18	19
8.00	1.00	25.00	8.20	—	—	—	—	—	—	20
8.00	1.00	25.00	8.00	—	—	1	—	1	1	1
—	—	—	—	3,048	3,052	2,993	2,877	2,888	2,712	2,652
8.00	1.00	24.80	8.20	838	382	336	337	264	261	238
8.00	1.00	—	—	—	2	2	3	4	—	—
8.00	1.00	24.50	8.20	36	47	54	53	56	59	54
8.00	—	—	—	73	—	64	64	65	60	58
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	12,761	—	11,521	11,003	10,981	10,629	10,226

第　十

種別 / 業務別 / 職名	員数	給與關係					勤務			
		定額日給			皆勤者一人平均		標準	標準	標準一日平均	
		最高	最低	全員平均	實收日額	實收月額	勤務日數	公休日數	勤務時間	休憩時間
		円	円	円	円	円	日	日	時分	時分
運輸事務員	84	3.97	1.80	2.772	3.951	110.63	25	3	10.00	—
同　補	27	3.00	1.05	1.625	2.221	62.19	25	3	10.00	—
教習所教員	4	4.00	3.80	3.925	4.826	135.13	25	3	10.00	—
運輸監督	369	4.00	2.40	3.584	5.139	143.89	25	3	12.00	3.00
信號手	10	3.53	3.20	3.417	5.225	146.30	26	2	11.00	2.00
車掌	1,010	3.00	1.70	2.360	3.804	103.51	(7日勤務8日目公休)		9.15	.30
同　補	420	1.50	1.05	1.334	2.242	62.78	〃		9.15	.30
同助手	496	1.40	1.00	1.133	1.990	55.72	〃		9.15	.30
運轉手	1,321	3.00	1.65	2.498	4.008	112.22	〃		9.15	.30
轉轍手	179	3.00	1.35	2.063	3.096	86.69	26	2	11.00	2.00
信號人	13	2.61	1.35	1.738	2.486	69.61	26	2	11.00	2.00
雜役夫	147	2.50	.80	1.538	1.994	55.83	26	2	11.00	2.00
運輸給仕	7	.88	.50	.672	.698	19.54	26	2	11.00	—
同使丁	68	2.50	1.20	1.870	1.960	54.88	26	2	12.00	—
檢札員	35	2.50	.60	1.083	1.110	31.08	26	2	10.00	—
自動車運轉手	2	2.87	2.66	2.765	3.231	91.31	26	2	12.00	3.00
計	4,192	4.00	.50	2.207	3.455	93.74	—	—	—	—

第　十

種別 / 業務別 / 職名	員數	給與關係					勤務	
		定額日給			皆勤者一人平均		標準	標準
		最高	最低	全員平均	實收日額	實收月額	勤務日數	公休日數
		(月) 円 (日)	(月) 円 (日)	(月) 円 (日)	円	円		
監督	138	76.00	46.00	62.15	3.27	91.61	隔日勤務	—
監督代務	65	2.16	1.33	1.73	2.71	75.88	〃	
車掌	632	2.32	1.00	1.37	2.35	67.71	七日勤務	八日目公休
運轉手	709	2.32	1.20	1.43	2.43	67.99	〃	〃
信號人	90	2.13	1.20	1.44	1.90	53.21	監督ニ同ジ	
雜役夫	134	2.50	.50	1.28	1.42	39.71	〃	
補助車掌	82	1.11	1.00	1.03	1.33	37.20	車掌運轉手ニ同ジ	
檢札員	27	1.48	0.75	0.99	1.03	23.77	26	4

四　表

（其ノ二）

大阪市

關係		最近五箇年間員數					備考
皆勤者實際勤務一人平均		昭和四年	三年	二年	元年	大正十四年	
日數	時間						
日	時	人	人	人	人	人	
25.67	256.70	85	87	97	91	92	
25.85	258.50	25	22	24	29	41	
25.00	250.00	5	6	6	7	7	
25.11	225.99	376	390	399	374	381	
24.10	216.90	10	10	10	10	10	
32.36	283.15	1,119	1,313	1,475	1,629	1,856	
32.29	282.54	270	22	—	—	—	
32.58	235.08	610	589	474	254	—	
32.19	231.66	1,344	1,289	1,253	1,276	1,293	
30.67	276.03	170	167	158	152	141	
30.69	276.12	21	24	49	47	66	
29.66	266.94	146	152	155	155	152	
27.11	304.81	15	15	16	16	15	
25.21	302.52	78	77	85	84	87	
27.27	272.70	36	30	29	31	29	
28.00	252.00	2	2	3	3	3	
31.14	—	4,315	4,195	4,233	4,157	4,173	

四　表

（其ノ三）

京都市

關係				最近五箇年間員數				
標準一日平均		皆勤者實際勤務一人平均						
勤務時間	休憩時間	日數	時間	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年	大正十四年
時分	時分							
15.00	5.30	—	—	133	140	123	111	112
〃	〃	—	—	74	68	16	18	16
8.53	1.20	—	—	679	745	577	542	566
〃	〃	—	—	770	788	546	544	549
15.00	5.30	—	—	91	89	73	59	68
15.00	〃	—	—	128	117	97	93	87
8.53	1.20	—	—	78	95	35	31	—
7.00	1.00	—	—	28	29	26	25	25

第　　十

課別	種別	員數	定額給 最高	定額給 最低	定額給 平均	皆勤者一人平均 實收日額	皆勤者一人平均 實收月額
			円	円	円		円
運輸課	電車監督	98	月 100.00	月 60.00	月 74.81	—	110.38
	電車車掌	423	日 2.00	日 1.55	日 1.75	—	94.90
	同運轉手	429	2.00	1.55	1.80	—	95.80
	同補助車掌	41	1.30	1.20	1.28	—	66.94
	信號手	48	2.20	1.45	1.65	—	66.96
	運輪助手	30	2.43	1.73	1.96	—	78.32
	役夫	28	1.60	0.78	1.19	—	46.30
	給仕	1	—	0.60	0.60	—	22.74
工務課	軌道工夫	50	2.29	1.40	1.79	—	95.76
	測量工夫	4	2.43	—	1.95	—	92.33
	軌道掃除夫	10	1.79	1.40	1.61	—	74.53
	營繕木工	7	2.35	2.15	2.13	—	96.07
	貨物自動車運轉手	1	2.60	—	2.60	—	122.18
	電線路工夫	41	2.24	1.40	1.80	—	93.67
	電機工	17	2.37	1.50	1.94	—	97.50
	車庫守衛	2	2.16	2.07	2.11	—	104.53
	職工	135	2.77	1.45	1.96	—	103.82
	上同	—	—	—	—	—	96.26
	車體掃除夫	25	1.87	0.78	1.54	—	76.88
	役夫	3	—	—	1.28	—	55.57
庶務課	守衛	1	—	—	2.10	—	83.84
	使丁	2	155	1.30	1.43	—	63.88
	給仕	1	—	—	0.50	—	19.03
會計課	使丁	2	160	1.30	1.45	—	64.03
	給仕	1	—	—	0.50	—	24.59

四　　表　　（其ノ四）　　横濱市

標準 勤務日數	標準 公休日數	標準一日平均 勤務時間	標準一日平均 休憩時間	皆勤者實際勤務 日數	皆勤者實際勤務 一日平均時間	在籍員數 昭和五年	在籍員數 昭和四年
日	日	時		日	時		
26.1	4.3	8.00	—	26.1	8.00	95	93
26.4	4.0	8.00	2	26.4	10.50	440	423
26.4	4.0	8.00	2	26.4	10.34	469	429
26.5	4.0	8.00	2	26.4	10.62	48	41
23.4	2.0	8.00	1	28.4	10.00	53	48
28.4	2.0	8.00	1	28.4	10.00	—	30
28.2	2.2	9.00	1	28.2	9.00	26	28
25.0	5.4	8.59	—	25.0	8.59	1	1
28.2	2.2	9.00	1	28.2	12.68	50	50
28.2	2.2	9.00	1	28.2	11.00	4	4
28.2	2.2	9.00	1	28.2	10.90	10	10
28.2	2.2	9.00	1	28.2	10.29	7	7
28.2	2.2	9.00	1	28.2	10.31	1	1
28.4	2.2	12.00	1	28.4	12.00	44	41
15.2	—	24.00	1	15.2	24.00	15	17
15.2	—	24.00	1	15.2	24.00	2	2
28.2	2.2	9.00	1	28.2	12.51	134	135
28.4	2.0	12.00	1	28.4	12.00	—	—
28.2	2.2	9.00	1	28.2	12.21	25	25
28.2	2.2	9.00	1	28.2	10.33	3	3
25.0	5.4	9.09	—	25.0	9.09	1	1
27.6	2.8	9.09	1	27.6	9.09	2	2
25.0	5.4	8.59	—	25.0	8.59	1	1
27.6	2.8	9.09	—	27.6	9.09	2	2
25.0	5.4	8.59	—	25.0	8.59	1	1

第十四表（其ノ五）名古屋市

業種別職名別	員數	給與關係					勤務關係						最近五箇年間員數				
		定額日給			皆勤者一人平均		標準勤務日數	標準公休日數	標準一日平均		皆勤者一人平均實際勤務		昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年	大正十四年
		最高	最低	全員平均	實收日額	實收月額			勤務時間	休憩時間	日數	時間					
		円	円	円	円	円	日		時	時	日	時					
守衛	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	3	3	3
使丁	6	月 61.00	月 34.80	月 46.96	—	46.96	25	大祭日、祝日、日曜日	9.00	1.00	25	一日 8.00	6	6	6	6	6
倉庫番	6	月 51.00	月 26.00	月 39.50	—	39.50	25	同	9.00	1.00	25	同 8.00	6	6	6	6	6
自動車運轉手	1	月 75.00	—	月 75.00	—	75.00	25	不定	不定	1.00	25	同 8.00	1	—	—	—	—
電話交換手	2	月 27.00	月 17.00	月 22.00	—	22.00	25	大祭日、祝日、日曜日	9.00	1.00	25	同 8.00	2	2	2	2	2
給仕	7	日 0.57	日 0.43	日 0.50	0.50	15.00	25	同	9.00	1.00	25	同 8.00	7	6	6	6	6
看護婦	3	1.34	0.75	0.97	0.97	29.22	25	同	9.00	1.00	25	同 8.00	3	2	2	2	2
電車監督補	107	2.47	1.65	2.29	2.98	89.84	隔日勤務	—	20.00	6.00	14	一箇月 196.00	112	115	120	114	104
車掌運轉手兼務監督補	26	2.33	1.89	1.96	2.63	78.75	同	—	20.00	6.00	14	同 196.00	19	19	17	—	—
電車車掌	406	2.07	1.34	1.63	2.23	68.34	27	八日目ニ一日	10.00	2.00	24	同 213.60	429	455	456	442	547
同運轉手	479	2.11	1.40	1.74	2.42	72.60	27	同	10.00	2.00	24	同 214.70	475	517	493	515	503
同車掌助手	51	1.27	0.90	1.01	1.41	42.41	27	同	10.00	2.00	24	同 215.70	61	60	45	25	—
同轉轍手信號人	36	1.89	1.51	1.51	1.94	53.03	隔日勤務	—	20.00	6.00	14	同 19.00	39	43	50	56	52
同雜役夫	72	1.85	0.75	1.25	1.45	43.54	同	—	20.00	6.00	14	同 145.00	73	66	71	62	61
檢札員	14	1.09	0.63	.87	.99	29.93	25	大祭日、祝日、日曜日	9.00	1.00	25	一日 8.00	14	11	12	12	12
圖書工	6	1.96	1.23	1.76	1.89	62.26	一箇月中公休二日ヲ除キタル日數	2	8.40	0.50	28	一箇月 246.00	7	10	—	—	—
車工	71	2.78	0.97	1.72	2.49	74.81	同	同	8.40	0.50	28	同 249.00	71	69	—	—	—
組立工	34	2.77	0.70	1.87	2.44	73.46	同	同	8.40	0.50	28	同 246.00	34	35			
木工	28	2.89	1.55	2.14	2.55	76.61	同	同	8.40	0.50	28	同 246.00	27	28			
縫工	3	2.43	2.12	2.25	2.61	78.53	同	同	8.40	0.50	28	同 246.00	3	3			
塗工	14	2.67	1.35	1.58	2.49	74.68	同	同	8.40	0.50	28	同 246.00	14	14			
仕上工	11	2.30	1.39	1.89	2.30	69.26	同	同	8.40	0.50	28	同 246.00	11	12	211	207	220
鍛冶工	13	2.73	0.82	2.05	2.14	64.29	同	同	8.40	0.50	28	同 246.00	14	20			
旋盤工	10	2.59	1.14	1.92	1.86	55.93	同	同	8.40	0.50	28	同 246.00	11	12			
電機工（男／女）	23／3	2.53	0.80	1.43	2.03	62.54	同	同	8.40	0.50	28	同 246.00	24／3	22			
雜役工	6	1.98	1.35	1.33	2.09	62.81	同	同	8.40	0.50	28	同 246.00	5	6			
電工	4	2.26	1.85	1.84	2.70	81.69	同	同	9.30	1.00	28	同 294.00	4	3	—	—	—
配電工	23	2.62	1.19	1.83	2.64	79.42	同	同	14.30	4.40	28	同 290.17	21	22	20	19	18
架線自動車運轉手	4	2.26	1.85	2.06	3.35	81.96	同	同	9.30	1.00	28	同 294.00	4	4	—	—	—
電氣工夫	41	2.65	0.55	1.87	2.97	82.30	同	同	9.30	1.00	28	同 294.00	43	40	44	55	55
保線工夫	81	2.79	1.12	1.75	2.37	71.40	同	同	8.30	1.00	28	同 274.15	84	86	84	73	69
建築工夫	8	2.65	1.03	1.76	2.31	69.36	同	同	8.30	1.00	28	同 269.15	9	9	5	5	5
石工	7	2.85	1.16	2.36	3.00	80.58	同	同	8.30	1.00	28	同 256.51	7	7	7	7	6
測量工夫	9	2.63	1.16	2.03	1.33	67.81	同	同	8.30	1.00	28	同 258.15	6	5	4	5	7
鎔接工	5	2.28	0.96	1.81	2.54	76.25	同	同	8.40	0.50	28	同 246.00	5	10	10	—	—
鎔接工夫	9	2.34	0.92	1.94	2.40	72.00	同	同	8.30	1.00	28	同 274.15	10	—	—	—	—

第二編　電氣供給事業

第一章　總　說

第一節　東　京　市

1　市營開始の年月日

明治44年8月1日

2　市營前の沿革竝市營開始の理由

本事業は明治37年東京電氣鐵道株式會社が其副業として軌道の沿線附近に電燈を供給したるに起源す。

次で同39年會社が他の同業二社と合同して東京鐵道株式會社となるや、當時電燈事業を獨占したる東京電燈株式會社に對抗して電燈供給の擴張を企圖し、其第一期計畫として同43年6月市内6區及郡部10箇町村に對して供給の認可の受くると同時に工事に着手し、更に同44年5月第二期計畫として廣く全市及近郊郡部に亘りて電灯 1,350,000 個供給の計畫を樹て之が認可を申請する所ありしが、同年8月1日東京市の買收する所となりたり。但し市營開始は本事業を主眼としたるものに非ず電氣軌道事業買收の結果其の附帶事業として市營に屬したるものなり。

3　關係官廳との交涉經過

イ、東京市の電車市營は多年の懸案なりしが明治 40 年始めて會社側との協定なり同41年1月主務省に對して之が買收の認可の申請したるも、日露戰爭以來頓に增加したる我國内外債の信用上今日之が爲め多額の市債を發行するは其時機に非ずとして之を却下せらる。

ロ、同年10月遞信大臣は市長に3箇條の覺書を提示し市が之を實行し得るに於ては市營を認可するも差支なしとの内意を傳へられたるも之に對しては會社側との交涉調はずして已む。

ハ、超えて同44年6月内務大臣は市長を招致し市營に對する市の意向を聽取し政府の希望條件を示して市營を促す所ありたり。是れ曩に會社が未成線工事の延期を出願したるに對し之が採否に付調査の結果該工事の完成は營利會社に依りては種々不便ある事を察知するに至りたるに因る。玆に於て市は會社と折衝し同年7月5日買收の假契約を締結し同月24日買收認可の申請をなし同月31日認可を受け玆に同年8月1日を以て始めて市營の實現を觀たるものとす。

4　市營開始當時の事業狀態（買收當時）

イ　供給設備　電燈設備數　35,944 個

電力設備數　1,866 馬力

ロ　料金收入　（明治44年度末決算（8箇月分）

電燈　料金　175,144圓

電力　料金　165,110圓

269,025圓

5　電　源

イ、市營當時の電源

澁谷發電所　火力 3,600 K.W.

鬼怒川水力電氣株式會社　37,000 K.W.（10ヶ年契約）

東京電燈株式會社　14,000 K.W.（每年更新）

同（淀橋淨水場供給用）　600 K.W.

ロ、現在の發電設備、芝浦火力發電所　10,000 K.W.

6　供給區域

イ、市營開始當時の區域と他企業者區域との關係

市營開始當時の供給區域は市部6區、郡部10箇村にして東京電燈株式會社の供給區域と競合す。

ロ、現在區域と他企業者區域との關係

現在の供給區域は市部全區（15區）及郡部12箇町にして市部は東京電燈株式會社郡部は同社及京王、玉川の各電鐵會社の供給區域と競合す。

但し、市部15區中5區は東京電燈株式會社との協定に依り新需要に對しては市に於て優先供給權を有す

ハ、供給區域内の人口及戶數

（昭和3年12月末現在）

市　部	437,100 戶	2,218,400 人
郡　部	160 906 戶	702,024 人
合　計	684,006 戶	2,920,424 人

7　料　金　制（料金沿革）

第一期（私營時代　自明治40年5月　至同44年3月）

第二期（過渡期　自明治44年4月　至大正2年3月）

第三期（市營後第一次改正　自大正2年4月　至同6年9月）

第四期（同第二次改正　自大正6年10月　至同13年3月）

現　行（第三次改正 自大正13年4月 至現在）とし各期の料金概要次の如し。

種別			第一期	第二期	第三期	第四期			現行
電灯	定額	1燭光（1灯1ヶ月）	圓 1.20	圓 0.90	圓 0.72	圓 0.50			圓 0.50
	従量	使用電力量（1k.w.h）	0.20	0.18	0.18	始 1k.w.h. 0.18	次 1k.w.h. 0.14	超過分 0.10	始1k.w.h.16 次ハ1k.w.h.14 超過分
電動及其他の電力	定価	一馬力一ヶ月				種別	晝間	晝夜	
						5H.P.未滿	6.5	11.0	
						5H.P.以上	6.0	10.0	
						10H.P.以上	5.5	9.5	
	従量	使用電力料（1k.w.h）	0.10	0.10	0.10	種別	晝間 60kwhマデ 錢	晝間 超過分 錢	晝夜間 100kwhマデ 錢	晝夜間 超過分 錢
						5H.P.未滿	5.0	4.0	7.5	5.0
						5H.P.以上	4.5	3.5	6.5	4.0
						10H.P.以上	4.0	3.2	6.0	4.0
家庭熱電	従量	同								

種別	100KWH迄 錢	超過分 錢
20kw未滿	6.0	4.0
20kw以上 50kw未滿	5.5	3.6
50kw以上 100kw未滿	5.0	3.3
100kw以上 500kw未滿	4.5	3.0
500kw以上	4.0	2.6

8 職　制

イ、開始當時の職制

電燈部　四課

ロ、爾後職制の改革

第一次改革　大正2年3月電燈部（2課）
第二次〃　大正3年3月電燈課（4係）
第三次〃　大正4年4月〃（2係4營業所）
第四次〃　大正6年9月〃（2係4營業所）
第五次〃　大正9年8月〃（6係）
第六次〃　大正13年10月〃（5係）

ハ、主腦者の移動

歷代電氣局長

松本幹一郎、井上敬次郎、長尾半平、大道良太、生野團六、大河內一要、筧正太郎

9 市營開始後の事業變遷大要

イ、建設期

大正2年買收後第一次擴張計畫（市內及近郊郡部に亘り5箇年繼續電燈 527,000 個、動力 6,550 馬力供給計畫の遂行に當りては殆ど同業者の競走を以て終始し此間約六年經營は爲に困難を極め毎年缺損を重ぬる狀態を以て經過せり。

ロ、順調期

大正6年競爭事業者に供給區域及料金の協定成り同年10月市條令を設定して之を實施するに至り玆に第二次擴張計畫（大正6年以降五箇年繼續、電燈 691.90 個、電力 12,549 K.W. の供給計畫）を樹て專ら事業の發達を圖るに及び經營始めて順調に向ひ爾後約6年需要の增進收入の增加共に公共を持續し玆に事業の基礎漸く定まり、前途に一段の發展を觀んとするに方り大正12年9月關東大震災は一朝にして本事業の發達に多大の蹉跌を與へたり。

ハ、震災復興期

震災後之を機として將來の電熱の普及及一般電氣需要の進運に應ぜんが爲め一部條例を改正し舊來の定額本位制を從量本位制に改め家庭電熱量金を特定して晝夜不休の送電を開始すると共に銳意復舊竝復興に努めたる結果逐年急速なる復興の進捗を觀震災後約6年にして需要は著しく增進し、收入成績亦逐年好成績を收めて玆に昭和3年度の事業を完成し事業の基礎は一層鞏固を加へ以て將來の發達を迎へんとするに至れり。

ニ、現　勢

今や昭和3年度末需要は電燈 1,091,000個、電力 45,200 K.W. に達し消費電力量及收入之に伴ひ往年市營に際し僅かに電車の副業として累年の不況に悲觀せられたる本事業の現勢は之を當時の狀態に比して異狀の發達を遂げたりとす。

而して今や帝都の復興は將に完成を告げんとし電氣需要の進運に乘じ本事業の前途は益々好望の趨勢に在りとす。

第二　大阪市

1 市營開始年月日

電力　明治44年1月20日
電燈　大正12年10月1日

2 市營前の沿革竝市營開始の理由

明治20年11月28日鴻池善右衛門外19名發起人となり大阪電燈會社の創立を出願し同年12月1日之が認可を得同21年2月5日會社成立同22年5月20日開業爾來同社に於て一般供給を爲せり。

明治39年1月市營電車事業の餘力を以て電燈電力供給事業市營の建議案市會に提出せられ滿場一致之が可決を見たるを以て同年5月之が出願を爲さんとせしに當時大阪電燈株式會社は相當年月を經過するに於ては市に買收せらるるも異存なき旨を約し、明治39年7月報償契約の締結を見たるを以て、同年9月7日附電力供給事業のみを出願し、同年11月5日之が許可を受け同44年1月20日開業せり。

大正12年6月21日大阪電燈株式會社との間に電氣事業買收契約成立、同年8月29日事業讓渡の認可を受け同年10月1日之が受渡を了し、電燈電力とも本市に於て經營するに至れるものなり。

3 關係官廳との交涉經過

電力供給事業　明治39年9月7日　經營許可申請　同年11月5日許可

大阪電燈事業讓受　大正12年8月15日　事業　讓受　認可申請　同年3月29日同上認可

4 市營開始當時の事業狀態

電力の　營開始は明治44なるも僅に軌道沿線に止り廣く供給を爲さざりしを以て大阪電灯會社の事業を繼承し電灯電力市營を開始したり。而して開始當時の事業狀態を示せば次の如し。

イ　電灯設備數　1,769,736 灯
　　電力設備數　29,712,2 K.W.

ロ　電燈　料金　5,915,329 圓
　　電力　料金　1,237,724 圓
　　自　大正12年10月1日　至　大正13年3月31日　六ヶ月分

ハ　支　出　3,970,625 圓

5 電　源

イ、市營開始當時の電源

電力市營開始當時は軌道用電力の餘力なりしも電燈市營開始當時に於ては

火力設備出力　26,000　K.W.受電　晝　間　3,900 K.W.
　　夜　間　44,000 K.W.

ロ、現在の電源

火力設備出力　36,000　K.W.受電　晝　間　66,900 K.W.
　　夜　間　85,000 K.W.

ハ、受電契約

宇治川電氣　晝　間　99,000 K.W.　夜　間　28,000 K.W.　大同電力晝夜間　54,000 K.W.　日本電力晝夜間　3,000 K.W.

ニ、發電設備

第1發電所　6,000 K.W.　第2發電所　20,000 K.W.　第3發電所 10,000 K.W

6 供給區域

イ、市營開始當時の區域と他企業者區域との關係

電力のみ市營開始當時に於ては大阪電燈會社と重複を見たるも、同社事業を買收電燈市營開始當時に於Cは一般電力供給については宇治川電氣會社の一般供給大同電力及日本電力の特殊供給區域と重複し、又新淀川以北の100馬力以上の電力供給區域に於ては阪神電氣鐵道、阪神急行電氣鐵道、京阪電氣鐵道の一般電力供給區域と大同電力及日本電力の特殊供給區域と重複せり。

ロ、現在の區域と他企業者區域の關係

現在の區域と他企業者區域との關係は電燈市營開始當時の關係と異なる所なし。

ハ、供給區域內の人口

2,258,308 人

ニ、供給區域內の戶數

527,889 戶

7 料　金　制（料金沿革）

大正12年8月31日電氣使用條例公布同年9月29日同條例施行細則により同年10月1日より施行す。施行細則大正13年12月25日其後大正14年2月4日、大正15年2月13日、同年4月10日、同年10月13日、昭和3年2月1日、昭和4年7月17日の7回に亘り小部分の改正ありて現行に至る。

定額從量兩制を採用　料金は異動なし。

8 職　制

イ、開始當時の職制

電燈部　營業課（3係）計算課（2係）技術課（2係）

電氣部　電氣課（4係）線路課（4係）發電課

ロ、爾後職制の改革

大正14年5月5日　昭和2年12月21日の二回改正

現　在

電燈部　庶務係、營業課、（3係）內線課（3係）

技術部　庶務係、工務課、（3係）電氣課（5係）線路課（3係）

ハ、主腦者の移動

(一)局長佐竹三吾　大正13年1月10日退職

(二)助役有田邦敬（事務取扱）大正13年1月11日就職同年2月8日解職

(三)角源泉　大正13年2月8日　就職昭和3年7月7日退職

(四)助役有田邦敬（事務取扱）昭和2年7月7日就職同年7月18日解職

(五)今井田清徳　昭和2年7月18日就職　昭和4年7月8日退職

(六)平塚米次郎　昭和4年7月11日就職

9　市營開始後の事業變遷の大要

新淀川以北の100馬力以上の電力供給區域に對しては大阪電燈の事業讓受當時には供給未開始なりしが其内東淀川區に對しては大正15年6月6日西淀川區に對しては昭和元年12月28日夫々事業を開始せり。

第三　京都市

1　市營開始の年月日

明治24年5月

2　市營前の沿革竝市營開始の理由

明治21年8月琵琶湖疏水運河開鑿事業の竣成せるに於て更に進んで水力使用の工事に着手せんとし、時の京都府知事北垣氏は田邊工學士高木文平の兩氏を米國紐育へ水力配置の實況調査の爲派遣、兩氏は21年9月出帆種々研究を積みて翌22年1月歸朝す而して當時該事業は市の經營とすべきや民間の事業とすべきやの議起りしも、遂に本市の事業となすべきことに確定し23年2月蹴上疏水事務所内に於て田邊工學博士之が擔當技師となり疏水分水線路第4隧道北口より長さ52間の引水水路を開き内徑3呎鐵管2條を布設し又發電所及排水隧道工事を施行す。之れ本邦に於ける水力電氣事業の嚆矢なり。次いで24年5月電動力使條例の發令あり、京都府知事より電氣事業開始の認可を得明治24年5月その竣工を見たり。

3　關係官廳との交渉經過

明治24年10月電氣事業開始の認可を京都府知事に申請同25年1月京都府知事より認可指令あり。

4　市營開始當時の事業狀態

イ　供給設備

電燈設備數不明　電力設備數不明

ロ　料金收入

電燈料金不明　電力料金　80,041

ハ　支　出　　456,842.715圓

内　譯　土木費　128,727.913

建築費　150,947.925

機械費　207,283.877

5　電　源

(イ)市營當時の電源

市營創設當時の電源は蹴上發電所なり。

(ロ)現在の電源

現在の電源は蹴上、伏見、横大路、夷川の四發電所及京都電燈株式會社宇治川水力電氣株式會社よりの受電よりなる。

(ハ)受電契約

受電契約は1K.W. 2錢3厘、超過量に對しては1K.W.1錢3厘

二、發電設備

水　力　6,400 K.W.

蹴　上　4,800 K.W.H.　伏見　1,320 K.W.H.　夷川　280 K.W.H.

汽　力　5,000 K.W.　横大路　5,000 K.W.H.

6　供給區域

(イ)市營開始當時の區域と他企業者區域との關係

明治24年10月蹴上發電所より20町以内に於て一般需要者を募集して之に供給す。他の企業者區域との關係なし。

(ロ)現在の區域と他企業者區域との關係

現在の供給區域は京都市、愛宕郡、葛野郡、宇治郡、紀伊郡に及ぶ他の企業者との區域の關係に於ては京都電燈株式會社は京都市下京區に配給し、市電氣局は上京區に配給す。郡部に於ては市電氣局、京都電燈株式會社及京阪電鐵會社より各自隨意に供給す。

(ハ)供給區域内の人口　332,000 人

(ニ)供給區域内の戸數　73,518 戸

7　料　金　制（料金沿革）

明治39年5月1日馬力使用量に依る1箇年の料金を制定す。但し白熱燈は16燭光10個を以て1馬力とせり。

大正2年1月1日電動機整流及電燈電熱、半馬力未滿の電動機の料金を改正せり。

大正4年3月31日本市の電氣使用料は京都電燈株式會社に比し低廉なりしを以て市社營業區域の限定の結果市の使用料率を改正して高む。

大正12年3月31日更に改正して現在に及べり但し電熱は大正14年に改正せり。

8 職　　制

(イ)開始當時の職制

明治23年市會に臨時水利委員を設け又蹴上疏水事務所内に水利事務取扱の一局を設け實際事務を取扱へり。25年臨時水利委員の任期滿了につき更に水利事務分擔市參事會員を置き又蹴上疏水事務所内にありし水利分掌者を廢して理事制とす。

(ロ)爾後職制の改革

大正3年以前の職制改革の變遷不明なり、大正3年8月8日水利事務所水道事務所及電氣軌道事務所を合して市の事業部となし、總務、電氣、工務、運輸の各課をおく。大正7年12月28日事業部を廢止す。大正9年7月7日電氣部を設置し庶務係、技術課、電力課、運輸課を設く。大正13年4月15日部制を廢止し電氣局を設け、庶務課、電氣課、營業課、運輸課、事輛課、工務課に分つ。大正14年3月31日局内に變更を加ふ。大正14年10月10日局内の制度を變更し、庶務係、發電課、電燈電力課、電車課、車輛課、工務課とす。大正15年11月3日局内の制度に小變更を加へ庶務係を庶務課とし發電課を電氣課と改む。昭和2年11月2日局内の制度を改め庶務課、電氣課、營業課、運輸課、工務課とし昭和4年1月更に制度を改め庶務課、電氣課、營業課、運輸課、車輛課、工務課、會計課とす。

(ハ)主腦者の移動（電氣局長）

大正13年5月20日大瀧鼎四郎、大正13年10月10日芹澤登一、大正14年10月10日永田兵三郎、昭和2年11月10日山田耕、昭和3年2月3日木村尙一

9 市營開始後の事業變遷大要

明治24年5月送電を開始し爾來30年に至る迄漸次機械を增設し30年5月には豫期の 2,000 馬力の發電設備及其供給を完了せり。然るに需要益々激增するのみなれば其より38年に至るまで能率を增加するため小容量の發電機を大容量のものと換へたり。

其後も激增する需要に應ずるため從來の蹴上發電所を改築し、其他夷川、伏見、横大路に發電所を新築し又他方京都電燈株式會社及宇治川水力電氣株式會社より電力の配給を受け其配給區域は京都市及四郡に及べり。

第四　神　戸　市

1 市營開始の年月日

大正6年8月1日

2 市營前の沿革竝に市營開始の理由

明治20年10月15日神戸電燈株式會社設立

明治21年1月26日事業許可を受く

明治21年9月10日點燈

明治39年3月電力供給開始

大正2年5月1日神戸電氣鐵道株式會社と合併し神戸電氣株式會社を設立す。

大正6年8月1日神戸市に於て買收市營となる。

市營の理由

事業の性質上公營獨占となし以て市民一般の永久の福利を增進する所あらんとせしに出づ。

3 關係官廳との交涉經過

明治21年1月26日事業許可

大正6年6月30日事業讓渡許可

4 市營開始當時の事業狀態

(イ)供給設備（大正6年度及大正5年度末現在）

電燈設備數	291,030 燈
電力設備數	14,029 K.W.

(ロ)料金收入

電燈料金	1,239,520.070 圓	自　大正6年8月1日
電力料金	422,313.750	至　大正7年3月31日
(ハ)支　出	1,105,711.850	

5 電　　源

(イ)市營當時の電源

火力發電　　常用　8.100 K.W.　　豫備　5,500 K.W.

(ロ)現在の電源

火力發電及水力受電（昭和4年度現在）

(ハ)受電契約

宇治川電氣より受電力率 80% 負荷率 68% 26,000K.W. 迄は 1K.W. に付き 1.925錢 同超過 1K.W. に付き 1.2錢日本電力（受電未開始）力率 80% 負荷率 68% 5,000 K.W.H. 迄は 1K.W.H. に付 1.37錢 同超過 1K.W.H. に付 1.2錢

(ニ)發電設備

火力發電　常用 18,500 K.W.　豫備 17,100 K.W.

6 供給區域

(イ)市營當時の供給區域

神戸市及武庫郡須磨町昭和3年度末供給區域神戸市（須磨町は大正9年神戸市に編入）

(ロ)市內獨占供給

但し日本電力及宇治川電氣の兩社は電力50馬力以上の供給權を保有す。

(ハ)供給區域人口及戸數

市營創設當時（大正6年度末）

人　口　558,319 人

戸　數　127,159 戸

昭和3年度末現在

人　口　793,151 人

戸　數　185,732 戸

7 料金制（料金沿革）

種別	區別	年度別	大正六年度 内燈 外燈	大正七年度 内燈 外燈	大正八年度 内燈 外燈	大正九年度 内燈 外燈	大正十一年度 内燈 外燈	大正十二三年度 内燈 外燈	大正十四年度 昭和元年度 内燈 外燈	昭和二年度同三年 外燈 内燈	備設又ハ器具使料金
電力	低壓	最高限度内	1 k.w.h 50厘	厘 60	厘 70	厘 85	厘 70	厘 70	厘 65	厘 50	
		同上超過	同 45	54	65	80	65	65	60	50	
	高壓		同 —	50	60	25	60	60	55	50	
	直流		同 —	100	110	130	110	110	110	110	
	臨時		1馬力1日 500	500	600	750	750	600	600	600	
電熱			1 K.W.H 50	60	70	85	70	70	50	50	

備考　大正六年度ハ六年八月、同七年度ハ七年五月、同八年度ハ八年四月、九年度ハ九年六月、大正十、十一年度ハ十年十二月、十二、十三年度ハ大正十二年四月、大正十四年度昭和元年度ハ大正十四年四月 昭和二年度ハ二年八月改正スルモノトス。

8 職制

(イ)開始當時の職制（大正6年8月）

庶務課、電燈課、三宮出張所、會計課、運輸課、電氣課、工務課、發電課、出納係

(ロ)爾後の改革（大正9年2月）

庶務課、電燈課（三宮出張所）會計課、運輸課、電氣課、工務課、發電課、出納係、電力係、軌道係

大正12年6月改正

總務科（庶務課、調査課）電燈科（給電課、路線課）

電車科（運輸課、工務課）電氣科（發電課、配電課、會計課、電氣試驗所、教習所、電力係、軌道係）

昭和2年10月改正

庶務課（文書係、人事係）經理課（主計係、調度係）會計課（出納係、倉庫係）電氣試驗所、教習所

電車部

運輸課（庶務係、運轉係、乘車券係）工務課（軌道係、建築係、電車線係、臨時建設係）車輛課（車輛係、工場）

給電課（庶務係、營業係、技術係）電路課、路線係、地下線係、檢査係）動力課（電力係、工事係）

(ハ)主腦者の移動（局長）

大正6年8月乾長次郎（事務取扱）大正7年7月小堀十龜同年10月乾長次郎（事務取扱）大正9年3月米田德三郎（大正10年12月迄代理）昭和2年4月杉野繁（事務取扱）昭和2年8月石田太郎。

9 市營開始後事業變遷大要

事項	市營當時	昭和三年度末現在
電燈需要戸數	98,534 戸	144,372 戸
同上燈數	265,522 燈	683,120 燈
電力需要家戸數	1,210 戸	5,092 戸
同上ノ容量	10,824.4 kw	50,538.9 kw
電熱需要家戸數	—	4,876 戸
同上ノ容量	—	8,850 kw
電扇需要家戸數	—	11,520 戸
同上基數	—	15,529 基

第一 電氣供給

都市別＼種別	電力設備			建設費	送電線路延長		配電線路延長		電灯	
	發電力量	受電力量	計		架空	地中	架空	地中	需要家數	灯數
	k.w.h.	k.w.h.	k.w.h.	円	k.m.	k.m.	k.m.	k.m.	戸	個
東京市	—	—	—	35,594.068	—	178	2,040	2,097	140,373	1,014,943
大阪市	28,830.660	431,156.197	460,036.857	117,065.984	95	467	11,894	145	469,250	2,359,874
京都市	48,159.108	27,778.030	75,937.138	14,919.585	54	105	2,602	27	72,055	kw 539,450
神戸市	17,126.736	244,307.632	261,434.368	28,377.438	27	208	3,367	60	148,825	740,265

第二表 電氣供給事業設備 (其ノ一) 東京市

種別		市營開始當時(明治四十四年度末) 數量	要項	昭和五年度末現在 數量	要項
需要家設備	電燈取付箇數	121,042		個 1,200,565	
	電氣扇取付箇數	—	不明	162	定額ノミニシテ從量不明
	電力取付(キロワット)數	k.w. 737		k.w. 52,021	
	內家庭電熱取付戸數	—		747 戸	家庭電熱ハ大正13年度創始當時 354戸(年度末現在)
	電力計取付箇數	4,177		103,772	
電力設備	發電設備	—		—	
	受電設備	—		—	
	計	—		—	
	發電力量	—		—	
	受電力量	—		—	
	計	—		—	十九箇所
	變電設備	—	不明	k.w. 65,900	
	變電所出力	k.w.h. 6,392.142		k.w.h. 141,840.550	

備考 受電容量ハ電氣軌道事業ト區別シ難キニヨリ電氣軌道事業ノ部ニ一括揭上シ本表ニ於テハ之ヲ省略セリ。

第表 事業概要

電力 需要家數	電力 KW數	收入 調定額	收入 實收入額	使用電力 自家發電	使用電力 受電	歲入	歲出	公債未償還額	從事員 吏員	從事員 雇傭員
	k.w.	円	円	k.w.h.	k.w.h.	円	円	円	人	人
8,124	33,301	8,722,801	8,649,859	236,570	161,905,340	13,426,427	11,375,402	34,436,425	106	1,066
127,886	101,977	—	24,257,336	26,939,435	431,156,197	30,556,251	19,233,615	55,417,600	239	503
10,724	29,489	4,450,323	4,424,759	42,091,555	27,778,030	5,546,081	4,270,223	2,065,136	—	—
12,616	77,229	10,493,216	10,291,715	—	243,652,186	22,743,428	9,995,911	33,530,000	527	3,411

第二表 (其ノ二) 大阪市

種別		市營開始當時(大正十三年度末) 數量	要項	昭和五年度末現在 數量	要項
需要家設備	電燈取付箇數	1,880,723		2,809,607	
	電熱取付箇數	10,026		54,027	
	電扇取付箇數	大正13年度 73,682		97,711	
	電力取付K. W. 數	24,610.8		141,795	
	電力計取付箇數	28,982		81,261	
電力設備	發電設備K. W.	26,000		36,000	
	受電設備K. W.	44,000		85,000	
	計	—		—	
	發電力量K.W.H.	大正13年度 18,156.018		23,880.660	
	受電力量K.W.H.	同 266,550.745		431,156.197	
	計	234,706.763		460,036.857	
	變電設備K. W.	75,700		159,350	
	變電所出力K.W.H.	大正13年度 268,943.978		大正13年度 439,693.123	

備考 電扇取付箇數 9月未現在トス。

第　二　表　（其ノ三）　京都市

種別		市營開始當時 數量	市營開始當時 要項	昭和五年度末現在 數量	昭和五年度末現在 要項
需用家設備	電燈取付箇數	—		539,450	
	電熱取付箇數	—		4,293	
	電扇取付箇數	—		不明	
	電力取付K.W.數	k.w. 22		k.w. 15,600	
	電力計取付箇數	—		58,765	
電力設備	發電設備K.W.	k.w. 235		k.w. 11,400	
	受電設備K.W.	—		〃 11,500	
	計	k.w. 235		〃 22,900	
	發電力量K.W.H	不明		k.w.h. 48,159,108	
	受電力量K.W.H	—		〃 27,778,030	
	計	—		〃 75,937,138	
	變電設備K.W.	—		k.v.a 29,000	
	變電所出力量K.W.H.	—		k.w.h. 65,399,539	

第　二　表　（其ノ四）　神戸市

種別		市營開始當時（大正六年度） 數量	市營開始當時（大正六年度） 要項	昭和五年度末現在 數量	昭和五年度末現在 要項
需要家設備	電燈取付箇數 點灯	291,030		740,265	
	電燈取付箇數 休灯	—		179,093	
	電力取付K.W.數	k.w. 14,029		k.w. 65,503	
	電熱供給箇數	—		10,838	
	電力計取付箇數	3,413		55,442	
電力設備	發電設備K.W.	k.w. 常用 8,100 豫備 5,500	發電設備ハ給電電鐵併用ニ付合計ヲ記載ス	k.w. 常用 18,500 豫備 17,100	發電設備ハ給電電鐵併用ニ付合計ヲ記載ス
	受電設備K.W.	—		48,811	
	計	常用 8,100 豫備 5,500		常用 67,311 豫備 17,100	
	發電力量K.W.H.	52,182,831	發電力量ハ大正六年八月一日ヨリ大正七年三月三十一日迄八箇月分ヲトス	17,126,735	
	受電力量K.W.H.	—		244,307,632	
	計	52,182,831		261,434,368	
	變電設備K.W.	常用 8,630,000 豫備 2,032,000		出力 93,565 豫備 38,053	
	變電所出力量K.W.H.	—		29,540	
備考				電力設備局發電設備中 12,500 K.W. 一臺（ボイラーナシ）	

第　三　表
電氣供給事業建設費　（其ノ一）　東京市

種別	市營開始當時（明治四十四年度末） 數量	市營開始當時（明治四十四年度末） 要項	昭和五年度末現在 數量	昭和五年度末現在 要項
用地費	円 —		円 202,659	
建物費	69,864		874,640	
電力設備費	1,027,462		2,630,160	
電線路費	1,893,826		23,465,033	
需用家電氣工事費	498,498		5,770,008	
設計並監督費	116,061		1,826,995	
買收差金（權利金）	774,523		774,523	
計	4,380,234		35,594,068	

第　三　表　（其ノ二）　大阪市

種別	市營開始當時（大正十二年度末） 金額	市營開始當時（大正十二年度末） 要項	昭和五年度末現在 金額	昭和五年度末現在 要項
用地費	円 2,665,239.692		円 4,056,836.362	
建物費	2,470,965.202		5,562,593.466	
電力設備費	5,601,838.586		13,304,378.260	
電線路費	10,131,617.618		22,615,949.916	
需要家電氣工事費	13,756,169.006		32,609,293.487	
其ノ他	488,397.875		2,230,417.133	
買收差金	36,686,415.646		36,686,415.646	
總計	71,800,643.625		117,065,384.270	

第三表（其ノ三） 京都市

種別	市營開始當時 金額	市營開始當時 要項	昭和五年度末現在 金額	昭和五年度末現在 要項
	円		円	
用地費	246,461.575		246,461.575	
建物費	—		235,310.560	
電力設備費	1,649,754.257		6,793,156.857	
電線路費	—		1,110,185.170	
需用家電氣工事費	—		705,908.310	
設計監督費	438,687.355		653,872.104	
買收差金	—		—	
其ノ他	4,660,513.194	第一疏水建設費 円 2,163,179.032 第二水利事業建設費 2,497,334.162	5,184,690.825	第一疏水建設費 円 2,163,179.032 第二水利事業建設費 2.457,407.163 伏見放水路建設費 564,104.630
總計	6.995,416.381		14,919,585.401	

第三表（其ノ四） 神戸市

種別	市營開始當時(大正六年度末) 金額	市營開始當時(大正六年度末) 要項	昭和五年度末現在 金額	昭和五年度末現在 要項
	円		円	
用地費	98,176.849		93,176.849	
建物費	144,332.824		393,428.984	
電力設備費	4,314,311.737		11,576,433.542	
電線路費	2,667,531.476		9,019,512.595	
需用家屋內工事費	1.425,477.244		3,405,490.684	
設計監督費	138,674.929		138,674.929	
買收差金	3,638,490.548		3,638,490.548	
其ノ他	9,703.712		106,225.013	
總計	12,436,699.319		28,377,438.144	

備考 自大正6年8月1日至大正7年3月31日8箇月間

第四表 電氣供給事業主要設備

都市別	用地 市有 口數	用地 市有 面積	用地 借地 口數	用地 借地 面積	建物 市有 口數	建物 市有 延面積	建物 借家 口數	建物 借家 延面積	電力設備 發電所 口數	發電所 容量	電力設備 受電 口數	受電 容量	電力設備 變電所 箇所數	變電所 容量
		坪		坪		坪		(借地) 坪						k.w.
東京市	11	2.044,680	222	2,939,310	26	3,811,179	25	1,047,460	—	—	—	—	13	42.600
		m²		m²		m²		m²		k.w.		k.w.		
大阪市	42	108,791	13	6,792	450	47,704	47	2,696	3	36,000	3	85,000	28	159,350
		s.m.		s.m.		s.m.		s.m.						k.v.a.
京都市	2.303	819,925	65	40,869	171	12,405,563	5	474,731	4	11,400	2	11,500	10	42,900
						坪		坪		k.		k.		k.
神戸市	40	20,188	4	—	118	10,833	11	370	3	18,500	2	48,811	14	93,565

備考 東京市 發電所ハ設備トシテハ電氣軌道事業ニ屬スルヲ以テ本表ニ之ヲ掲ゲズ
大阪市 電力設備欄ノ發電所及受電ハ軌道事業ヲ含ム
送電線路ハ軌道事業ヲ含ム

第四表 業主要設備

送電線路 亘長	送電線路 電線路延長 架空	送電線路 電線路延長 地中	配電線路 亘長	配電線路 電線路延長 架空線 低壓	配電線路 電線路延長 架空線 高壓	配電線路 電線路延長 架空線 特高	配電線路 電線路延長 地中線 低壓	配電線路 電線路延長 地中線 高壓	配電線路 電線路延長 地中線 特高	變壓器 電燈用 個數	變壓器 電燈用 容量	變壓器 電力用 個數	變壓器 電力用 容量
k.m.		k.m.	k.m.	k.m.	k.m.		k.m.	k.m.			k.w.		k.w.
71.709	—	177.915	1,499.735	1,330.845	708.736	—	1,432.251	664.706	—	3,708	57.818	2,056	26,376
	k.m.								k.m.				
153	95	467	1.910	4,319	7,575	—	—	135	9.8	26,133	201.811	27,009	101,042
m.	m.	m.	m.	m.	m.		m.	m.					
52.327	54,160	105,400	345,872	1,357,938	1,242,964	—	5,800	21,300	—	2,469	27.627	1,550	16.663
k.m.											k.		k.
98	27	208	543	1,553	1,509	—	18	40	1.7	3,131	36.973	2,445	27.863

第五表 電氣供給

都市別＼種別	電燈點火數 年度末需要家數 定額	従量	併用	計	燈數 定額	従量	合計	左ノ内外燈定數	燭光數又ハ容量 定額	従量	一ケ年燈數 定額	従量
	戸	戸	戸	戸	燈						燈	燈
東京市	35,600	82,537	22,236	140,373	96,322	918,541	1,014,843	—	3,033,753	—	1,176,531	10,713,256
									k.w.	k.w		
大阪市	427,393	7,332	34,525	469,250	1,576,393	783,431	2,359,874	—	44,583	26,894	18,957,055	8,934,080
									k.w.	k.w.		
京都市	22,366	40,024	9,665	72,055	71,226	468,224	539,450	—	2,003	11,000	857,467	5,466,641
									k.	k.		
神戸市	106,372	42,453	—	148,825	283,909	456,356	740,265	85,765	5,230,580	12,611,370	3,465,670	5,302,418

第五表

都市別＼種別	電力使用數 年度末 K W 數 定額	従量	内電熱 營業	内電熱 家庭	自家用	計	一ケ年延數 K W 數 定額	従量	内電熱 營業	内電熱 家庭	自家用（官廳用ヲ含ム）	計
		k.w.		k.w.	k.w.	k.w.				k.w.	k.w.	k.w.
東京市	—	18,566	—	2,962	20,735	39,301	—	208,266	—	22,398	252,020	460,286
大阪市	2,400	96,819	27,474	—	2,758	101,977	16,349	1,101,971	283,319	—	30,895	1,149,215
京都市	—	15,439	217	5,768	8,065	29,439	—	—	—	—	—	—
												k.
神戸市	—	18,801	—	—	—	77,229	—	759,761		—	—	866,333

第五表

都市別＼種別	收入 電灯 定額	従量	臨時燈	計	動力 定額	従量	計	電熱 定額	従量	計
東京市	816,431	4,876,263	—	5,692,694	—	2,233,468	2,233,468	—	105,033	105,033
大阪市	12,537,711	4,931,167	—	17,568,878	—	4,732,103	4,732,103	—	1,132,998	1,132,998
京都市	598,121	2,020,782	—	2,618,903	—	1,470,181	1,470,181	—	146,754	146,754
神戸市	2,193,243	2,929,704	69,419	5,192,368	—	4,333,461	4,333,461	—	260,463	260,463

第五表

都市別＼種別	收入 電燈 定額	従量	臨時燈	計	動力	電熱
東京市	812,973	4,830,194	—	5,643,167	2,222,217	104,926
大阪市	—	17,523,753	—	17,523,753	(電力) 4,706,611	1,122,331
京都市	—	2,606,661	—	2,606,661	1,458,481	145,890
神戸市	2,174,108	2,837,510	68,283	5,129,901	4,225,675	255,406

第五表 事業成績 (1)

都市別＼種別	延數 燭光又ハ容量 定額	従量	電燈設備數 年度末 需要家	燈數	一箇年延燈數	需要家積算電力計箇數	電力使用數 年度末需要家數 定額	従量	併用	内電熱 營業	内電熱 家庭	自家用（官廳用ヲ含ム）	計
	燭光		戸	燈	燈	個	戸	戸			戸		戸
東京市	37,731,340	—	154,662	1,200,565	14,150,926	107,544	—	7,937	—	—	—	187	8,124
大阪市	459,766,324	268,970,604 w.k.	490,087	2,809,607	33,169,562	62,257	83,749	39,095	—	46,574	—	42	127,886
京都市	24,148 k	133,149	81,720	539,450	6,324,108	53,234	—	3,971	—	工業用	216,714	18	10,724
神戸市	64,266,170	147,311,675	163,860	919,358	10,800,472	42,764	—	5,687	—	6,900		29	12,616

第五表 (2)

都市別＼種別	設備數 年度末 需要家數	K W 數 定額	従量	内電熱 營業	内電熱 家庭	自家用（官廳用ヲ含ム）	計	一箇年延數 K W 數 定額	従量	内電熱 營業	内電熱 家庭	自家用（官廳用ヲ含ム）	計	需要家積算電力計算數
	戸		k.w.			k.w.	k.w.		k.w.			k.w.	k.w	箇
東京市	10,971	—	23,322	—	—	23,699	52,021	—	330,802	—	—	279,470	610,272	6,185
大阪市	169,919	3,208	135,503	54,027	—	3,084	141,795	25,555	1,523,694	581,219	—	34,405	1,583,654	81,261
京都市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,481
神戸市	—	—	67,407	—	—	從量中ニ含ム	—	—	779,753	—	—	從量中ニ含ム	—	6,299

第五表 (3)

都市別＼種別	(調定額) 電氣扇 定額	従量	計	其ノ他	合計	布線使用料	器具使用料	手數料其ノ他	合計
東京市	1,006	—	1,006	—	8,037,251	296,488	389,062	—	8,722,801
大阪市	—	904,791	904,791	—	24,338,770	—	—	—	—
京都市	—	—	—	—	4,235,838	—	—	—	4,450,323
神戸市	—	41,320	41,320	105,268	9,932,879	75,225	283,571	201,541	10,493,216

第五表 (4)

都市別＼種別	(實收入額) 電氣扇	中計	布線使用料	器具使用料	其ノ他	手數料其ノ他	合計
東京市	1,006	7,971,316	293,384	335,159	—	—	8,649,859
大阪市	898,690	—	—	—	—	—	24,257,396
京都市	—	4,211,032	(213,727)		—	—	4,424,759
神戸市	40,868	4,521,949	74,642	230,379	103,979	180,865	10,291,715

第六表　電氣供給事業使用電力（1）

都市別	自家發電系統 電力量 K.W.H.	自家發電系統 電力費	自家發電系統 變電所出力量	自家發電系統 能率	受電系統 電力供給會社	受電系統 周波數	受電系統 電力量	受電系統 料金	受電系統 變電所出力量
	50∞ k.w.h.	円	k.w.h	%		∞	k.w.h	円	k.w.h
東京市	253,450	—	236,570	93.3	鬼怒川水力電氣株式會社	25	84,484,930	—	68,742
大阪市	60∞ 28,880,660	472,362	26,939	93.3	大同電力株式會社	60	239,414,727	5,920,814	—
京都市	48,159,108	40,995	42,091	87.0	京都電燈株式會社	60	3,726,970	65,433	3,179
神戸市	15,119,030	533,502	—	—	—	—	—	—	—

第六表　電氣供給事業使用電力（2）

都市別	自家發電系統 電力量	料金	變電所出力量	能率	受電系統 計 電力量	料金	變電所出力量	能率	合計 發電 一箇年供給及使用時間	合計 發電 電力量
	k.w.h	円	k.w.h.	%	k.w.h	円	k.w.h	%	時分	k.w.h
東京市	1,042	—	940,620	90.2	161,905	—	141,603	87.5	8,760—0	162,158
大阪市	32,714	592,116	—	—	431,156	8,443,830	412,753	95.7	8,760	460,036
京都市	—	—	—	—	27,778	928,263	23,307	84.0	8,760	75,937
神戸市	37,340	645,881	—	—	243,652	4,325,547	—	—	8,760	258,771

第六表　電氣供給事業使用電力（3）

都市別	變電所出 從電燈供給使用場所電 電燈 燈數	電燈 電力量	電力 K.W數	電力 電力量	電熱 營業 K.W數	電熱 營業 電力量	電熱 家庭 K.W數	電熱 家庭 電力量	自家 K.W數
	燈	k.w.h	k.w.h	k.w.h			k.w.	k.w.	
東京市	10,713	48,094	460,286	46,633	—	—	22,398	1,785	—
大阪市	783,461	45,035	96,819	137,649	25,890	20,530	—	—	—
京都市	463,224	11,000	7,839	7,839	—	—	5,765	5,765	8,065
神戸市	456,356	26,248	65,836	166,572	k.w 11,723		電力量ハ電力キニ含ム		—

第六表　電氣供給事業使用電力（1）

電系 能率	電力供給會社	周波數	電力量	料金	變電所出力量	能率	電力供給會社	周波數
%		∞	k.w.h	円	k.w.h	%		∞
81.4	東京電燈株式會社	50	76,337	—	71,928	94.2	日本電力株式會社	50
—	宇治川電氣株式會社	60	109,026	1,930,899	—	—	日本電力株式會社	60
85.0	宇治川電氣株式會社	60	24,051	862,830	20,128	84.0	—	—
—	宇治川電氣株式會社	—	206,311	3,679,667	—	—	日本電力株式會社	—

第六表　電氣供給事業使用電力（2）

合計 及受電 電力費	最大電力	平均最大電力	平均電力	平均負荷率	變電所出力 一ケ年供給及使用時間	電力量	平均最大電力	平均電力	全能率
円	k.w	k.w	k.w	%	時分	k.w.h		k.w	%
4,573,252	41,330	34,330	18,511	53.2	8,760—0	141,840	—	16,192	87.5
8,916,191	107,290	93,600	59,182	63.2	8,760	439,668	—	50,193	—
963,260	21,840	18,440	8,669	62.0	8,760	65,399	14,435	7,466	86.0
4,859,049	51,770	43,750	29,540	74.9	8,760	243,691	—	27,819	—

第六表　電氣供給事業使用電力（3）

力用 力量 用電力量	計 K.W數	計 電力量	用途別 定額 電燈 燈數	電燈 燭光數	電燈 電力量	電力 K.W數	電力 電力量	計	配電損失 其ノ他
		k.w.h	燈	燭光	k.w.h		k.w.h		
—	—	94,732	1,176	37,731,340	—	—	—	—	47,107
—	96,819	182,685	1,576	60,059,719	210,323	2,431	9,796	220,120	36,897
8,065	32,670	32,670	71,649	1,690,409	2,037	—	—	2,037	—
—	—	—	283,909	4,508,562	5,281	—	—	—	—

第七表

電氣供給事業歳計 (1)

種別 / 都市別	歳入			歳出		
	經常部	臨時部	總額	經常部	臨時部	總額
	円	円	円	円	円	円
東京市	13,426,427	—	13,426,427	6,731,578	4,643,824	11,375,402
大阪市	25,906,511	4,649,751	30,556,251	14,583,865	4,649,751	19,233,615
京都市	5,546,081	—	5,546,081	1,806,917	2,463,312	4,270,228
神戸市	(軌) 5,587,339 (供) 10,532,343 (乘) 165,118	6,458,628	22,743,428	6,589,864	3,406,047	9,995,911

第七表 (2ノ一)

(歳入) 東京市

歳入總額	經常部					臨時部
	財産收入	使用料、手數料	補修費收入	繰入金	納附金	
円	円	円	円	円	円	円
13,426,427	35,024	8,657,339	344,259	6,067	163,690	—

歳入總額	經常部			臨時部			
	使用料	雜收入	計	公債費ヨリ組入	其他組入	雜收入	計
円	円	円	円	円	円	円	円
30,556,251	24,257,385	1,649,125	25,906,511	3,451,545	907,432	290,773	4,649,751

歳入	經常部				臨時部
	財産收入	使用料、手數料	補修費收入	雜收入	
円	円	円	円	円	円
5,546,081	23,692	4,425,174	(補助金) 20,000	189,524	—

歳入總額	經常部						臨時部		
	電氣軌道收入						電氣供給收入		
	財産收入	使用料	雜收入	其他	計	財産收入	使用料	雜收入	其他	計	市債	前年度ヨリ繰越	計
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
22,743,428	11,138	5,362,699	213,503	—	5,587,339	20,785	10,006,872	398,428	106,258	10,532,343	1,962,000	4,496,628	6,458,628

備考　神戸市ハ電氣軌道事業ト分割不能ニ付合計ヲ掲上ス

第　七　表

（歳出）　（3ノ一）　東京市

總額	經常部					
	事務費	供給費	維持費	受託事務費	特別給與金	交付金並保險料
円		円	円	円	円	円
12,597,144	339,404	4,393,179	623,943	277,063	12,411	25,559

總額	經常部				
	事務費	供給費	維持費	雜支出	計
円	円	円	円	円	円
21,005,537	853,232	9,510,339	2,618,631	1,205,044	14,187,297

總額	經常部					事務費
	事務費	供給費	維持費	雜支出	計	
円	円	円	円	円	円	円
4,283,665	118,946	1,015,357	505,031	37,336	1,676,721	327,951

總額	經常部				
	事務費	供給費	動力費	維持費	雜支出其ノ他	計
円	円	円	円	円	円	円
10,063,211	739,232	751,565	4,895,567	130,594	174,082	6,691,039

第　八　表

電氣供給事業收支

收入						支出						
收入總額	電燈料收入	電力料收入	布線竝器具使用料	手數料	雜收入	電力料	事務費	給電費	維持費			
									電氣工作物修繕	建物	其ノ他	計
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
9,267,276	5,644,173	2,327,143	673,543	17,431	599,936	4,519,041	452,532	104,527	253,443	7,257	220,802	481,502

表

（出）　（3ノ一）　東京市

部		臨時部				
雜支出	計	補修費	市債費	建設費	雜支出	計
円	円	円	円	円	円	円
445,894	6,172,453	465,353	2,051,790	3,482,462	425,076	6,424,686

（3ノ二）　大阪市

臨時部					
用地費	建物費	電源路費	動力設備費	其他	計
円	円	円	円	円	円
145,032	1,183,922	1,669,577	827,013	1,917,283	4,649,751

（3ノ三）　京都市

臨時部							
供給費	維持費	積立金	雜支出	他經濟繰入	建設費	補填金	計
円	円	円	円	円	円	円	円
—	104,879	298,140	94,645	909,200	592,132	230,000	2,606,947

（3ノ四）　神戸市

臨時部						
設備費	新設改良費	受電設備費	公債元金償還	公債利子及諸費	其他	計
円	円	円	円	円	円	円
561,651	678,533	155,159	449,670	893,833	623,270	3,372,172

表

決算及殘金處分　（其ノ一）　東京市

出			差引殘金	收入	支出	收入ニ對スル支出ノ割合	殘金處分					
特別給與金	雜支出	計		增加率	增加率		市債償還金	減損補填金又ハ修繕費	市經濟ヘ繰入金	電氣研究所經濟ヘ繰入金	電氣軌道事業繰入金	積立金
円	円	円	円	%	%	%	円	円	円	円	円	円
19,730	683,247	6,271,579	2,995,697	3.661	△ 4.899	67.674	2,028,497	460,000	—	1,000	—	506,200

第　八

收入				支					
電燈料	電力料	雜收入	總計	事務費	給電費	電力費	動力費	維持費	
收入	收入							電線路	其他
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,523,753	6,733,633	1,649,125	25,906,511	868,134	1,723,406	8,456,047	789,924	365,428	511,404

第　八

收入					支出						
電燈料	電力料	貸付電氣器具及設備使用料	雜收入	總計	事務費	給電費	電力費	維持費		雜支出	總計
收入	收入							電線路	其他		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2,752,551	1,458,481	213,727	213,631	4,638,390	455,396	198,465	976,433	370,104	233,405	118,524	2,402,327

備考　*印　本年度ニ於ケル前年度繰越金中ニハ建設費ノ繰越額ヲ合算セリ。市債償還金中ニハ積立金運用元金

第　八

收入					支出						
電燈料	電力料	電熱料	其他	總計	事務費	給電費	電力費	動力費	維持費		雜支出
收入	收入	收入	收入						電線路	其他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,322,239	4,382,765	301,818	419,213	10,426,084	765,890	523,092	4,322,746	533,502	169,516	122,892	152,225

第　九

電氣供給事業雜收

雜收入											
財產ヨリ生スル收入	繰入金	納付金(受託事業)	預金利子	財產賣拂代	材料賣拂及取賣用品代	不用物賣拂代	廣告料	過年度收入	工事費收入	補償金竝監督費收入	雜收入
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
35,025	2,850	163,690	14,400	—	13,047	93,040	28,024	27,474	21,951	6,313	189,122

第　九

雜收入						其他		
料金收入	賣渡材料賣却代	不用品賣却代	委託品販賣代	電柱使用料	預金利子	土地建物貸貸料	雜收入	計
円	円	円	円	円	円	円	円	円
402,863	542,587	177,133	36,578	66,876	363,558	472,380	59,057	1,649,125

表　（其ノ二）　大阪市

出		差引殘金	收入	支出	收入ニ對スル支出割合	殘金處分				
雜支出	總計		增加率	增加率		市經濟繰入金	減損補塡金	市債償還金	積立金	後期繰越金
円	円	円	%	%	%		円	円	円	円
1,869,522	14,583,865	11,322,646	100.1	102.8	56.3	—	338,970	8,460,269	1,014,183	9,130,905

表　（其ノ三）　京都市

差引殘金	收入增加率	支出增加率	收入ニ對スル支出割合	殘金處分						
				本年度利益金	前年度繰越金	合計	處分			
							市經濟繰入金	市債償還金	積立金	建設費ヘ振替	後期繰越金
円	%	%	%	円	* 円	円	円	* 円	円	円	円
2,236,063	0.068	8.805	51.792	2,236,063	887,692	3,123,755	315,600	859,200	36,257	656,945	1,255,853

填補額280,000圓ヲ含ム。

表　（其ノ四）　神戸市

計	差引殘金	前年度ヨリ繰越金	公債元金償還額	公債利子及諸費	減損補足積立金	他經濟ヘ繰入金	電氣給供設備費	新設改良費	受電設備費	其他	後期繰越金
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,599,863	3,836,221	3,584,743	485,336	872,251	15,175	1,364,720	421,239	734,289	118,021	31,427	3,378,506

表

入及雜支出明細　（其ノ一）　東京市

繰越金	計	雜支出									
		交付金竝保險料	受託事業費	公金取扱費	電氣軌道事業經濟ヘ繰入	市經濟繰入	諸費	事務監督委員會費	過年度支出	寄附金竝補助費	建物移轉費	計
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
—	599,936	27,587	147,412	70	444,698	2,850	61,825	2,700	2,105	—	—	639,247

表　（其ノ二）　大阪市

雜支出										
病院及診療所費負擔金	電柱電燈使用料	諸給與金	火災保險料	現業員慰藉費	共濟組合補給金	借入費	負擔金組替	雜支出	計
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
48,430	25,089	279,374	27,658	8,041	62,542	31,171	782,052	57,298	1,869,522

第　九

雜收入其他							
財產收入	水力使用料	運河使用料	委託工事費	不用品賣拂代	公金利子	雜收入	計
円	円	円	円	円	円	円	円
23,692	36,733	9,674	65,530	10,957	51,701	15.344	213.631

第　九　表　（其ノ四）　神戸市

雜收入		雜支出		
雜收入	計	經常部	臨時部	計
円	円	円	円	円
213,503	213.503	65,800	16,973	82,773

第　十

電氣供給事

種別 / 都市別	收入			支出					
	使用料收入	雜收入	計	事務費	給電費	動力費	維持費	雜支出	計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
東京市	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大阪市	24,257,385	1,649,125	25.906,511	868,134	1,723,406	9,245,971	876,832	1,869,522	14,583,964
京都市	4,211,032	427,358	4,638,390	455,336	198,455	976,433	653,509	118,524	2,402,327
神戸市	10,036,872	419,213	10,426,084	765,890	523,092	4,956,243	272,205	(他) 872,251 172,428	7,462,114

第　十

電氣供給事

種別 / 都市別	資										市公債發行差金
	建設費										
	用地費	建物費	電線路費	給電設備費	電力設備費	需要家電氣工事費	設計監督	買收差金	其ノ他	計	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
東京市	202,659	874,640	23,465,083	—	2,680,160	5,770,003	1,826,995	774,523	—	35,594 068	3,337.335
大阪市	4,056,836	5,562,593	22,615,950	32,609,294	13,304,378	—	—	36,685,416	2,230.417	117,065.384	1,013,393
京都市	246,462	225,311	1,110,185	—	6.793,157	705,908	653,872	—	5.194,691	14.919,535	154,335
神戸市	93,177	393,429	9,019,513	(營合自動車設備費) 452,832	11,576,439	3.405.491	138,675	(軌道事業繼設費) 27,132.940	3,744,716	(452.882) 28.376,439	—

表　（其ノ三）　京都市

雜支出其他								
諸稅及負擔	特別給與金	調查費	委託工事費	共濟會費補給	慰安費	火災保險料	雜支出	計
円	円	円	円	円	円	円	円	円
52	12 511	8,721	60,711	5,485	1,437	195	29,412	118,524

表

業損益計算

差引利益金	收入增加率	支出增加率	收入對		利廻計算				
			支出割合	利益割合	事業利益金	基本金	利廻	基本額內譯	
								前年度末現在投資額	當該年度支出
円	%	%	%	%	円	円	%	円	円
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
11,822,646	100.1	102.8	56.3	45.6	11,322,646	117,065,884	9.67	112.416.134	4,649,751
2,236,063	0.068	8.805	51.8	48.2	2 236,063	14,919,585	14.99	14,262,740	656,845
2,963,970	△ 0.019	△ 0.017	71.6	28.4	2,963,970	27,682,526	10.7	27,335,569	346,956

一　表

業貸借對照

產				負債						市ル債資產對ニス割合
現金及預金	他經濟貸付	其他	計	市公債	資本勘定繰入資金	收益勘定繰入資金	減損補填金	翌年度へ繰越	其他	計	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	%
4,874,826	316,384	—	44.122,613	34,436,425	3,168,040	2,013,484	744,411	92,000	3,668,253	44,122,613	—
12,676,716	—	—	130,755,998	109,591,100	1,569,011	9,114,762	1,350,220	9,130,905	—	130,755,998	119.3
1,373 218	818,773	29,500	17,295,962	2,065,136	13,195,494	—	779,479	1,255,853	—	17.295,962	837.5
1,965.601	—	3,378.506	61,306,366	37.792,254	—	19,402.859	732,745	3 378,506	—	61,306.366	1.62

第十二表

電氣供給事業公債 (其ノ一ノ1) 東京市

種別	起債目的	起債年月日	利率	發行價格	利拂期	償還期	起債額	償還額	未償還額
東京市電氣事業公債 (英貨)	電氣事業經營	明治四十五年二月廿二日	五分	98.磅	三月一日 九月一日	昭和廿七年十二月卅一日	(625,029)磅 6,091,657円	(175,213)磅 1,707,665円	(449,816)磅 4,383,992円
同 (佛貨)	同	同	同	96.3/4法	同	同	(12,184,149)法 4,699,211円	(2,736,361)法 1,055,366円	(9,447,788)法 3,643,845円
第二回電氣事業公債 い號	電氣軌道竝供給事業擴張及改良	大正五年十二月一日	同	93.50円	六月一日 十二月一日	昭和十一年十二月一日	3,217,660円	851,443円	2,276,217円
同 ろ號	電氣供給事業擴張	大正八年七月十日	五分五厘	90.00円	三月一日 九月一日	昭和二十九年三月卅一日	5,000,000円	692,000円	4,308,000円
第四回電氣事業公債 (甲號)	電氣供給事業擴張竝改良	大正十四年十一月十日	六分	86.00円	五月十日 十一月十日	昭和三十六年三月卅一日	7,000,000円	85,200円	6,914,800円
復興事業公債 (英貨)	電氣軌道竝供給事業復興費	大正十五年十月七日	五分五厘	83.1/2磅	六月三十日 十二月卅一日	昭和卅六年十二月卅一日	(111,400)磅 1,095,577円	—	(111,400)磅 1,095,577円
第四回電氣事業公債 (乙號)	電氣供給事業擴張竝改良	大正十五年十一月二十日	六分	90.00円	五月十日 十一月十日	同	3,200,000円	33,000円	3,167,000円
復興事業公債 (米貨)	電氣軌道竝供給事業復興費	昭和二年四月一日	五分五厘	89.1/2弗	四月一日 十月一日	昭和三十六年十月一日	(916,000)弗 1,859,899円	(45,756)弗 92,905円	(870,244)弗 1,766,994円
第八回電氣事業短債公債第一回	電氣軌道竝供給事業擴張費	昭和五年八月二十日	六分	100.00円	二月二十日 八月二十日		3,480,000円	—	3,480,000円
同 第二回	同	昭和六年三月二十五日	五分五厘	98.00円	三月二十五日 九月二十五日		3,400,000円	—	3,400,000円

第十二表 (其ノ一ノ2)

種別	昭和六年度以降十箇年間				公債償還豫定表						昭和十五年度末未償還額
	昭和六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	
東京市電氣事業公債 (英貨)	127,595	133,976	140,689	147,710	155,111	162,844	171,004	179,544	188,510	197,951	3,061,644円
同 (佛貨)	98,633	103,564	108,723	114,177	119,871	125,837	132,164	138,782	145,732	153,003	2,599,476
電氣事業公債 (英貨)	—	14,811	15,640	16,519	17,437	18,412	19,428	20,521	21,664	22,875	920,291
同 (米貨)	23,143	24,433	25,795	27,233	28,753	30,357	32,048	33,835	35,723	37,715	1,495,322
第二回電氣事業公債	343,489	361,411	379,997	399,570	274,614	281,943	147,900	155,900	164,700	173,600	3,562,664
第四回電氣事業公債	126,000	133,000	141,000	150,000	158,000	168,000	179,000	189,000	200,000	213,000	8,543,000
第八回電氣事業公債	—	—	27,000	67,000	104,000	110,000	118,000	125,000	132,000	140,000	6,057,000

第　十

種別	起債目的	起債額	起債年月日	利率	發行價格	利拂期	償還期	償還額	未償還額
		円		分	額面百円ニ付円	月　月	月	円	円
第一回電氣事業公債	私設電燈電力事業買收資金	70,120,800	昭和 2.11.28	6	93.50	5. 11	11	3,056,100	67,064,700
第二回 同（第一次）	同上（現金交付分）及電燈電力建設事業資金	3,696,000	2.11.28	6	93.50	5. 11	11	364,700	3,331,300
第二回 同（第二次）	電燈電力建設事業資金	5,194,700	3. 7. 2	5	94.50	3. 9	3	363,700	4,831,000
第三回 同	同	4,335,400	2.11.28	6	96.76	3. 9	3	301,500	4,083,900
第四回 同	同	7,298,000	大正 15. 3.25	6	91.60	3. 9	3	703,500	6,594,500
第五回 同	同	6,276,800	昭和 2.11.28	6	96.55	3. 9	3	369,500	5,907,300
第六回 同	同	7,370,700	3. 3.20	5.5	97.50	3. 9	3	400,300	6,970,400
第七回 同	同	5,565,500	4. 4. 5	5.5	97.17	3. 9	3	209,000	5,357,500
第八回 同	同	2,412,000	5. 5.31	4.45	100.00	—	11	44,000	2,368,000
第九回 同	同	3,082,500	6. 5.28	6	98.10	3. 9	3	—	3,082,500

第　十

種別	起債目的	起債年月日	利率	發行價格	利拂期	償還期	起債額	償還額	未償還額
第三回公債	水利水道電氣軌道事業外債償還資金ニ充當	大正六年九月	5.5%	額面百円ニ付円 92.50	六月 十二月	十二月	円 4,986,625（18,500,000圓ノ内）	円 2,921,489	円 2,065,136
備考	本表ハ各事業公債種別ニ從ヒ記載スルコト								

第　十

種別	起債目的	起債額	起債年月日	發行價格（額面百円ニ付）	利拂期	償還期	利率	未償還額
		円 (29,720,000)		円	月　月			円
電氣事業公債	電氣事業買收費並其ノ後擴張費	円 20,406,000	大正 6年 8月 1日	100.00				
		3,000,000	大正 7年 6月 1日	95.00				
		1,626,500	大正 9年 2月20日	96.00	3　9	年度末	年利 分 6.0	24,000,000
		4,687,000	大正15年 3月 1日	91.10				
第二回電氣事業公債	電氣事業擴張費	10,140,000	昭和 2年 3月	90.65	3　9	年度末	分 6.0	9,560,000
第三回 同	同	990,000	昭和 4年 5月	94.50	3　9	年度末	分 5.5	750,000
		円 4,230,000						
		2,230,000	昭和 4年 8月	99.25				
第五回 同	同	2,000,000	昭和 5年 8月	98.10	6　12	年度末	分 6.0	4,230,000

二　表　（其ノ二）　大阪市

昭和五年度以降十箇年間公債償還豫定表										昭和十五年度末未償還額
昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1,261,100	1,388,000	3,375,900	3,563,100	3,747,800	3,987,900	4,224,300	4,909,300	5,228,400	5,568,300	29,810,600
137,700	146,700	156,200	166,300	177,200	188,700	200,900	214,000	227,900	242,700	1,473,000
199,700	212,900	226,500	241,200	257,000	273,700	291,400	310,400	330,100	352,000	2,136,200
114,000	121,500	129,600	138,100	147,200	156,900	167,300	178,400	190,100	202,700	2,538,100
169,400	180,400	192,200	204,700	218,100	232,300	247,400	263,400	280,700	299,000	4,306,900
139,400	148,500	158,200	168,400	179,400	191,100	203,500	216,700	230,800	245,800	4,025,500
151,200	161,000	171,400	182,500	194,400	207,100	220,500	234,900	250,200	266,400	4,930,800
114,000	120,900	128,100	135,800	143,900	152,600	161,700	171,500	181,700	192,700	3,854,600
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
56,200	59,500	63,100	67,000	70,900	75,200	79,700	84,500	89,500	95,000	2,341,900

二　表　（其ノ三）　京都市

昭和五年度以降十箇年間公債償還豫定表								昭和十三年度末未償還額
昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	
円	円	円	円	円	円			円
345,033	363,960	385,528	404,400	425,968	140,192	—	—	—

二　表　（其ノ四）　神戸市

昭和五年度以降十箇年間公債償還豫定表										昭和十五年度末現在未償還額
昭和六年	同 七年	同 八年	同 九年	同 十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
970,000	1,040,000	1,100,000	1,160,000	1,210,000	1,280,000	1,350,000	1,430,000	1,500,000	1,560,000	11,380,000
200,000	200,000	210,000	230,000	270,000	290,000	310,000	330,000	370,000	400,000	6,740,000
130,000	140,000	150,000	160,000	170,000	—	—	—	—	—	—
—	—	120,000	130,000	130,000	150,000	150,000	160,000	170,000	190,000	3,030,000

第　十

電　氣　供　給

都市別＼種別	吏											
	年俸者								月俸			
	理事		主事		技師		計		事務員		書記	
	人員	平均給料	人員	平均給料	人員	平均給料	人員	平均給料	人員	平均給料	人員	平均給料
		円	人	円		円		円		円		円
東京市	—	—	6	194	5	183	11	189	54	104	—	—
大阪市	1	542	13	210	17	237	—	—	—	—	125	104
京都市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神戸市	—	—	14	181	14	204	—	—	305	77	—	—

第　十

電　氣　供　給

職名＼種別			員数（月末在籍者）	給與關係 定額日給 最高	最低	全員平均	皆勤者一人平均 實收日額	實收月額	標準勤務日數
			人	円	円	円	円	円	日
職員	技手 助手	記錄手 男	50	2.93	.79	2.00	2.10	58.84	25.00
		〃 女	53	1.26	.50	.87	.96	25.19	25.00
		製圖手	57	2.83	1.17	1.93	2.06	57.68	25.00
		檢針手	37	1.93	1.02	1.52	1.64	45.95	25.00
		助手	14	1.61	1.40	1.50	1.56	42.94	25.00
		計	211	2.93	.50	—	1.63	45.55	—
	工 技工	電氣技工	70	3.11	.78	1.80	2.00	55.88	25.00
		電燈技工	183	3.14	1.20	2.23	2.93	82.03	25.00
		鍛冶技工	7	3.18	2.42	2.67	2.90	81.06	25.00
		塗技工	2	2.83	2.16	2.50	2.92	81.81	25.00
		木技工	2	2.95	2.50	2.73	3.81	105.72	25.00
		煉瓦技工	5	3.21	2.56	2.88	3.60	100.90	25.00
		電路技工	69	2.86	1.49	2.22	2.74	76.61	25.00
		地中線技工	135	3.23	1.30	2.33	3.16	88.35	25.00
		リーヤカー運轉手	3	2.78	2.00	2.37	3.52	93.64	25.00
		貨物自働車運轉手	6	2.69	2.15	2.20	2.60	72.81	25.00
		計	482	3.23	.78	—	2.82	78.87	25.00
	補助手	補手	9	.85	.57	.67	.68	19.03	25.00
		補助手	11	2.79	2.14	2.32	2.59	72.47	25.00
		計	20	2.79	.57	—	1.64	45.78	25.00
合計			718	3.23	.50	—	2.42	67.88	25.00

三　表

事　業　從　事　員

員				囑託		雇傭員				合計	
者						雇員		日給者			
技手		計						傭員			
人員	平均給料	人員	平均給料	人員	平均給料	人員	平均給料	人員	平均給料	人員	平均給料
	円		円				円		円		円
41	102	95	103	1	83	353	69	713	2.23	1,173	71.70
83	115	—	—	—	—	221	47	232	1.85	742	75.57
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
194	90	—	—	—	—	17	58	3.394	1.63	3,938	54.09

四　表

事　業　傭　員

（其ノ一）　東京市

勤務關係 標準公休日數	標準一人平均 勤務時間	休憩時間	皆勤者一人平均實際勤務 日數	時間	最近五箇年間員數 昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
日	時	時	日	時分	人	人	人	人	人
3	8	1	24.50	8.20	51	25	45	48	50
3	8	1	24.50	8.00	10	22	29	42	53
3	8	1	24.50	8.10	43	47	54	52	57
3	8	1	24.50	8.10	17	36	40	42	37
3	8	1	24.50	8.15	11	10	19	25	14
3	8	1	24.50	8.10	132	140	187	209	211
3	8	1	24.50	8.20	83	84	82	78	70
3	8	1	24.50	8.40	171	172	172	175	183
3	8	1	25.00	8.50	5	5	5	8	7
3	8	1	25.00	9.00	3	3	3	2	2
3	8	1	25.00	9.50	1	1	1	2	2
3	8	1	25.00	8.20	4	4	4	5	5
3	8	1	24.50	8.40	63	63	66	67	69
3	8	1	24.50	8.50	141	133	139	132	135
3	8	1	25.00	9.00	2	2	2	3	3
3	8	1	25.00	8.20	2	2	5	6	6
3	8	1	24.80	8.30	480	474	479	478	482
3	8	1	25.00	8.00	14	11	10	10	9
3	8	1	25.00	8.20	21	23	10	11	11
3	8	1	25.00	8.10	35	34	20	21	20
3	8	1	25.00	8.30	647	643	686	708	713

第　十

種別 / 業務別 / 職名別	員數	給與關係					勤務	
		定額日給			皆勤者一人平均		標準勤務日數	公休日數
		最高	最低	全員平均	實收日額	實收月額		
	人	円	円	円	円	吉	日	日
局雇員	211	4.55	1.86	2.92	3.96	110.78	26	2
事務員	53	3.18	.80	1.86	1.94	54.43	24	4
工務員	22	3.46	1.00	2.01	2.11	59.00	24	4
機關工	42	4.10	1.69	2.53	4.16	116.43	26	2
汽罐工	37	3.06	1.30	2.59	4.05	113.53	26	2
木工	6	3.48	2.02	2.69	3.23	90.54	26	2
電工	777	3.53	.70	1.79	2.52	70.52	26	2
機工	13	3.90	1.40	2.42	2.90	81.15	25	2
電路工	45	3.42	1.07	2.06	2.56	71.69	26	2
建築工	5	3.08	1.35	2.18	2.63	73.73	26	2
測量工	2	2.14	.90	1.75	1.89	52.95	26	2
雜工	1	1.76	1.76	1.76	1.87	52.36	26	2
倉庫手	5	3.09	1.35	2.09	2.31	64.80	25	2
乘動物運轉手	8	3.23	2.00	2.34	3.07	85.85	25	2
雜用自動車手	8	3.34	.50	1.63	1.94	54.21	26	2
合計	1,235	4.55	.50	2.10	2.73	76.30		

備　考　本表ハ年度末最近一ケ月分(自2月21日至3月20日)ヲ示ス

第　十

種別 / 業務別 / 職名別	員數	給與關係				
		定額日給			皆勤者一人平均	
		最高	最低	全員平均	實收日額	實收月額
	人	円	円	円		円
集金人	41	1.95	1.04	1.35	—	50.91
定傭職夫	43	3.35	0.80	1.34	—	51.22
助手	52	2.49	1.20	1.66	—	66.20
電工	90	2.22	1.14	1.58	—	66.98
見習圓工	3	1.31	0.87	1.11	—	41.46
見習電工	3	1.00	0.70	0.85	—	27.33
金工	1	1.79	1.79	1.79	—	58.40
木工	1	1.84	1.84	1.84	—	63.84

備　考　本表ニハ營業課ニ屬スル傭人ノミヲ掲ゲタリ以上ノ他ニ電氣供給事業ニ關係アル傭人アルモ

四　表

(其ノ二)　　大阪市

勤務關係				最近五箇年間員數				
標準一日平均		皆勤者實際勤務一人平均						
勤務時間	休憩時間	日數	時間	昭和四年	昭和三年	昭和二年	大正十五年	大正十四年
時間	時間	日	時間	人	人	人	人	人
10	1	32.53	292.77	211	204	163	169	161
9	—	24.00	216.00	43	53	39	2	3
9	—	24.00	216.00	12	14	—	1	1
12	—	37.89	454.68	39	31	20	21	15
12	—	37.44	449.23	33	29	26	24	44
9	1	29.58	236.64	6	6	8	5	2
10	1	31.75	285.75	712	707	605	739	791
11	1	29.23	292.30	13	12	12	10	9
9	1	31.05	248.40	47	43	51	19	17
9	1	30.06	240.43	6	6	4	4	9
9	1	26.22	209.76	2	1	2	—	—
9	1	29.47	235.76	—	1	3	4	6
9	1	27.92	223.36	5	4	3	9	10
9	1	32.18	257.44	7	8	9	8	7
9	1	28.46	227.63	4	4	6	5	4
—	—	30.53	275.22	1,145	1,128	951	1,020	1,079

四　表

(其ノ三)　　京都市

勤務關係					
標準	標準	標準一日平均		皆勤者實際勤務一人平均	
勤務日數	公休日數	勤務時間	休憩時間	日數	時間
26日	1ヶ年10日	8時間	1時間	—	—
〃	〃	〃	〃	—	—
〃	〃	〃	ナシ	—	—
28	1ヶ月 2日	〃	1時間	—	—
〃	〃	〃	〃	—	—
〃	〃	〃	〃	—	—
〃	〃	〃	〃	—	—
〃	〃	〃	〃	—	—

電氣軌道事業傭人ト給與及勤務關係ニ於テ相混交シ之ヲ區別調査スルコト困難ナリ

第三編　乘合自動車事業

第一章　總　　說

第一　東　京　市

1　市營開始の年月日

大正13年1月18日

2　市營前の沿革竝市營開始の理由

(イ)從來市內の主要なる交通機關は市營路面電車の外に東京市街自動車株式會社（後に東京乘合自動車株式會社と改稱す）の經營せる乘合自動車（大正八年開業）あり、其の大部分は市營路面電車と竝行し其の料金電車に比し遙に高率なるに拘はらず累年相當の成績を擧げつつありたり、本市又夙に一般交通に關する時代の趨勢竝海外諸都市の實狀に鑑み乘合自動車事業經營の必要を認め着々調査研究を進めつつありたり。

(ロ)偶々大正12年9月1日の關東大震災の結果として市內交通混雜を極め市內電車及乘合自動車の雜閙實に名狀すべからざる狀態となるや本市は直ちに之れが緩和策として急遽乘合自動車の運轉を計畫し大正13年1月13日を以て營業を開始せり。

3　關係官廳との交涉經過

大正12年12月3日營業期間を同13年7月末限りとして事業認可申請

大正13年7月28日より同13年10月末迄事業繼續申請

大正13年8月1日認可

大正13年10月30日恒久的事業として經營申請

大正13年10月30日認可

4　市營當初の事業狀態

車輛數　　800臺（大正12年度末）

料金收入及支出は開始當時は電氣軌道事業中に含むため不明

5　運　轉　區　域

(イ)市營創設當時他の企業者との關係

創設當時は關東大震災直後のこととて市內に於ける他の企業者としては僅に東京市街自動車（現名東京乘合自動車株式會社）のみなりき。

(ロ)現在地の企業者との關係

現在本市の交通は直接關係を有する他の企業者の現狀を概査するに環狀道路の內側に營業線路を有するものは企業主體16共の路線延長78哩1分使用車輛523輛に及ぶ。

6　料　金　制（料金沿革）

大正13年1月18日1區間を2哩37として次記の如き料金制を行ふ。

普通券	1區	金10錢
回數券	20區券	金 2圓
	50區券	金 5圓

大正14年2月11日より1區間を1哩30とし次記現制に改む

普通券	1 區	金7錢
回數券	16區券	金 1圓（6錢2厘5毛）
	50區券	金 3圓（6錢）

大正14年10月1日より市電乘車券1枚（普通券及普通回數券）を以て1區券代用制を採用す

7　職　　制

(イ)開始當時の職制

市電氣局電車課內に自動車掛を置き運輸事務を分掌せしめ車輛の維持に付ては同局內車輛課をして之に當らしめたり。

(ロ)大正14年6月同局に自動車課を創設し課內に庶務、運轉、車輛の3掛及4出張所を置き更に昭和3年5月1日出張所を加へ同年10月乘客掛を置く

(ハ)主腦者の移動

局　　長	
創業當時	長尾半平
大正13年9月8日より	大道良太
昭和2年4月30日より	生野團六
昭和3年11月10日より	大河內一要
昭和4年7月13日より	筧　正太郎

8　市營創設後の事業變遷大要

創設當時は1噸フオード車800輛の自動車を以て20運轉系統92哩に對する運轉を行ひたりしが漸次一般交通機關の復舊を見るに至りしより大正13年8月1日302輛に減車し9運轉系統41哩の運轉を爲すこととなれり。

大正14年1月より從來のフオード車に加ふるに順次ウズレー、シボレー、ガーフオード車等を購入し、昭和3年度末現在に於ける在籍車輛592輛運轉系統91哩を算するに至れり。

第二　大阪市

1　市營開始の年月日

昭和2年2月26日開業

2　市營前の沿革竝市營開始の理由

大正14年4月本市に接續町村編入せらるゝに及び之が連絡運輸と電車乘客の緩和を圖るため阿部野橋平野間 3哩の營業を開始す

3　關係官廳との交涉經過

大正15年12月23日認可申請

昭和2年1月25日經營認可

4　市營當初の事業狀態

(イ)	車　輛	7輛（18人乘）
(ロ)	收　入	8,578 圓
(ハ)	支　出	12,333 圓

5　運轉區域

(イ)市獨占營業

(ロ)昭和3年度末營業路線52粁中43粁は市路線にして9粁は大阪乘合自動車株式會社との共用路線とす。

6　料　金　制

區間制にして1區6錢3區以上は18錢均一とす。

7　職制竝沿革

開業當時は運輸課自動車運輸事務所と稱し課を成さゞりしが昭和2年12月獨立の1課となし下に業務係及運輸事務所を置く、後新に車輛係を設く。

開業當時運輸課長	木村尙一
昭和2年12月自動車課長	松井謹一
同4年4月同課長	逸見羊一

第三節　京都市

1　市營開始の年月日

昭和3年5月10日

2　市營前の沿革竝市營開始の理由

本市に於ける近時の交通量の增加に鑑み乘合自動車事業を經營して一面未だ軌道の敷設せられざる周邊都住民に交通機關の便を與へ他面以て電車輸送の補助機關たらしめんとするの目的に依り市營乘合自動車業を開始せり。

3　關係官廳との交涉經過

昭和2年4月25日京都府知事に認可申請

同2年12月24日許可

4　市營創設當時の事業狀態（昭和3年度末現在）

(イ)	事業設備	車輛91輛
(ロ)	料金收入	245,769.79 圓
(ハ)	支　出	470,488.05 圓

5　運轉區域

(イ)市營創設當時他の企業者との關係

市營開始當時に於けそ運轉區域は電車連絡點より發する郊外線4系統に亘りて營業を開始し他の企業者との關係に於ては京都名所遊覽乘合自動車株式會社ありて市營乘合自動車營業開始と前後して營業開始せり。

(ロ)現在他の企業者との關係

現在の運轉區域は郊外線三系統、市內及郊外連絡線に亘りて營業し他の企業者との關係に於ては京都名所遊覽乘合自動車株式會社の外に 2、3 の小乘合自動車會社ありて各郊外に於て小規模に營業せり。

6 料　金　制（料金沿革）

昭和3年5月10日營業開始と共に料金制を定む。

乘車料1乘車粁區（1粁以上）に付き片道金6錢とす、但し其の3區を越ゆるものは3區分の料金に止む。5歳未滿の小兒は同伴者一人に付き1人限り無料とす。

市電本線往復乘車券の復券及本線回數券1枚は1區乘車券に之を代用せしむることを得。

7 職　　制

(イ)開始當時の職制

本市乘合自動車事業は電氣軌道事業の1分課として創設せられ開始當時は運轉營業に關する事項に付ては運輸課之を所轄し車輛の工作維持に關する事項に付ては車輛課之を所轄す。

(ロ)爾後の職制改革

創設後日尙淺く職制の改革として見るべきものなし。

(ハ)主腦者の移動

電氣局長　　昭和3年2月3日　　木村尙一

8 市營創設後の事業變遷大要

市營開始當時は郊外線4系統に亘りて營業を開始せるも昭和3年末現在に於ては郊外線に於ては1系統廢止、郊外及市內連絡線3系統を增設都合6系統に亘りて營業す。而して營業線路開始當時の8,549粁より23,464粁に車輛數も29臺より91臺に夫々增加を見たり。

第四　橫濱市

1 市營開始の年月日

昭和3年11月10日

2 市營前の沿革竝市營開始の理由

昭和3年11月10日運轉車30臺を以て5系統の事業を開始し同16日更に6臺を增加せり。

復興計畫に依る軌道擴張は殆ど完成の域に達し隣接町村合併の結果市域の擴大により本市の交通機關としては不充分のみならず猶舊市域內と雖復興計畫に洩れ將來の計畫に於て漸次電氣軌道を普及するの要あるもの財政上今後尙相當の年月を待たざるべからず依て未だ電氣軌道の普及を見ざる重要なる地域と本市中心部との連絡を圖り兼て乘客の密度多き區間を通過せしめて其の混雜を緩和し以て電車の補助機關たらしめ一方經營困難なる電氣軌道の培養線たらしめんとし之が事業を開始せるものなり。

3 關係官廳との交涉經過

昭和3年4月22日神奈川縣知事宛乘合自動車事業許可申請を爲す同年5月1日縣經由內務、大藏大臣宛乘合自動車料條例設定に關し許可の申請を爲す、前者は昭和3年8月13日付指令保第10,075號に依り14箇條の條件付にて許可を受け後者は同年10月29日附內務省神地第116號に依り許可指令を受く、昭和3年

11月1日乘合自動車營業開始屆神奈川縣知事宛提出11月10日營業開始せり。

4 市營當初の狀態

(イ)事業設備

營業開始當日（11月10日）より同15日迄30輛同16日より36輛運轉、定員14人乘、車種新フオード

(ロ)料金收入

前項60日間の料金收入1日平均は942.95圓にして同11月16日より翌4年3月31日に至る間の料金收入は1日平均506.38圓なり。

(ハ)支　　出

一方營業費支出に於ては昭和3年度決算總額に依る1日平均は605.25圓の割合なり。

5 運　轉　區　域

(イ)市營創設當時他の企業者との關係

昭和3年11月1日橫濱乘合自動車株式會社に於て橫濱驛前杉田間亘長11.74粁を使用車輛20臺を以て營業を開始したり爲に同月10日より營業を開始せる本市乘合自動車と事業上下記の通りの關係を生ぜり、即ち本市營業路線中3,167粁は重複競爭線にして內1.460粁は本市系統程ヶ谷線竝井土ヶ谷線と3系統線の重複をなし內1.567粁は本市井土ヶ谷線と2系統線の重複をなし以て現在に至る。

(ロ)現在他の企業者との關係

之がため本市の電車事業竝自動車事業に蒙る損害は年額約160,000圓の見込なり

6 料　金　制（料金沿革）

料金制は區間制を採用したり即ち下記の通り1區7錢2區14錢3區21錢回數券22回券1.50圓、45回券3圓

因に全系統14區を以てし1區亘長平均2.286粁なり。

7 職　　制

(イ)開始當時の職制

乘合自動車事業開始に際し別に之が職制を設けず乘合自動車營業に關する事務は電氣局運輸課に於て取扱ふことゝなしたり。

昭和3年11月10日運輸課淺間町乘合自動車出張所を設置し所長は書記を以て之に充つ。

(ロ)爾後の職制改革なし。

(ハ)主腦者移動なし。

8 市營創設後の事業變遷大要

昭和3年11月10日系統路線亘長32粁使用車輛30輛を以て事業開始同月16日6輛を增加し現在に至る。

第一表
乗合自動車

都市別＼種別	車輛數	建設費	營業運轉系統延粁程	運轉粁數 年計 車粁	運轉粁數 年計 延定員粁	運轉粁數 一日平均 車粁	運轉粁數 一日平均 延定員粁	乗車人員 年計
	臺	円	粁	粁	粁	粁	粁	人
東京市	652	4,513,987	342.172	21,239,296	395,230,522	98,190	1,082,906	40,359,718
大阪市	—	—	—	—	—	—	—	—
京都市	136	433,231	45.625	5,690,654	71,133,175	15,591	194,885	8,678,827
神戸市	55	452,832	84.100	1,905,633	26,865,911	9,678	136,375	—
横濱市	45	310,247	33.200	3,233,337	45,266,718	8,858	124,012	4,471,062
名古屋市	124	455,850	101.760	6,493,764	71,934,923	17,772	197,082	10,357,515

第二表
乗合自動車事業設備 （其ノ一）東京市

摘要		市營開始當時(大正十二年度末) 數量	要項	昭和五年度末現在 數量	要項
		臺		臺	
車輛種類	フォード 十二人乘	800		—	
	同T.T.型 十五、十六人乘	—		40	
	同A.A.型 十六、十七人乘	—		161	
	計	800		201	
	シボレー 十六、十七人乘	—		173	
	スミダ 十七人乘	—		32	
	同 二十一、二十二人乘	—		150	
	計	—		182	
	ガーフオード二十六人乘	—		10	
	同 三十二人乘	—		18	
	計	—		28	
	レオ 十八、十九人乘	—		58	
	スチユード 十八人乘	—		10	
	ベーカー 合計	800		652	
用地	局有	—		坪 2,076,160	
	借地	—		5,321,130	
建物	局有	—		3,562,779	
	借家	—		1,562,750	

備考
1. 乗合自動車事業ハ大正十二年度(大正十三年一月十八日運輸開始)創業ニ屬スルモ當初大正十二年度及大正十三年度ニ於テハ電氣軌道事業經濟ノ一部トシテ經營シ大正十四年度ヨリ獨立經濟トナレリ
2. 前段說明ノ如ク市營當時ニ於ケル本事業ハ電氣軌道事業經濟ノ一部トシテ經營シタルヲ以テ本事業ノミニ關スル用地及建物數量ハ不明ナリトス

第表
事業概要

乗車人員 一日平均	乗車料金 年計	乗車料金 一日平均	ガソリン使用料 年計	ガソリン使用料 一日平均	歳入總額	歳出總額	從事員 吏員	從事員 雇傭員
人	円	円	立		円	円		
110,575	3,476,099	9,524	4,728,621	—	4,262,635	4,262,635	88	1,793
—	—	—	—	—	—	—	—	—
23.778	680,081	1,863	279,002 G	764 G	681,150	856,858	11	439
—	164,772	836	464,772	2,359	669,236	669,236	18	250
12,249	437,749	1,199	613.045 立	1,680 立	447,922	412,444	5	221
28,377	631,540	1,681	1,201,625 立	3,292 立	763.995	644,727	10	463

第二表 （其ノ二）京都市

摘要		市營開始當時（昭和三年五月） 數量	摘要	昭和五年度末現在 數量	摘要
			乗客定員 人 / 車輛長 m / 車輛幅 m / 車輛高 m / 重量 kg / 馬力 hp		
車輛種類	1. ダット	7	12 4.819 1.754 2.335 1,400 17	7	左記ニ同ジ
	2. ウズレー	30	12 4.819 1.754 2.395 1,140 14.4	31	同
	3. シボレー	36	13 4.819 1.754 2.395 1,523 21	57	同但内23臺ハ12人乘、15臺ハ14人乘同上但シ内8臺ハ13人乘、15臺ハ14人乘
	4. フオード	18	12 4.819 1.754 2.395 1,523 24	41	
	計	91		136	
用地	市有	—		—	s.m. 1,581,917
	借地	—		—	
建物	市有	11	s.m. 1,581,917	11	
	借家	—		—	

第二表 （其ノ三）神戸市

摘要		市營開始當時(昭和五年九月十六日) 數量	要項	昭和五年度現在 數量	要項
				輛	
車輛種類	シボレー 十二人乘	—		23	
	ホワイト 十六人乘	—		15	
	ダッヂ 十六人乘	—		15	
	ジーエムシー十六人乘	—		1	
	スミダ 十六人乘	—		1	
	計	—		55	
用地	市有			sm 798.4	5 筆
	借地			78.7	2 筆
建物	市有			533.5	9 筆
	借家			—	

第二表（其ノ四）横濱市

摘要		市營開始當時 數量	市營開始當時 要項	昭和五年度末現在 數量	昭和五年度末現在 要項
車輛種類	新フオード	36輛	AA型シヤシー1噸半ボデー鐵骨アルミニューム板製ラッカー塗容積定員14人乘（立席ヲ含マズ）	45輛	左記ト同ジ
車輛種類	計	36		45	
用地	市有	4,165sm	口數 2口車庫敷地其ノ他	1,880坪	口數 2
用地	借地	1,008	口數8口監督員詰所其ノ他	294	同 88
建物	市有	991	口數 8口事務所竝監督詰所及待合所	575	同 13
建物	借家	—		—	

第二表（其ノ五）名古屋市

摘要		市營開始當時（昭和五年二月） 數量	要項	昭和五年度末 數量	要項
車輛種類	シボレー車	40輛	20人乘	100輛	20人乘
車輛種類	同	—	16人乘	10	16人乘
車輛種類	同	—	14人乘	4	14人乘
車輛種類	ダット車	—	22人乘	10	22人乘
車輛種類	合計	40		124	

第三表

乘合自動車事業建設費（其ノ一）東京市

摘要		市營開始當時（大正十二年度末） 金額	要項	昭和五年度末現在 金額	要項
用地費		円 —		円 383,175	
建物費		212,452		1,129,561	
車輛費		1,567,590		2,931,774	
設計監督費		—		27,083	
工場設備竝機械器具費		—		40,181	
其ノ他	ターンテーブル設備費	—		3,200	
其ノ他	電線路費	—		1,013	
計		1,780,042		4,513,987	

備考　乘合自動車事業ハ大正十二年度ノ創業ニ屬スルモ其ノ當初大正十二年度及大正十三年度ニ於テハ電氣軌道事業經濟ノ一部トシテ經營シ大正十四年度ヨリ獨立經濟トナレリ

第三表（其ノ二）京都市

摘要		市營開始當時（昭和三年五月） 金額	要項	昭和五年度末現在 金額	要項
用地費		円 —		円 —	
建物費		72,668.41		109,409.37	
車輛費	トラック他費	14,910.00		14,910.00	
車輛費	レッカー	94,372.50		94,372.50	
車輛費	ダウンシフトボデー	84,748.00		106,238.00	
車輛費	其ノ他	27,000.00		139,355.00	
車輛費	計	5,793.60		6,153.60	
設計監督		226,824.10		361,029.10	
改良費		—		—	
其他		—		12,492.32	道路費
計		299,492.51		433,230.79	

第三表（其ノ三）神戸市

摘要		市營開始當時（昭和五年九月十六日） 金額	要項	昭和五年度末現在 金額	要項
總係費				円 15,415.25	
諸建物費				1,067.91	
車輛費				228,157.50	
車庫及工場費				201,265.73	
駐車設備費				4,191.20	
通信線路設備費				2,784.00	
計				452,831.64	

備考　車輛56輛中シボレー1輛廢車ス

第三表（其ノ四）横濱市

摘要		市營開始當時 金額	要項	昭和五年度末現在 金額	要項
用地費		円 30,727.08	車庫建設敷地買收費其ノ他	円 30,727.08	
建物費		33,573.60	櫻木町乘合自動車營業所新	101,809.12	
車輛費		137,357.52	築費ノ一部淺間町乘合自動	156,048.43	
設計監督費		10,842.68	車假車庫新築費ノ一部新フ	12,359.07	
其ノ他機械器具費		7,058.13	オード車輛36輛購入費	9,730.43	
設備費		—		72.45	
計		219,559.01		310,246.68	

第三表（其ノ五）名古屋市

摘要		市營開始當時（昭和五年二月） 金額	要項	昭和五年度末現在 金額	要項
建物費		円 91,865	掾心車庫及假派出所竝工場	坪 96,683	同上
機械器具費		12,721	修理	12,721	シボレー 100輛（20人乘）
車輛費		213,339	シボレー40輛（20人乘）	346,446	同 10輛（16人乘）
合計		317,925		455,850	同 40輛（14人乘）
					ダッヂ 10輛（22人乘）

第四表 乗合自動車事業主要設備

都市別	用地 局有 口數	用地 局有 面積	用地 借地 口數	用地 借地 面積	建物 局有 口數	建物 局有 延面積	建物 借家 口數	建物 借家 延面積	營業路線 亘長	營業路線 系統數	營業路線 系統路線延長（往復）	營業路線 停車場數（全系統）	營業路線 區間數（全系統）	營業路線 一系統平均距離（全系統）	一區間平均距離（全系統）	車輛 十二人乗フォード	車輛 十三人乗フォード	車輛 十四人乗フォード	車輛 十五、十六人乗フォード	車輛 十六、十七人乗フォードシボレー	車輛 十七人乗スミダ	車輛 十八、十九人乗レオ	車輛 二十六人乗ガアフオード	車輛 三十二人乗ガアフオード	車輛 二十一、二人乗スミダ	車輛 十八人乗スチュードベーカー	計	延定員數
		坪		坪		坪		坪	粁		粁			粁	粁	臺	臺		臺	臺	臺	臺	臺	臺	臺	臺	臺	人
東京市	3	2,076.160	17	5,321.130	11	3,562.779	5	1,562.750	122.874	24	(175.086) (342.172)	336	72	7.129	2.230	—	—	—	40	334	32	58	10	18	150	10	652	12,282
大阪市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
京都市	—	—	—	—	11	1,581.917	—	—	41.559	9	45.625	144	24	5.069	1.901	79	27	30	—	—	—	—	—	—	—	—	133	1,719
神戸市	5	798.44	2	78.7	9	533.5	—	—	44.390	7	84.100	122	2	12.010	—	23	—	—	32	—	—	—	—	—	—	—	55	788
横濱市	2	1,880	8	294	13	575	—	—	31.210	5	33.200	84	—	6.242	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	45	630
名古屋市	—	—	—	—	2	782	—	—	54.600	13	110.000	121	—	8.500	—	—	—	(シ) 4	(シ) 10	—	—	—	—	—	(シ) 100	(ダッヂ) 10	124	2,436

備考 大阪市ハ昭和三年度末現在ノ數字ナリ。

第五表 乗合自動車事業運輸成績 (1)

都市別	運轉日數	營業路線亘長 年度末	營業路線亘長 一日平均	營業運轉系統延粁程 年度末	營業運轉系統延粁程 一日平均	所有車輛 年計 車輛數	所有車輛 年計 延定員數	所有車輛 一日平均 車輛數	所有車輛 一日平均 延定員數	最多 年 車數	運轉車輛數 計 延定員數	運轉車輛數 一日平均 車輛數	運轉車輛數 一日平均 延定員數	運轉粁數 年計 車粁	運轉粁數 年計 延定員粁	運轉粁數 一日平均 車粁	運轉粁數 一日平均 延定員粁	平均速度	乗車人員 人員	乗車人員 延區人	乗車人員 一日平均 員數	乗車人員 一日平均 延區人
		粁	粁	粁	粁	臺	人	臺	人	臺	人	輛	人	粁	粁	粁	粁	粁	人	人	人	人
東京市	365	112.874	119.383	342.172	351.850	234,722	4,375,478	652	11,988	—	—	—	—	21,239,296	395,260,522	58.190	1,032.906	15.378	40,359,718	52,134,538	110,575	142,834
大阪市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
京都市	365	41.559	—	45.625	—	48,931	611,633	134	1,675	—	—	—	—	5,690,654	71,133,175	15.591	194.885	—	8,678,827	11,489,902	23,778	31,479
神戸市	197	44.390	41.110	84.100	74.420	10,211	144,592	52	734	8,359	118,164	42.4	560	1,906,633	26,865,911	9.678	136.375	17.570	—	1,693,046	—	8,594
横濱市	365	31.210	31.210	33.200	33.200	16,425	229,950	45	630	14,119	197,666	39	542	3,233,337	45,266,718	8.858	124.012	—	4,471,062	—	12,249	—
名古屋市	365	54.612	47.242	101.766	79.864	36,113	402,254	99	1,102	27,004	299,337	74	821	6,493,764	71,934,928	17,772	197.082	18.02	10,357,515	—	23,377	—

第五表 (2)

都市別	乗車人員 路線一粁當	乗車人員 系統一粁當	乗車人員 一車粁當	乗車人員 一定員粁當	乗車人員 平均乗車密度	乗車人員 一人一回乗車粁	乗車料收入金 年額	乗車料收入金 一日平均	乗車料收入金 路線一粁當	乗車料收入金 系統一粁當	乗車料收入金 一車粁當	乗車料收入金 一定員粁當	乗車料收入金 乗客一人一回當	乗車料收入金 乗客一人粁當	ガソリン使用料 總量	ガソリン使用料 價格	ガソリン使用料 一日平均	ガソリン使用料 一車粁當	ガソリン使用料 一定員粁當	ガソリン使用料 乗客一人一回當
東京市	—	—	—	—	—	—	3,476,099.00円	9,523.56円	—円	—	—円	—円	—円	—	4,728,621立	413,995.00円	—g	—g	—g	—
大阪市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
京都市	—	—	1.5人	00.12人	—	—	680,030.68	1,863.23	—	—	0.120	0.010	0.068	—	279,002g	—	764	0.049	0.004	0.032g
神戸市	209.05人	115.48人	0.888人	.063	—	—	164,772.35	836.41	(一日平均)20.345円	11.239円	0.086	0.006	0.097	—	464,683.415立	—	2,353.799立	0.2076立	0.0173立	0.274立
横濱市	143.257人	134.671人	1.38人	0.0938人	—	—	437,749.15	1,199.31	14,025.92円	13,185.21円	0.135	0.010	0.098	—	613,045立	—	1,675立	0.1896	0.01 35	—
名古屋市	600.7人	355.3人	1.595人	0.144人	—	—	631,539.73	1,680.93	(一日平均)35.58	21.05	0.094	0.085	0.059	—	1,201,625.6立	—	3,292.1立	0.185立	0.017立	0.116立

第六表　乘合自動車

（歳入）

都市別＼種別	歳入總額	經常						
		財産收入	使用料	補習費收入	繰入金	國庫補助金	雜收入	繰越金
	円	円	円	円	円	円	円	円
東京市	4,262,635.00	35,963.00	3,476,099.00	291,328.00	197,311.00	99,192.00	77,418.00	84,324.00
大阪市	—	—	—	—	—	—	—	—
京都市	681,150.24	—	680,080.68	—	—	—	1,069.56	—
神戸市	669,235.62	—	164,772.35	—	—	—	349.00	—
横濱市	447,922.31	6,465.80	437,749.15	—	—	—	3,706.36	—
名古屋市	763,995.00	—	613,540.00	—	—	—	12,530.00	—

備考　大阪市ハ昭和三年度末現在ノ數字ナリ

第六表　乘合自動車

（歳出）

都市別＼種別	歳出總額	經常					
		事務費	運轉費	維持費	積立金	雜支出	ガソリン費
	円	円	円	円	円	円	円
東京市	4,262,635.00	344,588.00	1,634,443.00	756,966.00	—	248,207.00	415,607.00
大阪市	—	—	—	—	—	—	—
京都市	856,858.40	13,991.81	331,272.17	213,330.60	—	22,070.48	93,073.07
神戸市	669,235.62	21,965.07	75,676.40	39,887.10	—	4,580.42	40,949.99
横濱市	412,444.25	34,212.95	166,751.70	97,199.70	71.14	27,139.09	73,023.67
名古屋市	644,727.00	16,968.00	264,810	80,086.00	—	13,361.00	131,577.00

第六表　事業歳計（1）

（歳入）

都市別＼種別	部		臨時部						
	市債	計	前年度繰越金	電車事業ヨリ繰入金	收益勘定ヨリ繰入金	雜收入	其ノ他收入	市債	計
		円	円	円	円	円	円	円	円
東京市	—	4,262,635.00	—	—	—	—	—	—	—
大阪市	—	—	—	—	—	—	—	—	—
京都市	—	681,150.24	—	—	—	—	—	—	—
神戸市	—	165,118.35	—	504,117.27	—	—	—	—	—
横濱市	—	447,922.31	—	—	—	—	—	—	—
名古屋市	—	523,070.00	—	—	—	—	137,925.00	—	137,925.00

第六表　事業歳計（2）

（歳出）

都市別＼種別	部			臨時部					
	交付金及保險料	特別給與金	計						計
	円	円	円	補償費 円	市債費 円	建設費 円	雜支出 円		円
東京市	82,026.00	7,486.00	3,489,323.00	291,323.00	221,257.00	195,410.00	65,317.00	—	773,312.00
大阪市	—	—	—	—	—	—	—	—	—
京都市	—	—	678,733.13	—	準備積立金 47,000.00	建設費 125,356.57	雜支出 5,764.70	—	173,120.27
神戸市	—	—	183,058.98	（用地費） 100,000.00	車輛費 230,972.75	建物費 84,443.18	積立金 30,500.00	その他 40,255.71	486,176.64
横濱市	借入金利子 14,040.00	—	412,444.25	—	—	—	—	—	—
名古屋市	—	—	506,802.00	—	車輛費 133,107.00	建設費 4,818.00	—	—	137,925.00

第七表　乗合自動車事業収支決算及残金処分（1）

都市別＼種別	収入 乗車料金収入	収入 其他	収入 合計	支出 営業費 事務費	支出 営業費 運輸費	支出 営業費 ガソリン費	支出 営業費 計
	円	円	円	円	円	円	円
東京市	3,476,099.00	299,797.00	3,775,896.00	344,588.00	1,634,443.00	415,607.00	2,394,638.00
大阪市	—	—	—	—	—	—	—
京都市	680,080.68	1,069.56	681,150.24	13,991.81	331,272.17	93,073.07	443,337.05
神戸市	164,772.35	346.00	165,118.35	21,965.07	75,676.40	40,949.99	138,591.46
横濱市	437,749.15	10,177.16	447,922.31	34,212.95	166,751.70	73,029.67	273,994.32
名古屋市	613,540.00	12,530.00	626,070.00	16,968.00	264,810.00	131,577.00	413,355.00

備考　△印ハ不足金ナリ

第七表　（2）

都市別＼種別	収入増加率	支出増加率	収入対支出スル割合	残金 本年度残金	残金 前年度繰越金	残金 合計
	%	%	%	円	円	円
東京市	—	—	—	221,257.00	—	221,257.00
大阪市	—	—	—	—	—	—
京都市	16.291	29.119	100.492	△ 3,352.59	66,439.24	63,086.65
神戸市	—	—	1.109	△ 17,940.63	—	△ 524,117.27
横濱市	6.6	5	89	49,589.20	—	49,589.20
名古屋市	—	—	—	119,268.00	—	119,268.00

第七表　乗合自動車事業収支決算及残金処分（1）

都市別＼種別	出 維持費 車輛修繕費	出 維持費 建物修繕費	出 維持費 其他	出 維持費 計	出 雑支出	出 合計	差引残金
	円	円	円	円	円	円	円
東京市	475,512.00	2,961.00	278,493.00	756,966.00	403,036.00	3,554,639.00	221,257.00
大阪市	—	—	—	—	—	—	—
京都市	—	—	—	213,330.60	27,835.18	684,502.83	△ 3,352.59
神戸市	39,987.10	—	—	39,987.10	4,530.42	183,058.93	△ 17,940.20
横濱市	96,566.20	—	633.50	—	27,139.09	393,333.11	49,589.20
名古屋市	80,096.00	—	—	80,096.00	13,361.00	506,802.00	19,268.00

第七表　（2）

都市別＼種別	処分 電氣軌道事業費繰入	処分 減損補塡金	処分 市債償還金	処分 借入金償還	処分 資本勘定繰入	処分 積立金	処分 翌年度積立金	処分 乗合自動車事業創業費
	円	円	円	円	円	円	円	円
東京市	—	—	221,257.00	—	—	—	—	—
大阪市	—	—	—	—	—	—	—	—
京都市	—	—	—	—	—	47,000.00	16,086.65	—
神戸市	—	—	—	—	—	△ 30,500.00	—	△ 455,676.64
横濱市	35,478.06	71.14	—	14,040.00	—	—	—	—
名古屋市	25,758.00	93,510.00	—	—	—	—	—	—

第八表

乘合自動車事業雜收入及雜支出明細

都市別＼種別	雜收入其ノ他									雜支出						
	財産ヨリ生ズル收入	繰入金	越繰金	利子收入	不用物賣拂代	廣告料	國庫補助金	雜收入	計							計
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
東京市	36,963.00	1,900.00	84,324.00	8,817.00	4,175,00	49,109.00	99,191.00	15,317.00	299.796.00	交付金差保險料 82,026.00	電氣軌道事業費經濟へ繰入 169,830.00	市經濟へ繰入 1,900.00	賠費 76,271.00	過年度支出 206.00	自動車購賣交付金 65,317.00	395,550.00
大阪市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
京都市	—	—	—	—	524.15	243,20	—	302.21	1,069.56	火災保險料 632.48	健康保險料 825.46	慰安費 1,328.00	共濟會費補給 5,764.70	特別給與金 3,652.34	雜支出 15,581.40	27,835.18
神戸市	—	—	—	—	—	—	—	346.00	346.00	保險費 193.09	—	同上 630.00	同上 2,281.00	事故費 1,452.53	同上 23.80	4,530.42
横濱市	6,466.80	—	—	—	—	—	—	3,706.36	10,173.16	同上 2,520.54	同上 1,120.77	事故費 6,522.45	同上 7,091.00	特別給與金 837.95	同上 9,046.33	27,139.09
名古屋市	—	—	—	—	320.00	3,176.00	—	9,034.00	12,530.00	同上 1,802.00	同上 233.00	現業員慰藉費 1,412.00	同上 5,360.00	同上 247.00	同上 4,307.00	13,361.00

第九表

乘合自動車事業損益計算

都市別＼種別	收入					支出					差引	收入	支出	對收入		利廻計算				
	乘車料收入	雜收入			計	事務費	運輸費	ガソリン費	維持費		雜支出	計	利益金	增加率	增加率	支出割合	利益割合	事業利益金	推定基本額	利廻	推定基本額內容	
		廣告料	財産收入	雜收入					車輛費	其他											前年度末現在投資額	當該年出支度
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	%	%	%	%	円	円	%	円	円
東京市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大阪市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
京都市	680,080.63	243.20	—	826.36	631,150.24	13,991.81	331,272.17	98,073.07	212,922.73	407.87	27,835.18	684,502.83	△ 3,352.59	16.291	29.119	100.492	△0.492	△ 3,352.59	483,230.79	—	357,875.22	125,355.57
神戸市	164,772.35	—	—	346.00	165,118.35	21,965.07	75,676.40	40,949.99	39,887.10	—	4,580.42	183,058.98	△ 17,940.63	—	—	1.109	—	—	455,676.64	—	—	455,676.64
横濱市	437,749.15	—	6,466.80	3,706.36	447,922.31	34,421.95	166,751.70	73,029.67	96,566.20	633.50	27,139.09	398,333.11	49,589.20	6.000	5.000	89.000	11.000	49,589.20	310,246.68	0.1598	310,246.68	—
名古屋市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考　△印ハ不足金ヲ示ス

第十表　乗合自動車事業貸借対照（1）

都市別＼種別	資産					
	建設費					
	用地費	建物費	車輛費	工場設備及機械器具費	設計監督費	
	円	円	円	円	円	
東京市	383,175.00	1,127,561.00	2,931,774.00	40,181.00	27,083.00	
大阪市	—	—	—	—	—	
京都市	—	109,709.37	361,029.10	—	—	
神戸市	100,000.00	94,448.18	228,177.75	—	5,150.82	
横濱市	30,727.03	101,309.12	156,048.48	9,730.48	12,359.07	
名古屋市	—	96,633.00	346,446.00	—	—	

都市別＼種別	資産						
	建設費						
	ターンテーブル設備費	軌道費	計	市公債發行差額	預金及現金	損失繰越	計
	円	円	円	円	円	円	円
東京市	3,200.00	1,013.00	4,513,987.00	380,475.00	740,062.00	—	5,634,524.00
大阪市	—	—	—	—	—	—	—
京都市	(其ノ他) 12,492.32	—	483,230.79	—	95,509.33	—	578,740.12
神戸市	(其ノ他) 35,104.89	—	452,881.64	—	30,500.00	—	483,381.64
横濱市	72.45	—	310,246.68	—	36,478.06	—	346,724.74
名古屋市	(其ノ他) 12,720.00	—	455,849.00	—	電氣事業ヨリ繰入 25,753.00	(補塡費) 93,510.00	575,117.00

備考　大阪市ハ昭和三年度末現在ノ數字ヲ掲ケタリ。

第十表（2）

都市別＼種別	負債						
	市公債			資本勘定繰入資金	收益勘定繰入資金	準備積立金	
	外債	内債	計				
		円	円	円	円	円	
東京市	—	2,301,000.00	2,301,000.00	990,938.00	319,199.00	449,930.00	
大阪市	—	—	—	—	—	—	
京都市	—	—	—	—	—	79,422.68	
神戸市	—	—	—	—	452,881.64	—	
横濱市	—	—	—	35,632.81	—	—	
名古屋市	—	—	—	—	25,753.00	—	

都市別＼種別	負債						
	減損補塡金	減債基金	他經濟ヨリ借入	國庫補助金	翌年度繰越金	資金繰替借	計
	円	円	円	円	円	円	円
東京市	290,132.00	—	962,142.00	56,250.00	—	264,933.00	5,634,524.00
大阪市	—	—	—	—	—	—	—
京都市	—	—	483,230.79	—	16,085.65	—	578,740.12
神戸市	30,500.00	—	—	—	—	—	483,381.64
横濱市	1,000.00	—	234,000.00	—	(電車事業經濟ヨリ繰入金) 4,613.87	(電車事業經濟ヨリ繰入金) 35,478.06	346,724.74
名古屋市	—	93,510.00	455,849.00	—	—	—	575,117.00

第十 乘合自動車

都市別＼種別	種別	起債目的	起債年月日	利率	發行價格	利拂期	償還期	起債額
								円
東京市	乘合自動車事業公債整理公債	第五回電氣事業公債整理並事業擴張	昭和三年十月一日	五分	額面100円ニ付94.00	三月三十一日九月三十日	昭和二十五年三月三十一日	2,497,000
大阪市	第十三回電氣鐵道公債	自動車事業建設當費ニ充當	昭和四年四月五日	五分五厘	97.17	三月九月	三月	768,000
京都市	—	—	—	—	—	—	—	—
神戸市	—	—	—	—	—	—	—	—
横濱市	—	—	—	—	—	—	—	—
名古屋市	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 本表ハ昭和三年度末現在ナリ

第十 乘合自動車

都市別＼種別	吏員											
	主事		技師		事務員		技手		書記補		技手補	
	人員	平均給料	人員	平均給料	人員	平均給料	人員	平均給料	人員	平均給料	人員	平均給料
	人	円	人	円	人	円	人	円		円		円
東京市	4	176.68	2	200.48	72	92.25	10	111.95	—	—	—	—
大阪市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
京都市	1	250.00	1	208.00	16	75.50	4	83.00	—	—	—	—
神戸市	—	—	1	125.00	3	91.00	3	86.00	7	61.87	4	79.75
横濱市	1	191.67	—	—	2	95.00	2	102.50	—	—	—	—
名古屋市	1	103.00	—	—	1	73.00	3	75.33	—	—	—	—

一表 事業公債

償還額	未償還額	昭和四年度以降十箇年間公債償還豫定表										昭和十三年度末未償還額
		昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
58,000	2,439,000	68,000	71,000	75,000	79,000	83,000	87,000	91,000	96,000	101,000	106,000	1,582,000
—	768,000	14,000	14,900	15,800	16,700	17,700	18,800	19,900	21,100	22,500	23,700	532,900
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

二表 事業從事員

監督		計		囑託		雇傭員						計	
						雇員		傭員		計			
人員	平均給料	人員	平均給料	人員	平均給料	人員	平均給料	人員	平均給料	人員	平均給料	人員	平均給料
		人	円			人	円	人	円	人	円	人	円
—	—	83	—	—	—	165	60.65	1,628	51.90	1,793	—	1,881	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	11	90.27	—	—	2	61.00	437	37.98	439	38.08	450	39.36
—	—	18	—	—	—	2	47.50	248	31.80	—	—	268	35.17
—	—	5	—	—	—	4	36.75	217	39.24	221	—	226	—
5	83.80	10	85.12	—	—	5	41.00	458	39.25	463	40.12	473	62.62

第十 乘合自動車

職名＼種別	員數（月末在籍者）	給與關係 定額日給 最高	最低	全員平均	皆勤者一人平均 實收日額	實收月額	標準勤務日數	標準公休日數
	人	円	円	円	円	円	日	日
運轉備員 自動車車掌	684	1.37	0.96	1.13	2.04	57.04	24.5	3.5
運轉備員 自動車運轉手	633	3.12	1.71	2.31	3.49	97.79	24.5	3.5
運轉備員 補助手	26	2.64	0.80	1.91	2.90	81.27	13.0	2.0
運轉備員 計	1,343	3.12	0.80	1.70	2.88	80.74	24.5	3.5
整備員 技工 自動車技工	9	2.00	0.65	1.02	0.94	26.26	24.0	4.0
整備員 補助手 補助手	171	3.40	1.30	2.22	2.84	79.50	25.0	3.0
整備員 補助手 同	105	2.23	0.73	1.35	1.67	46.81	25.0	3.0
整備員 計	285	3.40	0.65	1.86	2.38	66.77	25.0	3.0
合計	1,628	3.40	0.65	1.73	2.78	77.77	24.8	3.2

備考 電氣軌道專業備員ニシテ乘合自動車事業ニ從事スルモノアルモ本表ニハ之レヲ包含セズ。

第十

職名＼種別	員數	給與關係 定額日給 最高	最低	全員平均	皆勤者一人平均 實收日額	實收月額
	人	円	円	円	円	円
運輸事務員	9	3.40	2.00	2.556	3.470	97.16
同 補	2	1.38	1.10	1.240	1.719	48.12
運輸監督	29	2.43	2.30	2.347	2.967	83.07
車掌	193	.90	.80	.878	1.550	43.41
運轉手	192	1.80	1.60	1.713	3.373	94.44
信號人	4	1.96	1.35	1.645	2.460	68.88
雜役人	5	1.32	.80	1.046	1.538	43.05
給仕	1	.81	.81	.810	.842	23.58
使丁	6	2.27	.55	1.423	1.576	44.14
檢札人	11	1.82	.74	1.118	1.151	32.23
局屬	6	2.90	1.77	2.170	3.186	89.22
機工	30	3.24	1.41	1.799	2.479	69.40
雜工	36	1.50	.86	1.297	1.751	49.03
木工	1	1.65	1.65	1.650	2.536	71.01
計	525	3.40	.55	1.400	2.427	67.95

三表 事業備員 （其ノ一） 東京市

勤務關係 標準一人平均 勤務時間	休憩時間	皆勤者實際勤務一日平均 日數	實働時間	最近五箇年間員數 大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
時分	時分	日	時分	人	人	人	人	人	人	人
8.00	1.00	24.00	8.00	332	354	379	479	657	557	684
8.00	1.00	24.00	8.00	376	358	361	446	633	619	633
6.30	3.30	13.00	6.30	—	19	18	20	29	25	26
8.00	1.00	24.00	8.00	708	731	758	945	1,319	1,344	1,344
8.00	1.00	24.00	8.00	—	—	—	—	—	9	9
8.00	1.00	24.50	8.00	—	87	103	122	150	171	171
8.00	1.00	24.50	8.00	19	87	60	73	108	105	105
8.00	1.00	24.50	8.00	19	174	183	195	258	285	285
8.00	1.00	24.00	8.00	727	905	941	1,140	1.577	1,578	1,628

三表 （其ノ二） 大阪市

勤務關係 標準勤務日數	標準公休日數	標準一日平均 勤務時間	休憩時間	皆勤者實際勤務一人平均 日數	時間	最近員數 昭和二年	昭和元年	大正十四年
日	日	時	時分	日	時	人	人	
25	3	10.00	—	31.00	310.00	8	5	—
25	3	10.00	—	28.00	280.00	2	2	—
25	3	10.00	—	31.00	310.00	21	4	—
七時間十五分ヲ一日トス 31.90	七日間勤務ノ八日目公休	9.15	.30	36.45	318.94	144	18	—
31.90	〃	9.15	.30	36.74	321.48	141	15	—
25	3	9.15	2.00	35.50	257.38	4	—	—
25	3	8.00	2.00	37.34	224.04	9	—	—
26	2	10.00	—	28.00	280.00	1	1	—
26	2	10.00	—	25.50	255.00	4	4	—
26	2	10.00	—	28.08	280.80	12	—	—
26	2	8.00	1.00	41.27	288.89	4	—	—
26	2	8.00	1.00	37.85	264.95	22	7	—
26	2	8.00	1.00	37.04	259.28	16	2	—
26	2	8.00	1.00	42.50	297.50	1	—	—
						389	58	—

第　十

種別 / 業務別 / 職名別	員數	給與關係				
		定額日給			皆勤者一人平均	
		最高	最低	全員平均	實收日額	實收月額
	人	円	円	円	円	円
監督	2	—	—	2.14	2.91	81.50
監督代務者	19	1.55	1.45	1.52	3.13	87.76
運轉手	150	1.52	1.45	1.47	3.16	88.55
運轉手補	10	—	—	1.20	2.50	69.91
車掌	156	0.91	0.85	0.86	1.44	40.20
雜役夫	16	2.50	0.50	1.25	1.36	38.00
助手	9	2.00	1.15	1.54	1.63	45.66
機工	21	2.94	1.70	1.99	2.39	66.80
車輛工	32	1.60	0.91	1.35	1.58	44.37
木工	7	2.20	1.39	1.88	1.95	54.56
塗工	4	2.63	1.40	1.89	2.10	53.85
鍛冶工	5	2.10	1.20	1.74	2.28	63.86
電工	3	2.00	12.5	1.59	2.33	65.27
雜役夫	3	1.25	0.60	0.82	0.93	26.04

第　十

職名	員數	給與關係				
		定額日給			皆勤者一人平均	
		最高	最低	全員平均	實收日額	實收月額
	人	円	円	円	円	円
自動車監督	14	(月) 80.00	62.00	64.95	3.35	100.55
同女	2	55.00	38.00	46.50	2.29	68.82
車掌	86	(日) 1.00	0.65	0.88	1.81	54.22
運轉手	82	1.48	1.33	1.41	3.37	101.17
職工	18	2.80	1.44	1.84	2.28	85.46
雜役夫	7	1.55	1.30	1.37	1.79	53.74
車體掃除夫	8	1.41	1.35	1.41	2.12	63.48

三　表　（其ノ三）

京都市

勤務關係				最近五箇年間員數	
標準勤務日數	標準公休日數	標準一日平均		昭和三年	昭和四年
		勤務時間	休憩時間		
毎日勤務	日 —	20.00	—	2	1
19	9	10.00	—	10	13
24	七日勤務八日目公休	8.50	1	89	141
24	〃	8.50	1	—	—
24	〃	8.50	1	87	134
26	2	10.00	—	4	11
25	2	8.00	1	—	8
26	2	9.00	1	—	19
26	2	9.00	1	—	34
26	2	9.00	1	—	7
26	2	9.00	1	—	4
26	2	9.00	1	—	5
26	2	9.00	1	—	2
26	2	9.00	1	—	3

三　表　（其ノ四）

横濱市

勤務關係					
標準勤務日數	標準公休日數	標準一日平均		皆勤者實際勤務一日平均	
		勤務時間	休憩時間	勤務日數	勤務時間
日 15.2	日 —	時 16.80	—	日 15.2	時 17.81
15.2	—	16.80	—	15.2	16.80
26.2	3.8	8.40	—	26.2	8.40
15.2	—	16.80	—	15.2	17.22
23.2	2.2	9.00	—	23.2	11.53
28.2	2.2	9.00	—	28.2	9.50
28.2	2.2	9.00	—	28.2	12.16

第　十

職名	員数	給與關係				
		定額日給			皆勤者一人平均	
		最高	最低	全員平均	實收日額	實收月額
	人	円	円	円	円	円
自動車監督補	30	2.24	1.50	1.90	2.47	74.04
〃　車掌	194	0.84	70	0.72	1.30	38.84
〃　運轉手	202	1.48	1.30	1.41	2.08	62.28
〃　車工、同見習工	25	2.50	.80	1.48	1.66	49.66
〃　雜役夫	7	1.20	1.17	1.18	1.18	35.28

三　表　（其ノ五）

名古屋市

勤務關係						最近五箇年間員數
標準勤務日數	標準公休日數	標準一日平均		皆勤者實際勤務一人平均		昭和四年度
		勤務時間	休憩時間	日數	時間	
		時	時	日	一箇月時間	
隔日勤務	—	20.00	6.00	14.0	196.00	18
27.0	八日目ニ一日	10.00	2.00	24.0	199.00	66
27.0	同	10.00	2.00	24.0	205.00	65
一ケ月中公休二日ヲ除キタル日數	2	8.40	0.50	24.0	192.00	10
隔日勤務	—	20.00	6.00	14.0	196.00	5

第四編　瓦斯事業

第一章　總說

現在本邦大都市中瓦斯事業の市營をなすは横濱市のみであつて他の都市に於けるそれは全部私營事業である、故に本編は專ら横濱市の事業に付詳述し他は參考に其の概況を比較するに止めたり、又各市に於ける該事業に對する報償契約を掲げ各市の統制方途の歸趨を知るに便ぜり。

第一　横濱市

1　市營創設の年月日

横濱市に於ける瓦斯事業は、明治4年7月高島嘉右衛門が創設せる處にして、本邦に於ける斯業の濫觴である、加之京濱間の鐵道開通式行はるるや、明治大帝臨御、其の砌一布衣嘉右衛門方に行幸、親しく天覽を賜りたる空前絶大の光榮を有する事業である。中頃公有となりて或は第一大區町會所の經營となり、又或は13箇町の組合經營となる等幾多の變遷を經て、明治22年市制實施せらるるや横濱市の事業となり、明治25年4月を以つて愈々市營開業を見るに至つたのである。

2　市營創設に至る迄の沿革

明治4年7月、横濱本町2丁目の住人高島嘉右衛門が神奈川縣知事の認可を得、佛人ベルゲレンを招聘し、設計竝監督の任に膺らしめ、敷地を花咲町五丁目に定め、諸機械一切を英國より購入し同年9月1日最高80,000立方呎の水平式瓦斯製造竈8門及容量30,000立方呎の瓦斯溜、製造竝供給裝置一式の竣功を見斯くして同月29日點火供給を開始した、此の投資額は墨貨で93,213弗餘である。

明治8年6月、第一大區町會所は225,000圓を以て右事業を買牧して瓦斯局を置き茲に始めて公營事業として經營することとなつたものであるが、當時に於ける埋設瓦斯管は、最大のものにても內徑僅に8吋で其の延長も亦僅に79,308呎に過ぎなかつたのである。

明治12年7月第一區町會所は、又本事業を本町外13箇町に引繼ぎ明治22年市制が實施せらるるに及横濱市は本事業經營の計畫を樹て準備に着手し明治25年4月に至り120,000圓を以て本事業を讓受けたのである。

3　供給區域

明治25年市營事業を開始したる當時は舊横濱市一圓であつたが、明治34年4月西戸部町外11箇町の市に編入さるや隨つて供給區域も擴張して之に及び44年4月、大岡町外7箇町市に編入さるるや供給區域も亦之

に隨つて擴張し、更に大正7年7月には市外程ケ谷町に供給區域を擴め、昭和2年6月に至り、市域變更となるや鶴見區を除くの外西谷、城郷、日下、大岡川、屏風浦等をも包擁して、供給區域とする樣になつたのである。

4　料　金　制

瓦斯使用料の徵收標準は、震災の爲開始以來のものは微す可き資料は消失したが大正6年末迄は著しき變更はなかりしものの樣である。其の後大正7年度に入るや歐洲大戰の影響を蒙り、製造原料の價格非常に騰貴したる結果、止むなく再三引上げを行ひたりしも大正12年度に至り製造原料漸次低落に伴ひ、相當引下げを行ふたのである、尙引續き引下げを實行す可き見込の處、同年9月に入るや俄然大震災に遭遇し爲に主要設備は全部破壞され事業休止の餘儀なきに立至つたのである、後大正14年7月に至るや再び供給を開始する事となつたが之が復興に巨額の資を費したる事とて負債元利償還金頓に增加したる結果豫定の引下げを實行する能はざに至つたのである、尙大正六年度以降判明せる部分を掲記すれば下の通りである。

大正6年（自4月至12月）

一箇月消費量	5,000立方呎未滿	1,000立方呎に付	1圓70錢
一箇月消費量	5,000立方呎以上	1,000立方呎に付	1圓60錢
同	10,000立方呎以上	同	1圓50錢
同（工業用）	消費量制限不明	同	1圓35錢

（自動計量器に據るもの不明）

大正7年（自1月至3月）

一箇月消費量	5,000立方呎未滿	1,000立方呎に付	2圓
同	5,000立方呎以上 10,000立方呎未滿	同	1圓90錢
同	10,000立方呎以上	同	1圓80錢

（自動計量器に據るもの）

一箇月消費量	1,000立方呎未滿	1,000立方呎に付	2圓30錢
同	1,000立方呎以上 2,000立方呎未滿	同	2圓20錢
同	2,000立方呎以上	同	2圓10錢

工業用は上記各等差額より尙五分を減額するものとす。

自大正7年4月至大正8年4月

一箇月消費量	5,800立方呎未滿	1,000立方呎に付	2圓10錢
同	5,000立方呎以上 10,000立方呎未滿	同	2圓02錢
同	10,000立方呎以上	同	1圓94錢

（自動計量器に據るもの）

一箇月消費量	1,000立方呎未滿	1,000立方呎に付	2圓40錢
同	1,000立方呎以上 2,000立方呎未滿	同	2圓32錢
同	2,000一方呎以上	同	2圓24錢

工業用は上記各等差額より尙5分を減額するものとす。

7月より市外へ供給のもの（7月以降）1,000立方呎に付2圓20錢

自大正8年5月至大正12年3月

一箇月消費量	10,000立方呎末滿	1,000立方呎に付	2圓14錢
一箇月消費量	10,000立方呎以上のもの若くは理事者に於て主として工業用に使用すと認むるもの	1,000立方呎に付	2圓03錢
自動計量器に據るもの		同	2圓75錢
市外供給のもの		同	2圓60錢

自大正12年4月至同9月

一箇月消費量	10,000立方呎末滿	同	2圓35錢
一箇月消費量	10,000立方呎以上のもの若くは理事者に於て主として工業用に使用すと認むるもの	同	2圓25錢
市外供給のもの			
（自動計量器に據るもの）		同	2圓75錢
		同	2圓60錢

自大正14年4月至現今

一箇消費量	10,000立方呎未滿	同	2圓35錢
一箇月消量費	10,000立方呎以上のもの若くは理事者に於て主として工業用に使用すと認むるもの	同	2圓25錢

市外へ供給のもの

（昭和2年4月市域擴張に付爾後市外供給なし）

5　料金決定の基礎

尙料金決定の基礎は下の通りである。

毎年度豫算に於て、作業總支出金より瓦斯使用料以外の作業收入を差引きたる金額を販賣1,000立方呎に割當てたる原價に負債の元利償還金、及特に財源を必要とせざる程度の設備費等を割當にたる額を合算し是れを基礎として當該年度に於ける歲計の狀況を參酌し、而して適當なりと認めたる等差を附して決定するのである。

6　職　　制

私營時代　（自明治4年7月至同8年6月）

經營者　　高島嘉右衛門

技　師　　佛人ベルゲレン

公有時代　（自明治8年6月至同25年3月）

1、經營者　第一大區町會所

2、同　　本町外13箇町

市營時代　（自明治25年至同31年）

市　長　　佐藤喜左衛門。　同　梅田義信。

助　役　　中山忠次郎。　齋藤松三。

局　長　　朝田又七。　總　務　中園愼吾。　乾立夫。

工務課長　木野英太郎。　平松末吉。　井上仁吉。

同　（自明治32年至同37年）

市　長　　梅田義信。　市原盛宏。

助　役　　齋藤松三。　井上仁吉。　局　長　太田治兵衛。　伏島近蔵。　高島嘉右衛門

常務委員　石塚千太郎。　須田重次郎。　鈴木照貞。　脇澤金次郎。　總　務　增田知。

主　幹　橫田安止。　工務課長　清水省吾。　村岡坦。　坂井定吉。　會計課長　富松大二郎。

同（自明治38年至同43年）

市長　市原盛宏。　三橋信方。　荒川義太郎。　助役　齋藤松三。　高木可久。　中澤信一郎，吉田淳一。　局長　高島嘉右衛門。　市參與　若尾幾造。　常務委員　小川彌七。　金子政吉　脇澤金次郎。　戶井喜作。　赤尾彥作。　菅沼惣吉。　主幹　橫井安止。　林覺吾。　總務課長　杉山清。　工務課長　坂井定吉。　主計課長　富松大二郎。

同（自明治44年至大正11年）

市長　荒川義太郎。　安藤謙介。　久保田政周。　渡邊勝三郎。　助役　齋藤松三。　吉田淳一　樋口忠五郎。　三松武夫。　青木周三。　芝辻正明。　局長（助役）　樋口忠五郎。　稻葉文毅。　比留間敏。　事務取扱（助役）　三松武夫。　坂田貞明。　芝辻正明。　常設委員　脇澤金次郎　赤尾彥作。　中村房次郎。　小泉長左衛門。　淺井房吉。　山田福三郎。　山本正定。　小池宗八郎。　山崎小三。　織戶瀧之助。　小岩井義八。　峰田清造。　井上賢次郎。　庶務課長　杉山清。　田畑孫太郎。　安東重起。　庶務課長　妻木俊夫。　財務課長　堺田秀敏。　業務課長　杉山梶太郎。　工務課長　坂井定吉。　竹波喜久次。　橫井敬一。　能見光男。　川島彥六。　會計課長　緒方濤太郎。　菊池正彥。

同（自大正12年至昭和4年）

市長　渡邊勝三郎。　有吉忠一。　助役　森本泉。　青木周三。　芝辻正明。　楢田徹。　大西一郎。　田村清吉。　局長　芝辻正明。　渡邊扶。　賀田立二。　庶務課長　杉山梶太郎。　工勢課長　日高晴生。　山岡祐朝。　會計課長　菊池正彥。　細田鐵之助。

尙經營機關の組織としては先づ主體として瓦斯局あり。其の下に庶務、工務、會計の三課を置き、庶務課には庶務、財務、商務の三掛を置き工務課には製造、工務、供給の三掛を置き、會計課には出納、倉庫の二掛を置き別に出張所を設くる事四箇所、野毛、千歲橋、神奈川、本牧之である。

7　市營創設後の事業變遷大要

市營創設以來時勢の推移と共に之が需要漸次增加し來り明治28年膨張工事を施工し、容量50,000立方呎の瓦斯溜を增設し且つ瓦斯製造竈を改築し瓦斯導管を改めて最大を10吋とした。續いて明治32年より3年に亘り傾斜式瓦斯製造竈3門容量90,000立方呎の瓦斯溜其他附帶裝置の增設となり、明治37年には容量300,000 立方呎の有柱二重伸縮式瓦斯溜及び內徑14吋に適する壓力調整器の增設となり、明治38年には洗滌機、排送機、總計量器の新設を始め瓦斯導管に大改良を加へて最大を14吋とし、明治40年には市債64800,0 圓を募集して傾斜式瓦斯製造竈4門、環式冷縮器4基、水管式第1冷縮器1基、低壓排送機2基、タール排除器2基、水管式第2冷縮器1基、旋轉洗滌機1基、乾寒式清淨器1組、總計量器1基、容量600,000 立方呎の有柱二重伸縮式瓦斯溜1基、高壓排送機1基、壓力調整器2基の設備となり。明治44年には、市債1,200,000圓を募集し、大正2年度に到り直立式瓦斯製造竈6門、高壓瓦斯壓搾機2基、環式冷縮器6基、水管式冷縮器1基、硫安製造裝置1組、タール排除器1基、洗淨機1基、清淨器4個、壓力調整器1個の設備となり斯くして大正12年に入るや彼の大震災である。是等工作物は殆んど全部を損害し爲に一時瓦斯の供給を中止せざるを得なくなつたのである。是に於て大正13年以降五箇年の繼續事業として3000,000 圓を以て復興を計畫し工成るや大正14年7月より再び瓦斯の供給を開始する事となつた。更に昭和2年より昭和3年に亘る繼續事業として770,000餘圓を以て別に幹管20哩の延長竝需要家4,000戶增加の計畫を樹てたのである。

斯くして上げたる事業經費等創業以來現今に至るものを表にすれば下の通りである。

事　業　經　費

年　度	收　入	支　出	利　益
明治25年度	38.425.120圓	25.850.134圓	12.574.986圓
〃 26 〃	34.705.700	23.321.839	11,383,861
〃 27 〃	35.894.889	24.143.658	11,751,231
〃 28 〃	40,925.556	28.486.806	12.438,750
〃 29 〃	59,119.684	37,162.616	21,957,068
〃 30 〃	82.208.559	53.463 913	28,744,647
〃 31 〃	92,156,862	70,540.352	21,616,510
〃 32 〃	96.286.541	69,893.281	27,393,260
〃 33 〃	113.174.907	83.024 099	30,510,808
〃 34 〃	124,510,841	89,912.416	34.598.738
〃 35 〃	143.514,005	103.429.416	40.084.589
〃 36 〃	159.602.982	106 586 978	53,016.004
〃 37 〃	178.226.181	106 225 416	72 000.765

年　度	收　入	支　出	利　益
明治38年度	207,707,026圓	126.702 666圓	81,004,360圓
〃 39 〃	235,751,710	169.103.998	66,647,712
〃 40 〃	263.456 403	155 565 996	107,890.407
〃 41 〃	302 423,991	209,697,016	92.726,975
〃 42 〃	274 348.579	194 853.627	79.494.952
〃 43 〃	333,822,710	219 0 4.730	114,757.980
〃 44 〃	412,608,753	278 580,374	134,028.379
大正元年度	574,051,058	3 1,186,557	212 904 501
〃 2 〃	627,615,438	379,458 842	248,156 596
〃 3 〃	499,005,235	295 117,372	203,887,863
〃 4 〃	461,326,245	252,874,018	208 452.227
〃 5 〃	552.820,350	310 812,850	242 007.500
〃 6 〃	700 494,490	508 725.960	196 768.530
〃 7 〃	990 639,270	895,899,350	94 739.920
〃 8 〃	1,086,096,970	1,076,558,150	9 538 820
〃 9 〃	1 353,723 550	1,032,654,926	321 068 820
〃 10 〃	1,321,764,210	835,307,450	486,456,760
〃 11 〃	1,400 939,160	130 502 975	470 436 185
〃 12 〃	584,174,780	599 636 310	15,461,530
〃 13 〃	44,801,600	91 610 634	46 809 034
〃 14 〃	422,966,080	305 4 0.451	117,475,629
昭和元年度	748,135,580	487,093,110	261,042,470
〃 2 〃	1,017,111,750	649,159,957	367,951,793
〃 3 〃	1,310,463,250	800,358,236	510,105,014
〃 4 〃	1,323,316,550	860 024,734	463,291,816

附記自大正12年9月1日至同14年7月22日間は震災の爲瓦斯の供給は休止したのである。

最後に事業の財源を顧みんか即ち下の通りである。

投資總額　4,135,619,302圓

投資財源　基本金、市債受入金、本市他經濟より借入金、事業益金等

負債現在額　4,177,894,487圓

內

市債發行差額金　338,269,935圓

市債全經濟に保留金　　99,990圓
負債消却方法事業益金を以て消却す

8　將來の事業計畫

大正12年9月大震災の爲工作物殆んど全部損害したる爲大正13年以降5箇年繼續事業として、3000,000圓を以て復興計畫を樹て直ちに工事に着手し既に9割4分の進捗を見、需要家數に在りては豫定の22,000戶を突破するに至れりと云へ共所謂復興計畫は震災前に於ける供給狀態を復舊する範圍に止まれるを以て更に昭和2年昭和3年の繼續事業として770,000餘圓を以て幹管20哩の延長竝需要家4,000戶の增加を計畫し、目下之が實行中にして何れも近く完成の豫定に在り。

以上既定の計畫を完了する曉に於ても本市に於ける瓦斯需要家割合は總戶數に對し猶三割に達せず之を他都市の例に比すれば著しき遜色あるを以て先づ舊市域內の瓦斯供給を擴充するの要あるのみならず新市域に對しても漸次之が普及を圖らん爲將に復興後第2期の擴張計畫中に屬す。

9　市內外同種企業との關係

本市瓦斯事業供給區域は舊橫濱市一圓舊保土ケ谷町一圓なるところ昭和2年4月1日隣接せる二町七村を編入したる結果、新地域內の舊鶴見町一圓は見瓦斯株式會社、舊鶴見町の內潮田町及舊旭村一圓は東京瓦斯株式會社に於て瓦斯を供給し居るを以て一市域內に數個の事業者割據するの狀を呈せり。

第二　五大都市報償契約

一　東京市

1　東京市對東京瓦斯株式會社ノ報償契約

明治44年11月25日東京市長(以下單ニ市ト稱ス)東京瓦斯株式會社取締役(以下單ニ會社ト稱ス)トノ間ニ契約ヲ締結ス

第1條　市ハ其ノ所有又ハ管理ニ屬スル道路橋梁堤塘公園其ノ他ノ土地工作物ニ對シ會社ノ營業上必要ナル埋管其ノ他ノ裝置ヲ爲スコトヲ承諾ス

第2條　會社カ前條ノ土地工作物ヲ使用セントスルトキハ豫メ設計書ヲ提出シ市ノ認可ヲ受ケ其ノ命令ニ遵フヘシ若シ其ノ使用ニ因リテ市ニ損害ヲ及ホシタルトキハ會社ハ之ヲ賠償スヘシ

第3條　市ハ一般ノ市稅ヲ除ク外第一條ノ使用ニ對シ何等ノ料金若ハ市稅ヲ賦課徵集セス

第4條　市ハ本契約期間內ハ自ラ瓦斯事業ヲ經營セス、又新ニ生スル瓦斯供給營業者ニ對シテ第一條ノ承

諾ヲ與ヘス但シ會社カ獨占權ヲ濫用シ不法ニ市ノ公益ヲ害シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第5條　會社ノ供給スル瓦斯料金ハ1,000立方呎ニ付當分金1圓80錢トシ明治46年7月1日以降ハ金1圓71錢トス

第6條　會社ハ其ノ拂込資本額ニ對スル年率9分ノ配當ヲ標準トシ尙過剩アルトキハ其過剩額ヲ會社及需要者ニ均分スルノ主義ニ據リ次ノ次業年度ニ於テハ該過剩金ノ半額ニ比準スル料金ヲ引下クヘシ若シ9分ニ達セサル場合ハ特ニ1圓75錢迄ヲ限度トシ其ノ不足金ノ半額ニ比準スル引上ヲ爲スコトヲ得炭價ノ激變其他特別ノ事情ニ因リ更ニ料金ノ引上ヲ必要トスル場合ハ別ニ市ノ承認ヲ求ムヘシ

第7條　會社ハ市有又ハ市ノ管理ニ屬スル道路橋梁公園其ノ他ノ土地營造物ニ供給スル瓦斯料ニ限リ普通料金ヨリ2割引ヲ減スヘシ

第8條　會社ハ每決算期ニ於ケル總益金ヨリ總損金ヲ差引キタル殘額ノ100分ノ6ニ相當スル金額ヲ市ニ納附スルモノトス但總損金中ニハ各種ノ積立金及賞與金其ノ他之ニ類スル支出ヲ包含セス、前項ノ納附金ハ納附金額通知ノ日ヨリ15日以內ニ完納スヘシ

第9條　會社ノ積立金及賞與金其ノ他之ニ類スル支出ハ通シテ總純益金ノ100分ノ15ヲ超過スルコトヲ得ス

第10條　會社ハ市ノ要求アルトキハ第6條及第8條ノ計算ヲ證明スルノ責アルモノトス

第11條　市ハ前條ノ場合ニ於テ其ノ計算ノ當否ヲ調査スル必要アルトキハ會社ニ對シ營業ノ報告ヲ求メ又ハ會社ノ帳簿財產諸般ノ文書ヲ檢査スルコトヲ得

第12條　左ノ各號ニ付テハ會社ハ豫メ市ノ承認ヲ受クヘキモノトス

1、會社ノ資本金ヲ增加シ又ハ減少スルコト

2、拂込資本ノ4分1以上ノ社債又ハ借入金ヲ爲スコト

3、會社ト財產ヲ以テ義務履行ノ擔保ニ供スルコト

4、會社ノ營業種目ヲ變更シ又ハ本契約期間內ニ廢業スルコト

第13條　市ニ於テ會社ノ營業物件ノ全部ヲ買收セントスルトキハ會社ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

本契約期間內ニ於ケル買收價格ハ東京市內ノ株式取引所ニ於ケル會社株式ノ既往5箇年間平均相場ニ依ル但其ノ平均相場右5箇年間の利益配當平均年額ノ20倍以上ナルトキハ其20倍額ヲ以テ買收價格ト定ム契約期間滿了後ニ於ケル買收價格ハ會社最近ノ財產目錄ニ記載シタル價格ニ依ルモノトス

第14條　前條ノ買收價格其他本契約ノ効力及履行上ニ附市ト會社トノ意見一致セサルトキハ双方ヨリ協議委員各二名ヲ選定シ其多數ノ決定スル所ニ依リ若シ其協議委員ニ於テ尙決定シ得サルトキハ協議委員ノ選定シタル一人ノ裁決ニ依リテ之ヲ決ス

第15條　本契約有効期間ハ滿30箇年トス

第16條　左ノ場合ニ於テハ市ハ本契約ヲ解除スルコトヲ得

1、會社カ正當ノ理由ナクシテ6箇月以上市ノ注意ヲ無視シ本契約ノ義務ヲ履行セサルトキ

2、1箇月以上休業シタルトキ

前項契約解除ノ場合ニ於テハ會社ハ市指定ノ期間内ニ第1條ノ理由其ノ他ノ裝置ヲ撤却シ原形ニ復スヘシ若シ之カ履行セサルトキハ其ノ物件ハ當然市ノ所有ニ歸シ尚損害アルトキハ會社ハ之ヲ賠償スヘシ

第17條　法令ノ結果本契約消滅ニ歸シ又ハ其條項ニ變更ヲ及ホスコトアルモ會社ハ市ニ對シ何等ノ要求ヲ爲ササルモノトス

第18條　此契約ハ市カ市會ノ議決ヲ經及會社カ株主總會ノ承認ヲ得タル日ヨリ其効力ヲ發生スルモノトス

(明治44年12月27日株主總會承認)

契約附屬覺書

明治44年11月25日東京市長ト東京瓦斯株式會社取締役トノ間ニ締結シタル契約ノ趣旨ヲ明ニスル爲當事者間ニ此覺書ヲ取換置クモノトス

1、本契約締結ノ日ニ於テ現ニ會社及千代田瓦斯株式會社トノ需要者トノ間ニ存シタル瓦斯料金又ハ計量器使用料等ニ關スル特別契約ハ其儘合併後ノ會社ニ於テ之ヲ繼承シ合併ノ結果ニ依リ需要者ノ負擔ヲ增加スルヲ得サルモノトス。

2、瓦斯導管瓦斯引用裝置及取附工事費ハ從前通リ會社ノ負擔トス但特別ノ設計又ハ工費ヲ要スルモノハ此限ニ在ラス

3、契約第6條ノ實施ニ關スル方法ハ市ト會社トノ協議ニ依リ別ニ規定ヲ設クルモノトス

4、前項ノ實施ニ際シテハ會社ハ特ニ留意シテ其効果ヲ擧クルニ努メ且其ノ標準年率其他ニ對シテハ他日更ニ考慮ノ機會アルヘキヲ期ス

5、契約第4條ノ瓦斯事業トハ天然瓦斯ヲ含マサルモノトス

6、契約第5條ノ瓦斯料金及同第8條ノ納付金ニ關スル規定ハ明治45年1月1日ヨリ實施スルモノトス

7、契約第8條ノ總損金中ニハ從前通リ減價償却金ヲ包含スルコトヲ得但其割合ハ從來ノ比率ヲ超過スルコトヲ得サルモノトス

8、契約第9條ノ積立金及賞與金其他之ニ類スル支出ハ補塡金償却基金其他何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ハラス會社ノ配當金額ニ影響スヘキ總テノ控除金ヲ包含スルモノトス

ロ、契約締結後附加セラレタル條件

(1) 瓦斯料金率改定方法ニ關スル協定書

本市ト東京瓦斯株式會社トノ間ニ明治44年11月25日締結シタル契約第6條ノ實施ニ關シ左ノ通リ協定スルモノトス

協　定　書

明治44年11月25日東京市長ト東京瓦斯株式會社ト交換シタル覺書第3條ニ基キ同日締結シタル契約第6條ノ實施ニ關スル方法ヲ協定スルコト左ノ如シ

1、契約第6條ニ於テ過剩額ト稱スルハ契約第8條ノ納付金ヲ控除シタル額カ拂込資本額ニ對スル年率9分ノ配當金及第9條制限内支出金ノ合計額ニ對シ超過シタル場合ノ差額ヲ指シタルモノトシ之ニ達セサル場合ノ差額ヲ同條ノ所謂不足金トス

2、瓦斯料金率改定ノ標準ト爲スヘキ契約第6條ノ過剩額及不足金ハ會社ノ上半、下半兩營業期ヲ通シテ計算スルモノト

3、契約第6條ニ依リ瓦斯料金率ノ改定ヲ爲ス場合ニ於テ新料金率算定ノ標準ト爲スヘキ瓦斯數量ニ過剩額若クハ不足金ヲ生シタル當該營業期ノ製造所發送數量ヨリ其四割ヲ減シタル數量ニ依ルモノトス

4、契約第6條ノ過剩額又ハ不足金ハ本協定第1及第2ニ基キ算出シタル金額ニ依ルノ外他ニ一切ノ增減ヲ加ヘサルモノトス

5、契約第6條ニ依リ瓦斯料金率ノ改定ヲ爲ス場合ニ於テ1,000立方呎ニ對スル算出額ニ一錢未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ引上又ハ引下共ニ四捨五入ノ法ニ依リ計算スルモノトス

6、點火契約ニ依ル街頭及飾點火其他特殊ノ供給ヲ爲ス場合ノ料金率竝特殊割引契約ニ係ル需要家ニ供給スル瓦斯料金率ハ契約第6條ノ範圍外トス

7、改定瓦斯料金率ノ適用ハ每2月1日ヨリ始マルモノトス

8、大正3年2月1日ヨリ改定スヘキ瓦斯料金率算定ノ標準ハ本協定第2ニ拘ラス大正2年7月ヨリ同年12月ニ至ル下半期間ノ實績ニ依ルモノトス

本協定ヲ證スル爲本書2通ヲ作製シ東京市長及東京瓦斯株式會社取締役各其1通ヲ保有スルモノトス

(2　東京瓦斯株式會社報償契約書附屬覺書變承更認ノ件

本市ト東京瓦斯株式會社ト左ノ覺書ヲ交換スルモノトス

覺　書

明治44年11月25日東京市長ト東京瓦斯株式會社取締役トノ間ニ締結シタル契約ノ趣旨ヲ明ニスル爲當事者間ニ取換置キタル契約附屬覺書中其ノ第2ハ左記瓦斯供給條件ヲ主務大臣ニ於テ認可シタル日ヨリ其ノ効力ヲ失フモノトス

前項ノ瓦斯供給條件ニ關シ更ニ會社カ將來主務大臣ニ認可ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ會社ハ豫メ市ノ內諾ヲ得ヘキモノトス

本覺書ハ市カ市會ノ議決ヲ經會社カ役員會議ノ承認ヲ得タル日ヨリ其ノ効力ヲ生ス

記

1、瓦斯供給ニ要スル瓦斯導管引込コツクハ會社ノ負擔トス但シ引込管(專用又ハ共用)及屋外管ヲ通算シテ1需要者ニ附12米ヲ超過スル部分、屋內管竝機械器具類ハ需要者ノ負擔トス其ノ維持修繕及位置變更ニ附亦同シ

2、瓦斯メートルハ會社ノ負擔ヲ以テ之ヲ取附ケ需要者ハ從前通リ一定ノ使用料ヲ支拂フモノトス

3、遠隔ノ場所ニ引込ム爲特ニ瓦斯本管ノ延長ヲ要スルトキハ其費用ノ全部又ハ一部ヲ需要者ノ負擔トスルコトアルヘシ

4、普通ノ引込設備ニシテ需要者ノ希望アルトキハ引込管、屋外管及屋內管共會社ノ負擔ト爲スコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ需要者ハ第1號但書所定ノ延長ノ超過スル部分竝屋內管ニ對シ一定ノ賃貸料ヲ支拂フモノトス

前項ノ賃貸料ハ豫メ市長ノ內諾ヲ經ルコトヲ要ス

二　大阪市

イ　大阪市對大阪瓦斯株式會社ノ報償契約

明治36年8月6日大阪市（以下單ニ市ト稱ス）ト大阪瓦斯株式會社（以下單ニ會社ト稱ス）トノ間ニ左ノ契約ヲ締結ス

第1條　會社ハ道路、橋梁及公園ニ於テ公共用ニ供スル瓦斯代ニ附市ニ對シ普通料金ヨリ2割ノ割引ヲ爲ス可キ事

第2條　會社ハ開業ノ日ヨリ滿50箇年ノ後ニ至リ市ノ希望ニヨリ買收ニ應ス可キ事

前項ノ價格ハ大阪市內ノ株式取引所ニ於ケル會社株式ノ其時ヨリ前3箇年ノ平均相場ニ依ル但シ其平均相場カ右3箇年間ノ利益配當平均年額20倍以上ナルトキハ其20倍額ヲ以テ買收價格ト定ムヘシ

第3條　會社ハ其純益金ノ100分ノ5ニ相當スル金額ヲ市ニ納付ス可キ事

前項ノ純益金ハ各事業年度ニ於ケル總益金ヨリ總損金ヲ引去リタルモノトス但シ總損金中ニハ各種ノ積立金及賞與金其他之ニ類スル支出ヲ包含セサルモノトス

損益計算ハ會社ニ於テ證明ノ責アルモノトス

第4條　會社カ純益金中前條ノ納付金ヲ控除シタル殘額ヨリ拂込資本額ニ對シ年1割2分ニ相當スル金額竝ニ法定準備金最低額ヲ差引キ過剩金アルトキハ其ノ過剩金ノ4分ノ1ニ相當スル金額ヲ前條ノ外市ニ納付スル事

但法定準備金ノ差引ハ會社カ資本金4分ノ1ニ相當スル準備金ヲ有スルニ至リタルトキハ之ヲ止ムルモノトス

第5條　會社カ開業ノ日ヨリ5箇年ノ後ニ於テ瓦斯代價ヲ引上ケントスル場合ニハ其都度市ト協議ス可キ事但協議不調ノトキハ市及會社ニ於テ各自2名ノ調停委員ヲ選定シ其裁決ニ從フヘク萬一其調停委員ノ意見一致セサルトキハ該委員4名ニ於テ更ニ選定スル1名ノ判定者ノ裁決ニ依リ之ヲ決ス

第6條　會社ノ資本增加會社株券拂込額ノ半額以上ノ社債募集及會社ノ合併ノ場合ハ會社ヨリ市ニ協議ス可キ事若シ協議不調ノ場合ニハ前條但書ニ據リ調停委員名又ハ判定者名ノ裁決ニ從フヘキ事

第7條　市ハ一般ノ市稅ヲ除ク外瓦斯事業ニ關シ特許料免許料又ハ何等ノ料金若クハ特別稅ヲ賦課徵收セサルモノト

第8條　市ハ其所有又ハ管理スル道路、橋梁及土地等ノ使用及工作用物等ノ附替其他ニ關シ正當ナル充分ノ便宜ヲ無償ニテ會社ニ與フ可キ事但市ニ於テ會社ニ對シ便宜ヲ供スル爲メ特ニ要スル費用ハ會社ニ於テ負擔シ又之カ爲ニ市ノ受ケタル損害ハ會社ニ於テ賠償スルモノトス

第9條　市ハ自ラ瓦斯事業ヲ經營セス又他ニ向テ瓦斯會社ノ設立ヲ承認セサル事

ロ　契約締結後附加セラレタル條件

(1) 大正6年11月27日成立條件

1、現在實施ノ「メートル」料金ハ瓦斯料金値上ト同時ニ其徵收額ノ3分ノ1ヲ減少シ瓦斯料金復舊後ト雖モ增加セサルモノトス

2、將來會社使用ノ石炭代價10,000斤ニ付50圓以下ニ低下シタルトキハ當然値上以前ノ料金ニ復舊スルモノトス

(2) 大正7年12月24日成立條件

1、會社ノ供給スル瓦斯ノ熱量ハ1立方呎ニ付キ480英單位以上トシ其ノ壓力ハ水栓1吋5分ヲ下ラサルコト

2、大阪市長ノ檢査ニ依リ熱量又ハ壓力カ前條ノ標準ヲ下リタルモノト認ムルトキハ不可抗力又ハ會社ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ基ク場合ヲ除キ會社ハ需要家全體ニ對シ右低下ヲ示シタル日1日毎ニ其ノ月ノ瓦斯料金ノ30分ノ1宛ヲ徵收スルコトヲ得サルコト

(3) 大正10年9月13日成立條件

1、工業動力用瓦斯使用料金ハ1,000立方呎ニ附金2圓35錢以下ニ引下クルコト

2、前項以外ノ瓦斯料金ハ1,000立方呎ニ附キ金3圓以下ニ引下クルコト

3、會社使用ノ石炭時價10,0000斤ニ付キ70圓以下ニ低落シタルトキハ大正7年12月値上以前ノ料金ニ引下クルコト

4、大正7年12月値上以前ノ料金ニ復舊スルニ至ルマテハ會社ノ利益金ニシテ、年1割ノ配當ヲナシ尙22,000圓以上ノ餘裕アル場合ハ之ヲ次期ニ繰越シ之ニ相當スル料金ヲ引下クルコト

5、大正7年12月24日付ヲ以テ本市ノ發シタル回答書左記第5項第6項及大正6年11月27日付ヲ以テ本市ノ發シタル回答書ノ條件ハ今後ニ於テ遵守スヘキコト

三　京都市

イ　京都市對京都瓦斯株式會社の報償契約（明治44年6月21日締結）

京都市（以下單ニ市ト略稱ス）ト京都瓦斯株式會社發起人村井吉兵衛外23名總代奧繁三郎トノ間ニ瓦斯

傳送管敷設ノ爲市ノ管理ニ屬スル道路及水路上等ノ使用ニ關シ左ノ契約ヲ締結ス、但シ京都瓦斯株式會社（以下單ニ會社ト略稱ス）ノ成立セサルトキ又ハ其創立セサルトキハ又ハ創立總會ニ於テ左ノ各條ヲ承認セサルトキハ此ノ契約ハ當然其ノ効力ヲ失フモノトス

第1條　會社ハ道路、橋梁、公園其ノ他市有財產又ハ營造物ニ供給スル瓦斯料トシテ市ニ請求スル金額ハ普通料金ヨリ2割ヲ減スヘシ

第2條　會社ハ每決算期ニ於ケル總益金中ヨリ總損金ヲ控除シタル殘額ノ100分ノ5ニ相當スル金額ヲ株主總會終了後7日以內ニ市ニ納付スヘシ但各種ノ積立金及賞與金等ハ之ヲ總損金中ニ算入セス會社ハ前項ノ計算ニ關シ立證ノ義務ヲ負フ

第3條　會社ノ總益金中ヨリ總損金ヲ控除シタル殘額ヨリ前條ノ納付金最少法定準備金及拂込株金ニ對スル年率1割2分ノ配當金ヲ控除スルモ尙餘剩アルトキハ會社ハ其剩餘額ノ4分ノ1ニ相當スル金額前條ノ納付金ト共ニ市ニ納付スヘシ

前項法定準備金ノ控除ハ會社カ既ニ資本金額ノ4分ノ1ニ相當スル準備金ヲ有スルニ至リタルトキハ之ヲ止ムルモノトス

第4條　市ハ會社ノ營業開始後3箇年ハ前2條ノ納附金ヲ免除スルモノトス

第5條　京都府カ其費用負擔ニ屬スル官有土地水面ノ使用ニ對シ會社ヨリ使用料ヲ徵收スル場合ニ於テ市ハ之ニ相當セル金額ヲ前3條ニ依ル納附金ヲ限度トシテ該納附金中ヨリ減額スルモノトス

第6條　會社カ資本金ヲ增加シ又ハ資本金ノ半額ヲ超ユル社債ヲ募集シ若クハ第4條ノ期間經過ノ後瓦斯ノ代價ヲ增額セントスルトキハ市ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

前項ノ協議調ハサルトキハ市及會社ヨリ選出スル各3名ノ委員ヲシテ多數決ノ方法ヲ以テ之ヲ決定セシム仍ホ決定スルコト能ハサル場合ニ於テハ該委員ノ選出スル1名ノ判定者ノ裁決スル所ニ依ル

第7條　會社開業ノ日ヨリ25箇年ヲ經過シタル後ニ於テ市カ會社ノ營業ノ全部又ハ一部ヲ買收セントスルトキハ會社ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

前項ノ買收價格ハ京都市內ノ株式取引所ニ於ケル既往3箇年間ノ平均相場ニ依リテ之ヲ定ム若シ其平均相場カ會社ノ既往3箇年間ノ平均配當年率ノ20倍以上ナルトキハ其20倍以上ヲ以テ買收價格ノ標準トス

第8條　市ハ一般ノ市稅ヲ除クノ外會社ニ對シ特許料、免許料其他ノ料金又ハ特別稅ヲ課セサルモノトス

第9條　市ハ其ノ所有又ハ管理ニ屬スル道路、橋梁、土地等ノ使用又ハ工作物其ノ他ノ物件ノ附替等ニ關シ正當ノ便宜ヲ無償ニテ會社ニ付與スルモノトス但シ之カ爲特ニ要スル費用及之カ爲ニ市ノ被ムル損害ハ會社ノ負擔ニ歸スルモノトス

第10條　市ハ自ラ新ナル瓦斯事業ヲ經營セス且他ノ瓦斯事業企畫者ニ對シテ道路等ノ使用ヲ許可セサルモノトス但會社カ正當ノ事由ナクシテ公益ノ爲メニスル市ノ要求ニ反シ瓦斯供給事業ノ經營ヲ完成セサルトキハ此限ニ在ラス

ロ　契約締結後附加セラレタル條件

大正9年3月18日成立條件

1、瓦斯會社ノ供給スル瓦斯ハ「メートル」ノ「インレツト」ニ於テ壓力水栓10吋2分ノ1ヲ下ラサルコト

2、熱量ノ最低300英單位1箇月平均熱量325英單位以上タルヘキコト

3、會社使用ノ石炭代價10.000斤ニ付キ100圓以下ニ低落シタルトキハ本市ト協議ノ上相當料金ヲ引下クルコト

4、瓦斯ノ供給狀態ハ其品質成分壓力ヲ勉メテ不變的ニナラシムルコト

5、京都市長ノ檢査ニ依リ壓力水栓1吋2分ノ1熱量1箇月平均325英單位ヨリ低下セサルモノト認ムルトキハ不可抗力又ハ會社ノ責ニ歸スヘカラサル事由ニ基ク場合ヲ除キ會社ハ熱量低下ノ場合ニハ平均熱量數ヲ以テ相當セル料金ヲ除シ之ニ低下セル熱量數ヲ乘シタルモノノ2倍ニ相當スル金額ヲ壓力低下ノ場合ニハ10分ノ1吋ヲ減スル每ニ1箇月料金ノ15分ノ1ニ相當スル金額ヲ違約金トシテ本市ニ納付スルコト

6、會社ノ供給スル瓦斯ノ熱量カ350英單位乃至400英單位以上トナリタル場合ニ於テハ相當料金ノ變更ヲ市ニ協議スルコトヲ得

四　神戶市

イ　神戶市對神戶瓦斯株式會社の報償契約

明治40年3月31日神戶市（以下單ニ市ト稱ス）ト神戶瓦斯株式會社（以下單ニ會社ト稱ス）トノ間ニ左ノ契約ヲ締結ス

第1條　會社ハ各決算期每ニ市ニ於ケル瓦斯供給ヨリ生スル純益金ノ100分ノ5ニ相當スル金額ヲ市ニ納付スルモノトス

前項ノ純益金ハ各決算期ニ於ケル瓦斯供給ヨリ生スル總益金ヨリ總損金ヲ控除シタルモノトス但シ總損金中ニハ瓦斯供給ニ關スル正當ナル減價償却金ノタメ各種ノ積立金及賞與金其ノ他之ニ類スル支出ヲ包含セサルモノトス

市ニ於ケル純益金トハ市外ニ對シ瓦斯ヲ供給スル爲メ生シタル純益金ヲ控除シタルモノヲ謂フ但シ其控除方法ハ市ノ內外ニ區別シタル瓦斯供給量ノ歩合ニ依リ市外ノ分ハ其ノ2割ヲ減シタルモノヲ總純益金ニ乘シ得タル金額ヲ控除スルモノトス

會社ハ各決算期每ニ市ノ內外ニ區別シタル瓦斯供給量ヲ屆出テ市長ノ承認ヲ受クルモノトス

第2條　會社ハ純益金中前條ノ納付金ヲ控除シタル殘額ヨリ拂込資本額ニ對シ年1割2分ニ相當スル金額竝ニ法定準備金ヲ控除シ尙過剩金アルトキハ其過剩額ノ4分ノ1ニ相當スル金額ヲ前條ノ外市ニ納付スルモノトス

前條及本條納付金ハ會社ノ定時總會ニ於ケル決算認定後15日以內ニ納付スルモノトス

第3條　會社ハ市ノ要求アルトキハ前2條ノ計算ヲ證明スルノ義務アルモノトス

第4條　市ハ前條ノ場合ニ於テ其ノ計算ノ當否ヲ調査スルノ必要アルトキハ會社ニ對シ營業ノ報告ヲ求メ又ハ會社ノ帳簿財產營業ノ狀況ヲ檢査スルコトヲ得ルモノトス

第5條　會社ハ市ノ請求ニ依リ道路、橋梁其他市ノ營造物ニ供給スル瓦斯料ハ普通料金ヨリ2割ヲ減スルモノトス

第6條　會社ハ市ノ承認ヲ受クルニアラサレハ營業種目ノ增減變更資本ノ增減會社ノ合併若クハ營業物件ヲ義務履行ノ擔保ニ供シ又ハ會社株金拂込額ノ半額以上ノ社債ヲ募集スルコトヲ得サルモノトス

第7條　市ハ其所有又ハ管理スル道路、橋梁、堤塘、公園工作物ニ對シ會社ニ於テ營業上必要ナル埋管其他ノ裝置ヲ爲スコトヲ承諾スルモノトス

第8條　會社ニ於テ前條ノ土地工作物ヲ使用セントスルトキニハ豫メ設計書ヲ提出シ市ノ許可ヲ受ケ其命令ニ從フモノトス

但シ會社事業ノ爲メ特ニ市ノ施設ヲ要スル場合ハ其費用及之レカ爲メニ市ノ受ケタル損害ハ會社ニ於テ賠償スルモノトス

第9條　市ハ一般ノ市稅ヲ除ク外第7條ノ使用ニ對シ何等ノ料金又ハ市稅ヲ賦課徵收セサルモノトス、但シ瓦斯供給以外ノ事業ニ對シテハ此限リニ在ラス

第10條　市ハ本契約ノ有効期間內ニ於テ市自ラ瓦斯事業ヲ經營セス又新ニ生スル瓦斯事業者ニ對シ第7條ノ承認ヲ與ヘサルモノトス

第11條　會社ハ其存立期間滿了ノ際市ノ希望ニヨリ其營業ノ全部及之ニ必要ナル物件全部ノ買收ニ應スルモノトス

會社カ存立期間中ニ於テ廢業シ又ハ其營業物件ノ全部若クハ一部ヲ讓渡セントスルトキハ市ハ他ニ優先シテ之ヲ讓受クルノ權利アルモノトス

前2項ノ場合ニ於テ會社ノ營業種目中直接瓦斯供給ニ關係ナキ事業竝ニ之ニ必要ナル物件ハ市ノ意見ニ依リ當然之ヲ排除スルコトヲ得

第12條　前條ノ場合ニ於テ營業全部ノ買收價格ハ公ノ市場ニ於ケル會社株式ノ3箇年平均相場ニ依ル但シ平均相場カ右3箇年間ノ利益配當平均年額ノ20倍以上ナルトキハ其20倍額ヲ以テ買收價格ト定ム、營業一部ノ買收價格ハ市會社双方ヨリ同數ノ評價人各2人ヲ選出シ其多數ノ決定スル所ニ依ルモノトス、若シ評價人ノ評價額決定セサルトキハ該評價人ノ選定シタル評價人ノ評價額ニ依ルモノトス

第13條　本契約ノ有効期間ハ締結ノ日ヨリ40箇年トス

第14條　下ノ各號ノ1ニ該當スル場合ニ於テ本市ハ契約ヲ解除スルコトヲ得

1、會社カ本契約ノ義務ヲ履行セサルトキ

2、一箇月以上休業シタルトキ

前項契約解除ノ場合ニ於テハ會社ハ市ノ指定シタル期間內ニ於テ第7條ノ埋管其他ノ裝置ヲ撤去シ原形ニ復スルモノトス若シ之カ履行セサルトキハ物件ハ當然市ノ所有ニ歸シ尙損害アルトキハ之カ賠償ニ應スルモノトス

第15條　法令ノ結果契約ノ無効ニ歸シ又ハ其條項ニ變更ヲ及ホスコトアルモ會社ハ市ニ對シ何等ノ要求ヲナササルモノトス

五　名古屋市

イ　名古屋市對名古屋瓦斯（東邦瓦斯と改稱）株式會社の報償契約

明治40年5月13日名古屋市（以下單ニ市ト稱ス）名古屋瓦斯株式會社（以下單ニ會社ト稱ス）トノ間ニ左ノ契約ヲ締結ス

第1條　會社ハ市ノ所有又ハ管理ニ屬スル道路、橋梁及營造物其ノ他ノ市有物件若クハ市ノ補助スル事業ニ對シ供給スル瓦斯料ハ普通料金ヨリ4割ヲ減スヘキモノトス

第2條　會社各決算期毎ニ市內ニ供給スル瓦斯ヨリ生スル純益金ノ100分ノ5ニ相當スル金額ヲ市ニ納付スヘキ事

前項ノ純益金ハ各決算期ニ於ケル總益金ヨリ總損金及法定積立金ヲ控除シタルモノトス但會社カ資本ノ4分ノ1ニ相當スル準備金ヲ有スルニ至リタルトキハ積立金ノ控除ハ之ヲ爲ササルモノトス

會社重役ノ賞與金ヘ前項總損金ノ內ニ算入セサルモノトス

本條ノ納付金ハ決算認定後15日以內ニ完納スルモノトス

第3條　會社ハ市ノ要求アルトキハ前2條ノ損益計算ヲ證明スルノ義務アルモノトス

第4條　市ハ前3條ノ場合ニ於テ其計算ノ當否ヲ調査スルノ必要アルトキハ會社ニ對シ營業ノ報告ヲ求メ又ハ會社ノ帳簿財產營業ノ狀況ヲ檢査スルコトヲ得ルモノトス

第5條　市ハ其所有又ハ管理スル道路、橋梁、堤塘、公園其他ノ土地工作物ニ對シ會社ノ營業上必要ナル埋管其他ノ裝置ヲ爲スコトヲ承認スルモノトス

第6條　會社ニ於テ前條ノ土地工作物ヲ使用セントスルトキハ豫メ設計書ヲ提出シ市ノ許可ヲ受ケテ其命令ニ遵フモノトス但シ會社ノ事業ノ爲メ特ニ市ノ施設ヲ要スル場合ハ其費用及之レカ爲メニ市ノ受ケタル損害ハ會社ニ於テ負擔賠償スルモノトス

第7條　市ハ一般ノ市稅ヲ除クノ外第6條ノ使用ニ對シ何等ノ料金又ハ市稅ヲ賦課徵收セサルモノトス

第8條　市ハ本契約有効期間中ハ自ラ瓦斯事業ヲ經營セス又新ニ生スル瓦斯事業者ニ對シ第6條ノ承諾ヲ與ヘサルモノトセ

第9條　會社ハ本契約締結ノ日ヨリ滿25箇年ヲ經過シタル後市ノ希望ニ依リ市ノ營業及之ニ必要ナル物件全部ノ買收ニ應スルモノトス

會社ニ於テ存立期間中廢業ヲ爲シ又ハ其ノ營業物件ノ全部若クハ一部ヲ讓渡セムトスルトキハ市ハ他ニ優先シテ之ヲ讓受クルノ權利アルモノトス

第10條　前條營業全部ノ買收價格ハ本市內公ノ市場ニ於ケル會社株式ノ3箇年平均相場ニ依ル但シ其平均相場カ右3箇年間ノ利益配當平均年額20倍以上ナルトキハ其20倍額ヲ以テ買收價格ト定ム。

營業一部ノ買收價格ハ市、會社双方ヨリ評價人各2名ヲ選出シ其多數ノ決スル所ニ依ル若シ評價人ノ評價格決セサルトキハ該評價人ノ選定シタル評價人ノ評價額ヲ以テ定ム

第11條　會社ニ於テ瓦斯料金ノ引上ケ、營業種目ノ增減變更、資本ノ增減、會社株金拂込額ノ半額以上ノ社債ノ募集、會社ノ合併、若クハ營業物件ヲ義務履行ノ擔保ニ供セムトスルトキハ市ト協議シテ其承認ヲ得ルモノトス

前項ノ協議調ハサルトキハ前條第2項ノ例ニ準シ調停委員ヲ選出シテ其調停ニ依ル第1項ノ外瓦斯料金ヲ變更シタルトキハ其都度市ニ報告スルモノトス

第12條　本契約有効期間ハ本契約締結ノ日ヨリ向フ25箇年間トス

第13條　左ノ各號ノ1ニ該當スル場合ニ於テハ市ハ本契約ヲ解除スルコトヲ得

1、會社カ本契約ノ義務ヲ履行セサルトキ

2、會社設立登記ノ日ヨリ2箇年以內ニ營業ヲ開始セサルトキ

3、1箇月以上休業シタルトキ

前項契約解除ノ場合ニ於テハ會社ハ市指定ノ定期間內ニ第6條ノ埋管其他ノ裝置ヲ撤去シ原形ニ復スルモノトス

若シ之ヲ履行セサルトキハ其物件ハ當然市ノ所有ニ歸シ尙損害アルトキハ之レカ賠償ニ應スルモノトス

第14條　法令ノ結果本契約無効ニ歸シ又ハ其條項ニ變更ヲ及ホスコトアルモ會社ハ市ニ對シ何等ノ要求ヲ爲ササルモノトス

ロ　契約締結後附加セラレタル條件

(1) 大正6年11月28日成立條件

會社ハ現在使用スル石炭平均價格10.000斤ニ付金133圓4錢ナルモ爾後石炭價格低下シタルトキハ下ノ割合ニヨリ料金ヲ變更スルモノトス

1、炭價（市價）90圓以下ニ低價シタルトキハ每1,000立方呎ニ付金20錢ノ値下ヲナス事

2、炭價（市價）60圓以下ニ低價シタルトキハ復舊スル事

3、前項ノ炭價ハ市長ノ認定スル所ニ據ル

(2) 大正9年3月16日成立條件

1、會社ノ現在使用スル石炭平均價格10,000斤ニ付金179圓40錢ナルモ爾後原料用石炭價格（公ノ相

場）135圓以下ニ低下シタルトキハ市ト協定シ相當料金ニ引下クルモノトス

2、會社ノ供給スル瓦斯ノ熱量ハ當時400英熱量（東西各大都市ノ當該會社ノ平均熱量ヲ下ラサルコト）ノ標準ヲ保ツ事

若シ1箇年平均此ノ標準ヨリ著シク低下シタルトキハ料金ノ引下ケヲ爲サシムルモノトス

3、會社瓦斯製造及配給設備ヲ速ニ完成シ其ノ供給ヲ充分ナラシムルコト

第一表　瓦斯事業概況

府縣別	事業者	代表者	本社又ハ營業所位置製造所	事業許可年月	供給區域	供給方式	本枝管敷設延長2吋以上（米）	レトルト數（本）	瓦斯溜基數	瓦斯溜容量（立方米）
東京市	東京瓦斯株式會社	岩崎清七	麹町區丸ノ内1ノ6	明治18.10	東京市	高	4,029,732	(1) 112 (2) 428 水性 4 混成 2	2	113,000
			(1) 芝區南濱町		荏原郡、豊多摩郡、北豊島郡、南葛飾郡、南足立郡及北多摩郡ノ一部			(3) 416 水性 4	2	127,000
			(2) 北豊島郡千住町					(4) 54 室 78 水性 4 混成 2	2	60,000
			(3) 深川區上大島町					(5) 室 35 水性 2	2	198,000
			(4) 荏原郡大森町	18.10	神奈川縣川崎市全部			(6) 室 72	1	74,000
			(5) 南葛飾郡砂町	18.10	橫濱市鶴見區内	低		(7) —	1	142,000
			(6) 橫濱市鶴見區鶴見町		ノ一部			(8) —	—	85,000
			(7) 淀橋供給所		埼玉縣川口町			(9) —	1	85,000
			(8) 澁ノ川供給所							
			(9) 目黒供給所							
大阪市	大阪瓦斯株式會社	片岡直方	大阪市北區堂島濱通	29.10	大阪市（但シ新淀川以後ノ地ヲ除ク）	高	1,526,588	(1) 288 水性 4 室 56	3	149,617
			(1) 同　西區岩崎町	38.10	北河内郡中河内郡南河内郡	低		(2) 水性 4 室 73 低温 3	2	143,801
			(2) 同　此花區川岸町							
京都市	京都瓦斯株式會社	隅田　保	京都市下京區中堂寺坊城町	42.2	京都市伏見市及紀伊郡深草町其他	高	613,583	(1) 144 水性 2	3	50,970
			(1) 同　所			低		(2) 60 水性 2	1	35,396
			(2) 同　下京區中堂寺栗田町	43.9						
神戸市	神戸瓦斯株式會社	小曾根貞松	神戸市相生町5丁目	31.6	神戸市及武庫郡一圓	高	676,968	256 室 4	6	159,600
			同市榮町4丁目	32.3		低				
橫濱市	橫濱市瓦斯局	有吉忠一	橫濱市山下町	4.7	橫濱市（内鶴見區ヲ除ク）	高	251,665	ゼトレータ 5	3	51,578
			同　神奈川區西平沼町	5.9		低				
名古屋市	東邦瓦斯株式會社	岡本　櫻	名古屋市中區御器所町同所	40.3 40.10	名古屋市、西枇杷島町、新川町、庄内町、荻野村、守山町	高	588,222	水性 219 2	4	86,500
			一宮市大字一宮	42.2 42.5	一宮市	低	13,696	22	2	1,500
			知多郡半田町	43.2 43.6	半田町、岩成町	低	7,151	9	1	1,400

備考　1. 炙坩用石炭竝骸炭ノタメニ雜用トシテ芝、骸炭1,815噸、千住、石炭6,098噸骸炭40,096噸深川、石ニハ神奈川コークスヨリ買入瓦斯25,382,080立方米ヲ含ム混性瓦斯ハ水性瓦斯中ニ合算セリ、2. 別ニ用トシテ石炭2,375噸骸炭80噸使用ス、低温タール1,416噸42比重ヲ1トシ1噸1竝ノ割合ニテ計算ニ雜用石炭4,618噸骸炭366噸ヲ使用ス別ニ雜用トシテ石炭1,576噸使用
＊印ハ報告ナキニ付不明

第一表　瓦斯事業概況

一晝夜ノ製造能力（立方米）	一年間ノ製造量（立方米）	一年間ノ供給量（立方米）	製造原料 石炭瓦斯用石炭（噸）	製造原料 水性瓦斯骸炭（噸）	副産物ノ種類及數量 骸炭（噸）	副産物ノ種類及數量 タール（杵）	炙坩用石炭（噸）	骸炭（噸）	需用者數（戸） メートル取付數（個）	火口數 内 熱用（%）	火口數 内 爐用（%）	動力（基數）	動力（馬力）	公示熱量k.c. 公示壓力m.m.	瓦斯料金 一千立方呎	瓦斯料金 一立方米（錢）	瓦斯「メートル」賃貸料三爐用（錢）
				43,016	27,440	—									東京市内		
85,000	25,949,484	22,633,066	—		2,733	9,661	—	—	—	—		—	—	—	2.25	—	
391,000	79,902,372	89,266,016	170,464		117,402	—			—	—		—	—	—	7.95	—	
256,000	(水) 22,310,715 56,600,932	63,021,274	8,714 122,700		9,290 87,354	32,979 —			—	—		—	—	—	東京郡部	—	
382,000	(水) 15.523.734 114,443,849	118,588,457	9,339 198,063		6,715 188,955	24,319 —			—	—		—	—	—	2.45 8.65	—	
117,000	(水) 21,374,192 27,153,631	24,847,598	7,938 59,713		8,551 43,502	31,890 —			—	—		—	—	—	同部郡ノ一部	15	
198,000	(水) 1,406,648	—	1,024 —		2,042 —	11,602 —		604,378	604,378	1,440,779 93		50 1,970	3,600 40		—	—	
—	—	—	—		—	—			—	7		—	—		2.65 9.71	—	
—	—	—	—		—	—			—	—		—	—		埼玉縣	—	
—	—	—	—		—	—			—	—		—	—		3.20 11.30	—	
282,036	(水) 73,909,206 10,222,013	107,005,361	168,591 6,771		110,087 8,527	— 31,376		272,474				—	3,700		2.80		10
169,419	15,462,244 (水) 14,421,203		112,972 9,332		81,917 3,305	— —		272,545		＊		—	38		9.89		
107,000	(水) 27,124,391 2,258,965	33,501,189	49,331 2,344		26,728 2,285	— 7,936		75,173	197,931 78			—	3.60		3.00		35
44,911	(水) 5,627,793 1,067,760		10,454 1,124		5,825 448	— 1,460		81,005	22			—	33		10.59		
170,000	45,378,032	42,023,436	74,912 988		45,895 2,960	— 10,763		111,053 111,053	280,809 75 25		32 2,717	3,600 40			3.40 12.01		20
60,000	15,296,519	13,104,575	18,425 188		2,409 1,416	— —		33,047 33,105	63,955 97 3		3 ＊	3,000 45			8.7	—	
149,320	(水) 37,986,280 299,664	36,696,354	87,505 305		65,745 3,717	— 16,965		68,655 69,344	235,668 63 37		19 112	3,600 33			2.97 10.49		30
1,410	532,099	522,611	1,014 —		660 54	— 216		1,243 1,247	5,744 55 45		— —	3,560	市 外		12.89 3.90		30
1,420	259,076	248,923	474 —		308 25	— 119		947 948	3,690 44 56		—	3,560 33			13.77 4.00 14.13		30

炭1,591噸骸炭12,181噸大森石炭4,316噸骸炭1,849噸砂町、石炭6,982噸骸炭1,153噸使用ス、大森製造所製造量中用雜骸炭1,323噸ヲ使用ス、3. 雜用トシテ岩崎町工場ハ石炭15,337噸骸炭332噸含密工場石炭8,457噸ヲ使用、4. セリ、5. 製造量中ニハ混成瓦斯12,685,049立方米ヲ含ミ製造原料中水性瓦斯用トアルハ混成瓦斯用骸炭ヲ示ス、外

第二表　瓦斯事業成績

都市別	事業者	資本金	拂込	社債	積立金	決定	瓦斯固定資本	地所	機械	計量器	計	總
		總額	資本金	借入金		別途		建物	導管	其他		前年度繰越金
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
東京市	東京瓦斯株式會社	100,000,000	100,000,000	—	4,774,000	13,559,533	25,264,443	11,914,764	99,941,197	—
				—	2,447,314	4,732,502	43,406,286	1,003,669		
大阪市	大阪瓦斯株式會社	34,000,000	27,750,000	—	1,197,050	3,638,151	9,560,697	4,229,657	37,539,607	35,187
				1,167,532	—	2,177,801	16,795,799	1,137,502		
京都市	京都瓦斯株式會社	8,000,000	3,000,000	—	536,000	750,977	2,228,475	1,426,506	9,660,359	168,411
				—	751,507	597,328	4,544,965	112,111		
神戸市	神戸瓦斯株式會社	30,000,000	15,000,000	6,000,000	724,624	1,551,262	4,658,804	1,801,184	15,010,441	534,656
				2,000,000	215,244	1,278,850	5,508,904	211,437		
横濱市	横濱市瓦斯局	120,000	797,748	4,492,895	—	627,605	1,653,758	604,910	5,144,310	—
				239,000	—	334,863	1,591,037	332,077		
名古屋市	東邦瓦斯株式會社	24,275,000	13,275,000	10,000,000	205,000	2,722,791	3,203,830	1,644,925	15,769,639	364,508
				—	180,000	457,372	7,648,586	92,135		

第二表　瓦斯事業成績

收入金		營業支出金		利益金分配					營業日數	決算期	備考
瓦斯收入	計	瓦斯製造費	計	公納金	賞與及交際費	配當金	後年度繰越金	計			
副產物收入		營業費		償却金	法定積立金	其ノ他					
其ノ他收入		其ノ他支出									
円	円	円	円	円	円	円	円	円			
26,032,752		16,506,890		653,806	—	8,669,089				6	瓦斯製造費中ニハ神奈川コークスヨリ買入瓦斯 914,718 圓ヲ含ム
8,115,683	38,067,732	6,599,251	24,787,281				—	13,280,451	360		
3,919,232		1,681,140		3,153,679	513,000	290,879				12	
10,315,742		6,421,848		280,446	227,100	3,315,000				6	
3,962,915	14,825,277	1,239,494	9,404,193				44,934	5,421,084	365		
511,403		1,742,851		1,361,604	192,000	—				12	
3,515,034		1,459,180		253,633	121,000	1,120,000				7	
700,506	5,148,466	982,661	2,714,996				174,777	2,433,470	365		
764,515		273,145		472,000	86,000	206,000				1	
4,739,774		1,932,318		184,895	90,000	1,300,000				6	利益分配金中ノ其他ハ增資記念分配金ヲ記載セリ
1,134,667	7,134,753	670,980	4,150,363				453,461	2,984,385	365		
665,686		1,547,090		760,000	74,000	122,026				12	
1,115,148		461,647		—	—	—				3	資本トアルハ資本金拂込、興業資本債ハ市債トス
79,183	1,323,316	276,772	806,025				—	463,291	360		
128,985		121,606		—	—	463,291					
4,965,149		2,337,007		85,401	112,000	1,593,000				3	
1,884,843	8,538,109	970,662	5,207,676				440,032	3,330,433	365		
1,322,609		1,850,007		1,000,000	100,000	—				9	

第三表

横濱市瓦斯事業設備及設備費

種別		設備 市營創設當時			昭和四年		備考	設備費 市營創設當時		昭和五年度末現在	
		單位數量	型式	要項	單位數量	型式	度末現在要項	金額	要項	金額	要項
瓦斯製造設備	瓦斯發生爐	8門	水平式	1日80,000立方呎	7基	レトルトセネレーター式	24時間ニ付 99,108立方米				
	排送機	—	—	—	3〃	ラトウ型廻轉式（タール分離式）	毎時 3,533.5 〃				
	送風機	—	—	—	4臺	—	〃 47,460 〃				
	餘熱利用汽罐	—	—	—	5基	スペンサーボンコート式	毎時蒸發量 12.1噸	—	—	831,338.257	—
	瓦斯洗滌器	—	—	—	4〃	リム式	24時間ニ付 99,000立方米				
	石炭取扱裝置	—	—	—	1〃	—	毎時揚炭量 30噸				
					1〃	クブラクレーン	毎回 1〃				
	其ノ他	—	—	—	—	—	附屬設備一式				
瓦斯製精設備	アンモニア吸收塔	—	—	—	3基	—	24時間ニ付 127,500立方米				
	脫硫器	—	—	—	2〃	乾式	48,133 〃	—	—	141,316.413	—
	其ノ他	—	—	—	—	濕式 —	56,633 〃				
							附屬設備一式				
瓦斯貯藏設備	瓦斯槽	1基	—	容量30,000立方呎	2基	有柱濕式	貯藏量 51,678立方米	—	—	50,630.292	—
	基メートル	—	—	—	2〃	濕式廻轉型	毎時通過量 4,300 〃				
副生物精製設備	タール脫水裝置	—	—	—	1基	遠心分離式	毎時 100ガロン				
	タール蒸溜裝置	—	—	—	1〃	—	一回容量 7噸				
	硫酸アンモニア精製〃	—	—	—	1式	—	24時間ニ付 0.7〃				
	硫酸槽	—	—	—	1基	—	容量 20〃	—	—	86,679.336	—
	タール槽	—	—	—	2〃	—	〃 400〃				
	輕油槽	—	—	—	2〃	—	〃 100〃				
	其ノ他	—	—	—	—	—	附屬設備一式				
瓦斯配給設備	高壓機	—	—	—	2臺	往復動	{壓力 10ポンド				
		—	—	—	1〃	ターボーブロワー	{毎時配送 2,831立方米				
		—	—	—	1〃	横置遠心式	{水栓 700耗				
	吸入瓦斯發生爐	—	—	—	3〃	—	{毎時配送 3,000立方米				
	整壓機	—	—	—	{3〃 {6〃 {1〃	—	{壓力 500立方米				
							{毎時配送 4,500耗				
	構內幹管	—	—	—	—	—	毎時 600立方米				
	幹支管	—	—	2,598.3米	—	—	單式 200耗				
	引込管	—	—	—	—	—	〃 250〃				
	內管	—	—	—	—	—	復式 {100〃 {826米	—	—	2,765.496.963	—
	取付瓦斯メートル	—	—	—	—	—	高壓 230,060.1〃				
	其ノ他	—	—	—	—	—	低壓 299,850.00〃				
							539,551.2〃				
							109,830.9〃				
							40,803個				
							附屬設備一式				

第四表

横濱市瓦斯事業成績

供給區域	供給方式	瓦斯本管埋設延長	一晝夜製造能力	一年間製造量	一年間供給量	瓦斯製造原料數量	副生物種類及產出量 コークス	ター ル	硫酸アンモニア
							瓲	斤	斤
横濱市（鶴見區ヲ除ク）	高 低	299,850	84,942	16,641.787	14,137,060	20,606 166	3,243	1,262	178.69

第五表

横濱市瓦斯事業歲計（1）

（歲入）

歲入總額	經常部 財產ヨリ生ズル收入	使用料及手數料	雜收入	納付金	他經濟繰入金	計
円						円
2,534,829	—	1,186,108	208,219	—	—	1,394,327

第五表

（歲出）

歲出總額	經常部 事務費	供給費	維持費	公金取扱費	雜支出	諸稅及負擔	特別給與金	計
円								円
2,287,031	198,146	436,899	113,211	600	19,004	500	11,787	830,138

第六表

横濱市瓦斯事業收支計算

收入 瓦斯使用料	副生物買却代	其ノ他	計	支出 營業費	製造費	供給費
円						円
1,172,650	106,754	121,764	1,401,170	210,490	473,262	52,624

第七表

横濱市瓦斯事業資產及負債（1）

資產 設備費 用地費	建物費	機械費	導管費	計量器費	內管及器具費	其ノ他	計
円							円
627,605	348,659	1,696,367	1,870,649	765,419	96,447	441,993	5,847,140

第四表

横濱市瓦斯事業成績

需要家戶數	燈熱用總口數	熱用口數% 燈用口數%	街燈臺數	動力用馬力臺數	メートル取付個數	熱量公示M.C.公示K.C.壓力	瓦斯料金ノ立方米	瓦斯メートル料貸賃
40,743	74,938	98.0 2.0	—	3[illegible]	40,803	3,000 45	8.30	—

第五表

横濱市瓦斯事業歲計（1）

（歲入）

臨時部 財產費拂代	繰越金	他經濟繰入金	市債	補償金	雜收入	計
円						円
676	430,609	—	651,667	—	7,550	1,140,502

第五表（2）

（歲出）

臨時部 設備費	公債費	雜支出	設備費本年度支出額	訴訟費	積立金	財產費	瓦斯事業費本年度支出額	區劃整理ニ伴フ工作物ノ整理	計
円									円
48,526	353,140	149,470	—	—	—	—	905,756	—	1,456,892

第六表

横濱市瓦斯事業收支計算

收入 差引利益金	收入增加率	支出增加率	收入對支出割合	收入對利益割合
円			%	%
572,191	0.0583	0.0360	0.5316	0.4033

支出 其ノ他	計
円	円
92,602	828,979

第七表

横濱市瓦斯事業資產及負債（1）

資產 市公債發行差額	預金及現金	未收入金	他經濟繰入	合計
円				円
343,503	247,793	27,329	—	6,465,770

第七表 (2)

負債									
市公債			準備積立金	減損補塡金	他經濟借入	基本金	未拂金	興業資金(利益繰越)	合計
外債	內債	計							
円 3,179,494	円 1,895,000	円 5,074,494	円 —	円 —	円 229,000	円 120,000	円 —	円 1,042,276	円 6,465,770

第八表 横濱市瓦斯事業公債

種別	起債目的	起債額	起債年月日	利率	發行價格	利拂期	償還期	未償還額	昭和六年度以降十箇年間公債償還豫定表										昭和十五年度末未償還額
									昭和六年度	同七年度	同八年度	同九年度	同十年度	同十一年度	同十二年度	同十三年度	同十四年度	同十五年度	
瓦斯事業第四回短期公債ヲ號	瓦斯事業擴張費充當	円 653,300	昭和5年7月25日	0.060	額面百円ニ付 99.75	9月10日 3月10日	自昭和7年度 至同 9年度	653,300	—	—	—	653,300	—	—	—	—	—	—	—

第九表 横濱市瓦斯事業從事員

吏員												雇傭員												合計		
年俸者						月俸者						雇員						傭員								
主トシテ事務ニ從事スル者			主トシテ技術ニ從事スル者			主トシテ事務ニ從事スル者			主トシテ技術ニ從事スル者			主トシテ事務ニ從事スル者			主トシテ技術ニ從事スル者			主トシテ事務ニ從事スルモノ			主トシテ技術ニ從事スル者					
人員	給料年總額	一人當月額	人員	給料年總額	一人當月額	人員	給料年總額	一人當月額	人員	給料年總額	一人當月額	人員	給料年總額	一人當月額	人員	給料年總額	一人當月額	人員	給料年總額	一人當月額	人員	給料年總額	一人當月額	人員	給料年總額	一人當月額
5	円 13,109.19	円 218.48	3	円 5,798.84	円 161.08	68	円 54,790.00	円 67.14	17	円 17,168.03	円 84.16	19	円 10,180.85	円 44.65	—	—	—	28	円 14,493.19	円 43.15	—	—	—	140	円 115,545.07	円 68.78

第十表 横濱市瓦斯事業傭員

員數	勤務			給與關係											
	一箇年作業日數	平均一日勤務時間	一箇年實際作業延人員	定額賃銀			一箇年給與金額				一人當實收金額			摘要
				最高日額	最低日額	平均賃銀	定額賃銀	時間外勤務ニ關ス歩合	定期賞與	諸手當	計	日額	月額	年額	
138	335	10	45,236	円 3.13	円 .65	円 1.75	円 87,769.55	円 18,822.21	円 13,781.00	円 5,548.50	円 125,921.26	円 2.78	円 77.69	円 932.30	賄1,750被服1,839 賄(現金)被服(現品)

第五編　水道事業

第一章　總說

第一　東京市

1　市營創設前の沿革

江戸から東京へと目眩しい發達を遂げて來た東京市の水道はその由緒ある歷史と完備せる施設と相俟つて東京市諸事業中特筆すべきものとなつて居る。

今を距る340年の昔（後陽成天皇の天正18年）德川家康が江戸入府に際して、此の地域つ地盤が低く水質不良である爲將來住民が飮料水に惱まされるであらう事を慮つて、家臣大久保主水に命じて市外井の頭池の湧水を市中に導いて神田上水を造營するに至つた實に東京市上水道の嚆矢である。

其の後63年を經て四代將軍家綱の時代に江戸の繁華に伴つて從來の設備では給水が不足を來すやうになつた爲松平伊豆守に命じて上水改革の任にあたらしめた。即ち多摩川の清流を引用して現在の西多摩郡西多摩村字羽村に取入口を設けて延長10里30町46間の水路を開鑿し市內四谷區大木戶に導水して之より開渠木樋及石樋に依り市中に導いたもので之が現在の玉川水路である。

斯の如く水道開設以後江戸の地には六派の水道があつた。六派とは即ち玉川上水、神田上水、千川上水、三田上水、靑山上水、龜有上水である。

爾後變遷興廢があつて三田、靑山、龜有の三派は200餘年前に廢れ神田上水は新水道施設の結果明治34年6月其飮用を廢すると共に市內の給水を斷つたため今は單に沿岸の水車業及陸軍造兵廠東京工廠に供給するのみとなり、又千川上水は近年迄本鄕、下谷の一部に給水してゐたのが明治40年6月に至つて之が廢止を見た。

1	事業認可年月日	明治23年7月5日
2	事業着手年月日	明治25年12月15日
3	工事竣工年月日	明治44年3月
4	給水開始年月日	明治31年12月1日

2　市營創設後の沿革

明治23年に至つて東京市區改正委員會は大要左の理由に依つて從來の上水施設に改良を加ふることとなつた。

1　水源及水路附近の開發に從ひ水質惡化せること

2　從來使用せる木樋は腐蝕し水質を惡化し又外部より不潔物を浸入せしむること

3　從來の水道の水質を試驗せる結果飮用に適せざることを認めたること

4　惡疫流行せること

5　火災の場合消火用として壓力ある水道を必要としたること

而してその計畫の大要は舊時の玉川上水路を改築利用して同系の水を市外淀橋淨水場に導き此處にて一旦沈澄濾過した後喞筒或は自然流下によつて市中に配水するものである。該工事は明治25年12月に起工して以來前後20有餘年の歲月を費しその全部の竣工を見たのは同44年であつてこの經費は9,183,671圓であつた。然るに此の設備の完成した頃の市の實情は設計當時の豫想と大に異り夏季一日の最大使用料は旣に所定給水能力の 222,612立方米を突破する狀態となつて大擴張の必要を認め大正2年11月擴張事務を開始した此の擴張設備は從來のものと較べて主なる特色は

1　貯水池を設け源水の調節を圖ること

2　水路は全部暗渠又は隧道として途中の蒸發又は滲透を防ぐこと

3　市內の配水には喞筒を用ひず全部自然流下に依ること

等である。工事着手當時は大正8年に全部完成し從來の設備と合して一日約480,841立方米の給水能力を得る豫定であつたが歐洲大戰及大正12年9月の關東大震災等の爲め已むを得ず豫定の工期を延長し、或は工事の繰延を行つて第一期工事に屬する村山貯水池の大部羽村村山線及村山境線全部、境淨水場濾池20面の內12面境和田堀線の大部和田堀淨水池一池配水管約 244,309米等本工事中の主要部分は昭和2年3月竣工した。

此の工費 35,526,753圓餘で、大正13年5月より給水能力は一日約 389,571立方米に增加した。

第二期に屬する工事中復興工事として施行する事になつた村山貯水池の殘工事境淨水場濾過池三面築造、配水本管4,673米新設は大正13年度より施行し昭和4年3月に竣工した、此の工費5,130,000圓である。

以上の樣に當初計畫に依る擴張工事は其大部分竣工し猶殘つて居るのは境淨水場濾過池五面、境和田堀線暗渠 7,047米鋼鐵管 673 米の築造工事配水管約 76,364米の敷設である。

然し近年の多摩川水源に於ける渴水の例によつて見ると、旣設の村山貯水池のみでは原水の調節が不可能であるから村山貯水池の隣地、埼玉縣山口村に約 17,697,638立方米を容るゝ貯水池を設け、尙給水の現況に鑑み和田堀給水場內に淨水池一池築造、水管約 46,909米を追加し、前記擴張計畫に依る殘工事中の境和田堀線及配水管敷設と併せて第二期工事として施行することゝなり、大正15年3月市會の議決を經て本工事及工事に要する經費の起債竝此の公債償還の財源となるべき水道使用料の値上の認可を主務官廳に申請し、工事は昭和2年8月起債及使用料値上は昭和3年3月に夫々認可せられたので昭和2年度中より工事に着手した。

此の第二期工事に要する豫算は 24,642,000圓で昭和7年3月迄に完成する豫定である。

尙前記境淨水場濾過池五面築造工事は之を第三期工事として豫算1,650,000圓を以て昭和7年度に着手 9年度中に完成の豫定である。

以上の擴張工事が完成すれば東京市の水道の給水能力は一日約 480,841立方米となり可成の充實を見る

であるが從來の使用狀態の統計に依れば本工事完成の頃は既に給水の不足を告げるのではないかと豫想せられる。

そこで從來の單一水源のみに據らず江戸川及利根川に水源を求め一日一人 320 立方米を標準として計畫中であるが、尙一面に於ては所謂大東京市に對する給水施設も考慮せねばならぬので共に水道擴張調査委員會を設置して目下調査中である。

第二　大阪市

1　市營創設前の沿革

淀川の流れをくむ難波の都大阪市は古くから水とは密接な關係を持つて來た。然し明治15年大阪府が宮內省御下賜の衞生資金によつて大阪市水道工事の計畫を起さむとした以外は、明治20年頃になつても未だ水道　設備とてはなく剩へ木造り家屋は狹い街路の西側に連檐櫛比して衞生、防火乃至は交通上極めて不安の點が多かつた。そこで或は官憲の調査となり又或は私立衞生會の建議とも成りて遂に明治24年に今日の大阪市の發展を見るに至つた一大原因とも云ふべき水道事業計畫の實現を見るに至つたのである。

即ち第一期の水道は其の基礎を明治24年末現在人口 483,178人に置き一人一日の給水量を三立方尺と假定して克く 610,000人に給水し得る程度に止め他日の必要に依つては 800,000人の給水に應じ得らるゝ擴張の餘裕をもつて計畫したのである。

該工事は明治25年8月1日をもつて大阪城內に於ける貯水池築造に着手したのを始めとし同28年10月31日全工事の竣工を告げて同年11月13日通水式を擧げた。

而して之に要した費用は 2.563,270圓餘であつて內 750,000圓は之を國庫の補助に待つたのである。

1	事業認可年月日	明治23年10月
2	事業着手年月日	明治25年8月
3	工事竣工年月日	明治28年10月
4	給水開始年月日	明治28年4月

2　市營創設後の沿革

市營創設後僅かに二ケ年を經た明治30年4月の接續町村を市に併合した爲人口は頓に增加し、明治31年には 821,235人を算するに至つた。

玆に於て水道擴張を策するの必要に會したので明治33年度及同34年度に工事費 907,091 圓餘を投じて八種の配水鐵管を延長35里31町47間に亘つて敷設して之に附隨する一切の工事を完成し大いに新市域給水の普及に努めたのである。

明治41年1月市勢の伸暢に應ずる爲水源地を柴島に求めて第二次擴張工事に着手して一面上水の濫用を防ぐ爲各戶に量水器を取付けることとし43年3月之を完成した。擴張工事は大正3年3月竣工し此の工費

合して10,460,000圓餘である。

其後櫻之宮水源地の使用を廢して柴島水源地に補充設備を加へた爲に給水能力一日 1,350,000 石に達した。

大正8年9月第三次擴張工事に着手11年3月竣工を見此の工費は10 400,000圓で斯くて大阪市の上水道は一日2,100,000石の能力をもつに至つた。進んで大正11年以降益々發展する市勢の進運に對應する根本策の調査を遂げ水道百年の計を樹てゝ既に成案を得たけれども此の大計畫に先つて先づ應急施設として工費8,000,000圓を投じて給水能力を3,200 000石に增加し2,750,000人に給水し得る第四次擴張を企圖し大正14年 5月に工事着手して昭和4年度に竣工の見込である。

第三　京都市

1　市營創設前の沿革

王朝千有餘年の文化に育まれた京都市の水の歷史は美しい。その昔京都市の水は古來俗に『加茂川の水』と云はれて中外に珍重されたものであるから殆んど盲目的に信頼し、飮用水についても高貴の御用を始めとし、總て井水にのみ倚つて居た。然るに明治維新の變革は啻に政治のみに止らず水までがその影響を受けて多年天下に誇つて居た加茂川の淸流もその水質について科學的の調査を受けた結果昔日の俤は薄くなり市民は轉た心細さを感ぜずには居られなくなつたのである。

斯くて明治18年に至り始めて京都府に於て市內井水の水質檢査を行つたが之がそもそも京都市水道建設の動機ともなつたものである。

明治28年の市會に於て水利調査の問題と共に第一疏水の增水と飮料水改良の議が起り、翌29年參事會は先づ第一着手として全市內の井水試驗を行ひ30年3月にその結果が判明した。而してその水質極めて不良であつたので愈々水道敷設の緊切なことが痛感され爾來議熱し同40年11月市會の議決を經たので直に同月起工の申請をなし同41年2月水道敷設の認可及國庫補助金75萬圓補助の指令を受けたので42年6月工事に着手し同44年末に工事も略々成り翌45年4月には給水を開始した。

即ち原水は之を水量豊富なる琵琶湖にとり導くに天下の偉觀を以て鳴る疏水の第二路を以てし三條蹴上の東山北端華頂山の中腹に淨水池を設けて配水することにしたのであるから、その水質の優良なると水量の豊富なことは蓋し全國に冠絕して居るものである。

一人一日の平均消費量を 3•5 立方尺一人一日の最大消費量を 4•9 立方尺一人一時間の最大消費量を一日に付 7•35立方尺の割合とする、給水豫定人口は現在設備にては500,000人分である。

1	事業認可年月日	明治41年2月10日
2	事業着手年月日	明治42年6月
3	工事竣工年月日	明治45年3月27日
4	給水開始年月日	明治45年4月1日

2　市營創設後の沿革

然し斯る設備も市の急激なる膨脹に壓せられ、數年ならずして夏期の使用量は淨水能力を超過する事數日乃至數十日に亘り大正9年早くも之が擴張を要するの議が起り水源、水路、淨水場の位置並に工費等の點につき愼重調査の結果大正13年5月市會の協贊を得て施行認可並起債許可の稟請をしたのである。且又從來の給水制度は放任及計量の併用制を採用して居たが其の大部分を占むる放任給水は市民をして給水濫費の惡習を助長せしめ到底需給關係を圓滿ならしむることが困難であるばかりでなく、盛夏の候に於ては斷水の決行を爲さねばならぬが如き狀態に陷ると共に一面新編入町村に對する給水を爲さねばならぬ焦眉の急に迫れるが爲水道使用條例の根本的改正を企て其給水原則を計量單一制と變更せる結果、市費を以て各需用者等に量水器を設備する事となつたので鐵管增設案と共に、8年12月增設費1,170,020圓を投じ、9年5月より諸般の準備に着手して7月末より工事を開始し、9年度より11年に亘る三ケ年の繼續事業として之を施行した。

一方都市計畫京都地方委員會の調査に基き擴張工事は設計對象を將來の大都市に置き、大正4年には京都市の人口130萬に達するものとして凡ての計畫を立案した。併し此の計畫は現在の市政財上容易なことではないのみならず今餘りに直接利害關係の影響の少い將來のこと迄も心配して設備して置くことは財政上策を得たものでもないといふので、先づ第一期の事業としては切實に必要の範圍にとゞめ、その上の事は必要と財政上の能力とに應じて時々擴張するの方針を採つたのである。即ち既設蹴上淨水場に於ける淨水設備は人口 500,000に對する給水を豫定したもので漸次不足を告げるに至つたので先づ水源地の擴張を計畫し、大正13年12月から工費2,500,000圓を以て給水能力250,000人を有する松ケ崎淨水場の築造に着手した。之と共に配水管の擴張を必要とするに至つたので昭和3年12月から之が工事に着手し目下鋭意工事中である。

給水區域

1	市營創設當初		市內一圓
2	現　在		市內一圓
		市　外	葛野郡花園村
			紀伊郡深草町

此の外下記六ケ村に對し分水許可せり（昭和3年7月28日議決）

	愛宕郡	松ケ崎村（給水開始）
	同	修學院村
	同	上賀茂村
	葛野郡	西院村（給水開始）
	紀伊郡	上羽村
	同	吉祥院村

第四　神戸市

1　市營創設前の沿革

神戸市はその昔神戸の津と呼ばれ嘉永、安政の頃に於てすら尙鷄棲鷺宿の一水鄕に過ぎなかつたのである。而して當時の地下水は海岸附近の鑿井のものは飮料に適する水脈なく、北部に至るに從ひ稍可なるもの多少はあつたが概して質惡く量乏しくて、到底十分のものではなかつたのである。故に數時の惡疫襲來の爲に市民の斃死するもの算なく、明治6、7年の頃既に關戸由義氏は水道施設の設備の必要を唱導するに至つた。其後人家益々稠密となるに隨ひ汚物の堆積下水の溜滯漸く增加し次第に地中に浸透して井水を胃し惡疫は蔓延頗る猖獗して衞生上看過すべからざる狀態に至つたので遂に明治20年英人バーマー氏に依頼して具體的の設計を試みるに至つたのである。是を本市水道企畫の起源とす。

明治21年3月バーマー氏の設計成りたるも時機未だ熟せず起業の運に至らずして止み、其後更に內務省工師英人ダブリユー、ケー、バルトン氏に設計を囑託し、明治25年末に至つて其成案を得た斯くて幾多の研鑽、攻究の結果26年7月6日の市會に其の決議を經たのである。

折柄明治27、8年戰役が起つた爲に何等確定を見る事も無く漸く29年3月第九議會に於て初めて補額確定し29年度より向ふ五ケ年間に每年60,000圓を下附せらるゝ事となり同時に水道敷設の認可もあつて玆に年來の宿望を達し本事業の端緖を得るに至つたのである。然し其間に於ける市勢の發展は實に豫想外であつて到底稟請當時の設計に據る事は不可能であるが故に更に其の調査に着手し、35年5月擴張設計の認可を稟請した。

卽ち總工費32,90,000圓の內2,910,000圓は公債を募り140,000圓は市より支出し殘餘の240,000圓は29年度より32年度まで四ケ年分の國庫補助を充用するもので33年度の補助60,000圓と34年度以後六ケ年間に下附せらるゝ補助 680,000 圓とは之を公債の償還に充當せんと企圖されたもの。即ち明治30年月布引、鳥原の兩所に水源を求めて起工式を擧げ現計畫の施行に着手し33年4月1日竣工一部給水を開始したものである。

		創設水道	第一擴張	第二擴張
1	事業認可年月日	明治29年4月9日	明治44年5月29日	大正14年12月9日
2	事業着手年月日	明治30年5月28日	同　11月1日	同　12月9日
3	工事竣工年月日	明治38年10月17日	大正10年3月20日	昭和6年3月豫定
4	給水開始年月日	明治33年4月1日		

2　市營創設後の沿革

明治33年4月1日一部の給水を開始して以來人口は激增し市域は擴大せられたゝめ既設水道の計畫水量は一人一日の消費水量を三立方尺として人口 250,000人に供給する見込であつたが給水開始以來實際に於ては一人一日約五立方尺を必要としたのである 。

即ち既設水道の計畫は明治30年の人口 200 000人に基いて之に若干の增加を見込み夫れより供給人口を打算して250.000人として計畫施行したものであるのに明治38年工事竣工の際には既に人口320,000餘にまで增加した事とて工事竣工の翌年の夏には既に供給水量に不足を生じた爲制限給水を斷行せねばならぬ狀態になつた。

而して今次の擴張計畫を立てた明治41年の調査は神戶將來の宅地面積を約 4,300,000 坪を推算し又一戶當平均宅地坪數を當時の現在家屋數より打算して 30坪と見積り市將來の極度戶數を約140.000戶と計算したのである。

この水道擴張案が始めて市會に上議せられたのは明治42年10月18日であつて同年12月7日の會議で可決確定した。

水源は　1　鳥原水源（既設）
　　2　天王水源（新設）
　　3　再度水源（同）
　　4　布引水源（既設）
　　5　武庫川水源（新設）

而して既設水道工事は 340.000圓の工費と前後八ケ年の日子とをもつて市內の二水源に施した工事であるが、擴張工事は11,660.000圓の工費と前後十ケ年の歲月とにより市を距る九里の遠距離に一大貯水池を構築して之より市內に導くのであるが故に其規模に於ては到底比較にはならないものである。

即ち明治45年1月起工して大正10年3月完成し進んで須磨町へ給水の爲配水管延長の敷設をした。越えて大正14年12月には第二回の擴張工事の認可を得て直に着手し目下鋭意進捗中で昭和6年3月には竣工の豫定である。

1　市營創設當初　　市內一圓
2　現　　在　　同　上

大正9年4月1日

須磨町を市に編入す。

第五　橫濱市

1　市營創設前の沿革

橫濱はもと海濱の一小部落で橫濱村と稱して土民は多く漁をもつて業としてゐた。土地は不毛て潮水は常に浸入し井戶を掘鑿して鹽分を含有しない地は殆んどない有樣であつた。

明治維新以前內外人で此地に移住するものは頗る多く彈丸黑子に等しかつた橫濱村は忽ち人家稠密し殆んど寸尺の地をも餘さない狀況となり、又海面を埋築するなど日ならずして人家櫛比して都會を形造るに至つた。

玆に於て飮用水の必要を感じたけれども內外の商政繁劇のまゝに未だこれが協議を遂げる機會なき爲市民の多くは石川近傍の山麓にある井水を運搬して僅かにその用に充て、又其の近傍に居住する細民は其井水を運搬販賣して營業とするなど一事斯業を營むもの無慮二千有餘戶に及ぶといふ有樣であつた。

そこで市の有志等は相會して水道敷設を計畫し神奈川縣廳の認可によつて此に水道會社を起しその事業の達成に鋭意努力したのであるが、土木の技に長じたるものが居なかつた爲め會社は徒に苦心焦慮するばかりで何等具體的の方針を立てることが出來なかつた。

この狀態に鑑み當時橘樹郡市場村の名主役添田七郎右衛門といふ人は進んで建議して其の引入口を二ケ所に分け一は橘樹郡上川原村より、他の一は同郡宿河原村よりし共に多摩川の水を露渠で導いて同郡登戶村に於て兩渠を相合せしめて一渠とする計畫を申出た。

之によつて橫濱水道の分流は小杉村を經て鹿島田村に來て素堀砂溜を造つて固形物其の他の沈澱を圖り夫れより木樋を敷設して小倉、子安の兩村を通じて橫濱に導水する事となつた。明治7年櫻橋以北竣工斯くて通水を試みたところ工事用材料が粗惡な上に施行も亦瑕疵が多い爲に漏水も甚だしく到底橫濱全市に給水の見込なく僅かに高島町、櫻木町に供給するに過ぎなかつた爲めに收支は償はず遂に水道會社を解散して之れが管理を區役所に委任したのである。

區役所に於ても又術の施しようなかつた爲此營造物をすべて縣廳に托し其の改良維持の方法を囑したのである。斯くて縣廳は衆議を凝らして百方改修の途を研究し明治11年始めて改修の工を起し更に配水、線路を延長增設し、大岡川の川底に鐵管を敷設しなどして各町に給水して舊來の面目を一新したのであるが元來一時的の姑息手段であるが故に日ならずして漏水の個所を生じて、潮水は爲めに浸入し年々歲々補修を要する部分を增し送水量も減少し、到底斯る姑息な手段では給水繼續の困難を感ずる折柄、頻年惡疫流行して死亡するもの實に數千人の多きに至る狀態で、其の原因は主として飮料水の不良にあるとして、縣廳も亦上水道の改良を等閑に附すべからざる大問題であるとして縣廳は英國政府に照會し前に來朝したパーマー氏を招聘して專ら橫濱水道改築工事實施の任に當らしめることゝした。

即ち工費1.000,000萬圓を以て其水源は遠く相模國津久井郡三井村の山中相模川の北岸に取り總て歐米の風に則り工事を進めることゝなつた。

國庫でも18年度より四ケ年に割當て每年 250,000 圓宛國庫より下附の指令があり、明治18年4月起工し同20年9月に竣工した。我國に於て歐米の施行法に依り上水道を敷設したのは實に橫濱を以て嚆矢とするのである。

2　市營創設後の沿革

橫濱市の人口は計畫當初の時代から漸次增加して明治23年には既に擴張の必要を感ずるに至つたので直ちに調査に着手し爾來水源變更工事、第一增設工事崖山線路工事濾水池增設工事第二增設工事等數次の工事の工事施行に依つて全く其の面目を一新するに至つた。殊に其の第二增設工事に至つては給水區域を橫濱市全部として給水量は普通家事用及鐵道、船舶其の他各種製造所工場等の水を用ふるものを合算して一

人一日の定量を 25 瓦倫に高めて人口80,000人に給水し得る計畫の下に工費總額7,025,414圓を支出して明治43年8月に起工して大正4年3月に竣工した。

而して同年8月12日に於ける一日24時間の最大配水量は 287,112石であつて尙同年末現在の給水戸數は 49,193戸同上栓數は 19,396戸で人口は356,230人であつた。

爾來水道使用者の數は增加の一方で動もすると供給不足の不安に驅られる爲めに節水の宣傳に再三努めたけれども大正12年夏季の配水量は貯水能力500,000石を突破する事100,000石で殆んど從來の記錄を突破するの狀態となつたが爲めに、之が對策を審議研究中圖らずも同年9月1日の大震火災に遭遇し取入口は勿論のこと市內の配水管に至る迄悉く破壞せられたが爲めに直ちに之が應急修理を施して、約半歲の後漸く復舊し得たのである。依つて更に永久的な復興工事を計畫して同13年度より三ケ年の繼續事業として總工費額3,000,000圓を計上して13年4月1日起工した。之に依つて橫濱市の水道は災前に比して十有餘萬石の豫備を貯ふことになつたのである。昭和2年4月1日鶴見町外八ケ町村が橫濱市に編入されて以來給水區域の擴大に伴つて給水入口及給水量は更に一大增加を來したが爲に此の發展に伴ふ擴張計畫に就いて目下銳意調査中である。

第六　名古屋市

1　市營創設前の沿革

中京の名に負ふこの地は昔那古屋と稱し寂寥な一寒村に過ぎなかつたが、德川家康が天下を取るに及んで山下氏勝の建議に基いて愛子義直の爲に、慶長15年2月名古屋城の大土工に着手するに當り基盤割の新市街を建設し、尙堀川を開鑿して銳意治水の策を講じ排水及飮料水に腐心したものである。

二代光友卿のとき寬文3年9月市下用水が惡るく諸士が困窮する狀を察して西春日井郡大森山の西麓に勝川の水を引いて水源とした。

即ち勝川に平行して西に流れ、漸次西南流して各村を經て御深井御庭に入り、御深井御堀となり夫れより市下水道を設けて各戸に通じたのである。

此の施設は龍の口街堀より二道の水道を附け南は小船町、堀詰町、堀江町、鹽町、大船町、舟入町、納屋町、元水主町と南は蛯屋町、江川町、樽屋町に供給したものであるが其の設備は素より簡單であつて僅かに土管又は竹の樋を以て各戸に通じたのに過ぎなかつたのである。

斯くて名古屋市は其公衆衞生上給水設備の疎日彌久を許さないので、遂に明治26年市長志水忠平氏は內務省衞生工事顧問バルトン氏に對し給水工事の調査を囑託したところ氏は實地視察の上27年6月意見書を提出して一日も速かに給水工事に着手する必要を高唱した。

然るに當時市の財政は到底之が財源を發見すること困難なる狀態にあつたゝめ遂に止むを得ず時期尙早の名のもとに延期することゝなつた。

バルトン氏の給水工事に關する意見書提出後市區の膨脹は暫らく底止せず人家益に稠密となり淨水の配給汚水の排泄頗る困難を極めて居たが、偶々水道敷設案を市會に建議して市長に提出されるに及び市長靑

山朗は明治35年4月調査費用につき市會の決議を求めて愛知縣技師上田敏郎氏に囑託して水道敷設の計畫を具體的に進ましむるに至つた。

斯くしてその出來上つた計畫は第一期として豫定人口は 460,000人を標準とし、配水工事等は之に依つて計畫するも水源及送水に係る工事は第二期豫定人口を 600,000人とし、又使用水量は一人一日の平均使用水量を四立方尺卽ち第二期豫定人口 600 000人に要する一日の水量は實に1,400,0 0立方尺を要する計算であつたのである。

次いで水源に關しては

1　山間の溪谷に聚蓄池を設け雨水を貯蓄すること
2　庄內川の河水を引用すること
3　入鹿池の貯水を分配すること
4　木曾川の河水を引用すること

の四案を有して居たのであるが工費の多寡を比較精査した結果上丹羽郡犬山町舊城櫓下に取水口を設けて木曾川の河水を利用することに決定したのである。

1　事業認可年月日
　　明治41年2月19日
2　事業着手年月日
　　明治43年5月26日
3　工事竣工年月日
　　大正3年3月31日敷設工事竣工したとはいへ給水管取付に要する道路上細管は大正6年度迄敷設費を以て支辨することゝ變更したゝめ繼續年期支出終了の大正7年3月31日とす。
4　給水開始年月日
　　大正3年9月1日

2　市營創設後の沿革

斯くて明治40年豫算可決し、同年4月事業着手以來歲月を經る事11ケ年その間幾多の干餘曲折があり又豫算を更ふること數次、經費を要すること 5279,882 圓で遂に大正3年11月3日をトし水道竣工式を擧げ大正7年3月を以て此大事業は完了を告げた。其の後給水戸數の增加に伴ひ給水能力を脅威されるに至つたが爲に給水調節の爲大正9年4月給水條例を改めて從來の放任計量併用制を廢し全部計量制として11年6月迄に量水器取付を完了した。

更に大正10年8月本市の區域に編入せられたる隣接町村の內舊市郡と人家連擔の地域に對して12年9月より配水管敷設工事に着手して13年3月竣工を見たのである。

之より先大正10年度より水道擴張計畫に着手し大正13年12月擴張費豫算の決議を見14年4月施行認可を得目下工事施行中である。

給水區域

1	市營創設當初	名古屋市面積2方里 639	但し公益上必要と認めたるものは市外に給水す。
2	現　　在	名古屋市面積9方里 605	但し公益上必要と認めたるものは市外に給水す。

第一表　水道事業概要

都市別＼種別	設備費	取水量 総量	取水量 一日平均	貯水量 最大	貯水量 平均	配水量 総量	配水量 一日平均	緩速濾過総量
		m³	m³	m³	m³	m³	m³	m³
東京市	110,834,282	289,384,393	792,834	14,846,236	11,892,663	148,508,358	406,872	149,447,681
大阪市	—	131,462,800	377,659	—	—	135,850,300	371,800	121,014,511
京都市	8,715,499	36,903,339	101,119	—	—	30,756,991	84,266	6,495,000
神戸市	—	71,852,369	196,856	12,043,391	7,899,466	37,827,935	103,638	28,625,371
横濱市	16,724,912	32,501,425	89,045	—	—	23,796,786	78,895	—
名古屋市	1,318,776	36,651,094	100,413	21,297,948	—	19,701,709	53,977	21,297,943

第二表　水道事業成績

都市別＼種別	取水量 総量	取水量 一日最大	取水量 一日最少	取水量 一日平均	貯水量 最大水量	貯水量 最少水量	貯水量 平均水量	濾過 緩速濾過 濾過総量	濾過 緩速濾過 平均濾過速度	濾過 緩速濾過 濾過有効継続時間
	m³	m³	m³	m³	m³	m³	m³	m³	m	時間
東京市	289,384,393	1,715,299	187,747	792,834	14,846,236	6,202,473	11,892,663	149,447,681	3.03	678.00
大阪市	131,462,800	492,200	261,000	377,659	—	—	—	121,014,511	3.16	349.44
京都市	36,903,339	140,041	56,352	101,119	—	—	—	6,495,000	6.00	1,440.00
神戸市	71,852,369	4,436,476	16,126	196,856	12,043,391	4,963,297	7,839,466	28,625,371	—	—
横濱市	32,501,425	—	—	89,045	—	—	—	—	3.66	4.80
名古屋市	36,651,094	129,600	68,400	100,413	21,297,948	—	—	21,297,943	3.00	720.00

第一表　水道事業概要

急速濾過総量	栓数 専用	栓数 共用	栓数 其他	歳入総額	歳出総額	公債未償還額	従事員 吏員	従事員 雇傭員
m³				円	円	円		
—	283,972	10,336	15,350	15,314,631	14,693,477	72,963,951	331	1,652
14,835,789	313,716 1,365	33,067	11,155	7,265,431	6,979,149	23,634,583	114	242
26,360,246	135,953	11,913	4,817	2,328,032	1,577,142	5,207,266	61	100
10,271,042	67,801	12,934	3,013	2,553,044	2,553,044	6,402,000	105	9
—	91,930	2,835	3,993	6,015,026	3,978,559	12,492,839	98	107
—	66,476	9,365	5,307	2,750,424	1,929,053	11,540,488	97	68

第二表　水道事業成績

水量 急速濾過 濾過総量	水量 急速濾過 平均濾過速度	水量 急速濾過 濾過有効継続時間	配水量 総量	配水量 一日最大	配水量 一日最少	配水量 一日平均	一日一人當配水量 最大	一日一人當配水量 最少	一日一人當配水量 平均
m³	m	時間	m³	m³	m³	m³	m³	m³	m³
—	—	—	148,508,358	536,219	299,996	406,872	0,247	0,139	0,185
14,835,789	12.00	22.21	135,850,300	486,907	233,200	371,800	0,209	0,110	0,159
26,360,246	—	12.00	30,756,991	116,701	46,960	84,266	0,181	0,073	0,131
10,271,042	—	—	37,827,985	140,470	56,121	103,638	0,209	0,082	0,153
—	12.00	—	28,796,786	100,129	51,378	78,895	0,200	—	0,160
—	—	—	19,701,709	84,331	30,762	53,977	0,155	0,055	0,098

第三表

水道事業給水成績 (1)

種別 / 都市別	專用 栓 湯屋	家事用	工場	原動力	家事營業兼用	學校及病院	兵營	工事用	噴水瀧泉及池	自用市營船舶	官公衙	無料給水
東京市	978	167,293	—	—	37,934	773	6	—	—	—	1,715	—
大阪市	470 △ 1,093	—	—	103 △ 13	311,063	—	8	—	67 △ 213	46 △ 4	778 △ 5	1,181
京都市	1,989	—	—	17	124,333	6,687	—	—	228	—	2,704	—
神戸市	349	55,408	204	—	—	—	—	—	(及工事用) 102	14	其他營業 11,679	—
横濱市	462	82,093	—	(洗濯) 1,153	7,494	—	—	50	54	24	(及學校) 595	—
名古屋市	290	54,213	—	(原動力其他一時用) 631	—	(噴水其他娛樂用) 46	—	(官公衙學校其他) 11,285	46	11	—	11,285

種別 / 都市別	專用 數 三百坪以上ノ住宅	五百坪以上ノ家屋	聯用栓	放任聯用栓	放任專用	計	戸數	共用 栓數 公設	私設	計	戸數 公設	私設	計
東京市	163	237	592	1,199	78,127	288,972	290,992	346	10,040	10,386	4,358	57,720	62,578
大阪市	—	—	—	—	—	313,716 1,365	287,563 △ 1,272	—	38,067	38,067	—	176,233	176,233
京都市	—	—	—	—	—	135,953	92,944	84	11,829	11,913	445	35,284	35,729
神戸市	—	—	—	—	—	67,801	67,892	126	12,858	12,934	1,881	66,409	68,290
横濱市	—	—	—	—	—	61,930	91,930	372	2,463	2,835	5,437	13,671	19,108
名古屋市	—	—	—	—	—	66,476	71,250	13	9,352	9,365	103	35,040	35,143

第三表 (2)

種別 / 都市別	消火栓 公設	私設	合計 栓數	戸數	一箇月 專用 湯屋	家事用	工場	原動力	家事營業兼用	學校及病院	兵營
東京市	8,311	1,412	306,397 外ニ特別栓 5,170 公衆用 457	外ニ市外 71 353,570	m³ 916	m³ 12	—	—	m³ 38	m³ 1,254	m³ 3,845
大阪市	8,572	2,583	362,938 △ 1,365	463,796 △ 1,272	(石) 5,248	—	—	(石) 5,998	(石) 87	—	(石) 9,465
京都市	2,837	1,930	152,688	128,673	—	—	—	—	—	—	—
神戸市	2,295	718	83,795	136,182	m³ 1,056	13	m³ 2,134	—	—	—	—
横濱市	3,065	828	93,658	111,038	492	9	—	(洗濯) 30	47	—	—
名古屋市	3,706	1,601	81,143	106,393	2,095	9.30	—	—	(原動力其他一時用) 75.24	—	—

種別 / 都市別	一栓當消費水量 用 工事用	噴水瀧泉及池	自用市營船舶	官公衙	無料給水	三百坪以上ノ住宅	五百坪以上ノ家屋	聯用栓	放任聯用栓	放任專用	共用	平均
東京市	—	—	m³ —	m³ 257	—	m³ 145	m³ 830	m³ 25	—	—	m³ 35.64	m³ 27
大阪市	—	(石) 238	(石) 7,132	(石) 1,306	(石) 393	—	—	—	—	—	石 213	石 131
京都市	—	—	—	—	—	—	—	—	(專用平均 18.94)	m³	m³ 19.53	m³ 18.32
神戸市	—	(及工事用) m³ 99	441	其他營業會社 54	—	—	—	—	—	—	47	—
横濱市	59	7	572	90	—	—	—	—	—	—	49	24.0
名古屋市	—	(噴水其他娛樂用) m³ 122.22	m³ 881.27	—	—	—	—	(官公衙學校其他) 56.23	—	—	16.18	21.27

備考 ●東京市栓數中中止栓ハ除ク、栓數ハ獨立ノ番號ヲ有スル本栓ノ數ヲ揭ケ支栓ハ計上セス

第四表　水道事業歳計（1）

（歳入）

都市別＼種別	歳入總額	財産ヨリ生ズル收入	使用料	手數料	給水工事收入	受託工事費收入	市外給水及分水料
	円	円	円	円	円	円	円
東京市	15,314,681	56,045	7,413,692	56,828	935,933	52,555	—
大阪市	7,265,431	—	5,821,180	21,475	588,745	—	40,185
京都市	2,328,032	—	1,410,271	16,044	212,337	16,249	—
神戸市	2,553,044	940	1,971,861	4,520	267,620	—	—
横濱市	6,015,026	42,796	2,141,756	18,262	256,370	—	—
名古屋市	2,750,424	9,293	1,324,151	3,154	113,453	150,062	828

備考　▲印ハ公債經濟收入トス

第四表　水道事業歳計（1）

（歳入）

都市別＼種別	財産賣却代	寄附金	國庫及府縣補助金	補償金	繰越金	繰入金	市債	雜收入
	円	円	円	円	円	円	円	円
東京市	—	10,200	109,326	—	288,899	1,012,084	2,638,400	2,740,709
大阪市	17,613	—	—	—	427,118	128,800	—	220,315
京都市	—	984	▲ 70,000 33,675	—	615,851	—	—	52,421
神戸市	200	—	—	—	216,885	—	—	91,018
横濱市	57,854	—	33,670	3,633	215,569	59,531	3,163,600	21,876
名古屋市	—	—	—	—	194,296	920,277	—	34,905

第四表　水道事業歳計（2ノ一）

（歳出）

都市別＼種別	歳出總額	經常部 事務費	作業費	淨水費	配水管維持費	維持費	給水工事費	給水費	船舶給水費	水質檢査費
	円	円	円	円（淨水場費）		円	円	円	円	円
東京市	14,638,477	930,845	—	227,814	—	344,243	—	1,292,101	—	—
大阪市	6,979,149	399,636	1,211,056	—	—	—	545,530	—	—	—
京都市	1,577,142	—	—	171,004	22,303	—	204,610	—	—	—
神戸市	2,553,044	204,630	—	—	—	292,425	—	268,167	103,698	8,948
横濱市	3,978,559	203,860	94,644	—	—	146,458	265,727	—	84,625	—
名古屋市	1,929,053	294,342	313,726	—	—	30,238	—	—	—	—

第四表　水道事業歳計（2ノ一）

（歳出）

都市別＼種別	常部 量水器費	組替金	營繕費	過年度支出	財産費	豫備費	營業費	水源林費	蓄積金	特別給與金	繰替金	雜支出
	円	円	円		円			円		円	円	円
東京市	—	—	—	—	—	—	—	93,925	—	—	—	710,017
大阪市	—	3,439,445	—	—	—	—	—	—	—	33,328	—	68,733
京都市	102,599	—	12,134	—	—	—	48,952	—	—	4,156	—	12,153
神戸市	—	—	—	—	5,339	—	—	—	—	—	26,286（豫備費）	15,471
横濱市	—	—	—	—	12,606	3,265（公金取扱費）	343,850（用水供給費）	—	—	29,003	—	3,267
名古屋市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	33,704

第　四

都市別	其ノ他	計	臨時部 設備費	事務費	調査費	新設費	維持費	メートル費	擴張工事竣工式費	配水管敷設費
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
東京市	—	3,598,945	—	76,720	—	—	1,301,719	—	—	—
大阪市	—	5,697,733	1,087,002	—	28,218	—	—	—	4,188	162,008
京都市	—	577,916	—	—	—	—	—	—	—	—
神戸市	659,697	1,585,111	208,570	—	—	—	—	—	—	—
横濱市	—	843,804	260,617	18,622（計畫費）	21,575（補助金）	172,787（失業救濟費）	80,842（前回費本年度支出濟）	—	—	—
名古屋市	—	672,010	4,814	—	—	—	—	112,066	—	—

第　五

水道事業収

都市別	収入 水道使用料	其ノ他ノ収入	計	支出 經營費	計
	円	円	円	円	円
東京市	7,507,931	4,089,788	12,040,560	5,170,657	5,170,657
大阪市	5,821,180	281,975	6,103,155	1,687,303	1,687,303
京都市	1,410,271	78,304	1,488,575	448,793	448,793
神戸市	1,971,861	581,183	2,553,044	1,802,629	1,802,629
横濱市	2,141,756	339,304	2,481,059	1,242,947	1,242,947
名古屋市	1,324,979	1,425,445	2,750,424	676,824	676,824

表　（2ノ二）

都市別	臨時部 配水費	繼續費	船舶給水費	公債費	擴張費	繰入金	慰勞金	積立金款	市廳舍建設費繰入	雜支出	其ノ他	計
	円	円	円	市債費 円	円	円	円	円	円	円	円	円
東京市	—	5,551,397	—	3,976,424	—	—	—	—	—	193,272	—	11,099,532
大阪市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,281,416
京都市	10,728	—	—	—	108,207	—	—	7,755	—	859,306	13,230	999,226
神戸市	—	—	—	759,363	—	—	—	—	—	—	—	967,933
横濱市	—	—	—	1,254,179	1,165,236	—	—	40,995	—	119,904	—	3,134,755
名古屋市	—	—	—	799,025	198,958	—	—	—	85,000	—（配水管改良費）	57,180	1,257,043

表

支損益成績

都市別	差引利益金	利益及經營費歩合 年度始投資額	年度始公債現在額	投資ニ對スル利益歩合	公債現在額ニ對スル利益歩合	配水量	一立方米ニ對スル經費
	円	円	円			m³	円
東京市	6,427,112	89,373,170	62,499,945	0.072	0.103	148,508,353	0.0348
大阪市	4,415,852	44,696,684	24,871,193	0.098	0.177	135,708,700	0.01243（錢）
京都市	1,039,783	10,367,306	5,862,735	0.100	0.177	30,756,991	0.01500
神戸市	750,415	24,798,501	6,402,000	0.030	0.117	37,827,985	0.04770
横濱市	1,238,113	16,657,211	12,366,339	0.074	0.100	28,796,786	0.0431
名古屋市	2,073,600	15,072,123	8,901,463	0.137	0.233	19,701,709	0.03435

第七表　事業公債

種別	起債目的	起債額	起債年月日	利率（分）	發行價額	利拂期（月日）	償還期（年月）
復興事業公債	水道復興費	£773,500 (7,551,681円)	大正 15.10. 7	5.5	£ 83.3	6.30	自 6.10 至 36.12
		$625,483 (1,254,730円29)	昭和 2. 4. 1	〃	$ 89.5	12.31	自 2. 7 至 36.10
水道整理公債	上下水道公債第二回及第三回償還	17,440,000	〃 3.10. 1	5.0	94.0	3.31	自 3.10
						9.30	至 24. 3
水道事業公債（イ號）	水道事業短期債償還	4,000,000	〃 4.11.30	6.0	100.0	3.31	自 7. 4
						9.30	至 30. 3
水道事業短期公債（第一回）	水道鐵管工事費竝第二期水道擴張費	2,050,000	〃 6. 3.25	5.5	96.80	3.25	自 7. 3
						9.25	至 30. 3
上下水道公債（第四回）	上下水道第八回短期公債償還	8,083,000	〃 6. 5.15	6.0	93.35	3.31	自 6. 5
						9.30	至 24. 3
簡易生命保險積立金借入證書	水道事業短期公債償還	6,000,000	〃 4.11.30	6.0	—	3.31	自 7. 4
						9.30	至 27. 3
同	水道鐵管工事費竝第二期水道擴張費	7,454,800	〃 4.11.25	6.0	—	〃	自 7. 4 至 27. 3
同	上下水道第八回短期債償還	5,000,000	〃 5.12.19	〃	—	〃	自 7. 4 至 24. 3
大藏省預金部資金借入市債券 ツ號	失業救濟事業費	469,300	〃 3. 3.10	4.8	—	3. 1	自 7. 9
						9. 1	至 22. 3
大藏省預金部資金借入市債券 ア號		168,500	〃 4. 2.15	〃	—	〃	自 8. 9 至 23. 3
大藏省預金部資金借入市債券 第五回		431,000	〃 5. 3. 1	〃	—	〃	自 9. 9 至 24. 3
大藏省預金部資金借入市債券 第六回		654,000	〃 6. 1.31	4.2	—	〃	自 10. 9 至 25. 3
上水道公債（第五回）	上下水道第十回短期債償還	3,181,000	〃 7. 3.14	6.0	—	3.31	自 7. 3
						9.30	至 24. 3

第七表　事業公債

種別	起債目的	起債額	起債年月日	利率（年）	發行價格	利拂期	償還期	未償還額
第二回整理公債	水道事業資金	1,447,400	明治 45. 3. 1	0.06	92.00	年二回三月、九月	昭和二十年度	1,235,800
水道事業公債	同	11,050,000	自明治 42. 5.26 至同 42.10. 1	0.05	92.00	同	同十三年度	5,163,709
地方貸付資金	同	253,000	昭和 2. 3.28	0.054	—	同	同十六年度	224,523
第四回水道公債	同	2,983,100	同 2.11.28	0.06	97.38	同	同十六年度	2,926,800
第五回水道公債	同	765,200	同 3. 3.20	0.055	97.50	同	同二十七年度	723,600
第六回水道公債	同	1,005,600	同 4. 4. 5	0.055	98.44	同	同十六年度	990,100
第七回水道公債	同	13,135,500	同 3.10. 2	0.050	95.00	同	同二十二年度	11,887,900
舊町村水道債	同	612,785	大正 14. 4. 1 編入舊町村債引繼	自 0.054 至 0.065	—	同	同十九年度	353,351
大藏省預金部借入	同	128,900	昭和 6. 2.20	0.042	—	同	同二十五年度	128,800

表　公債（其ノ一）　東京市

未償還額	昭和六年度以降十箇年償還豫定表 昭和六年	同 七年	同 八年	同 九年	同 十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	昭和十五年度末未償還額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
£773,500 (7,751,681円) $590,057 (1,183,669円99)	504,028	600,151	600,202	600,172	600,176	600,223	600,129	600,154	600,109	600,146	11,398,271
16,537,000	1,285,960	1,394,146	1,463,609	1,403,793	1,370,777	1,385,809	1,445,433	1,499,397	1,454,508	1,503,712	11,250,788
4,000,000	240,000	318,800	324,000	328,300	322,300	316,300	330,000	322,800	315,600	328,100	4,531,500
2,050,000	112,750	154,958	154,958	154,958	154,958	154,958	154,958	154,958	154,958	154,958	2,169,412
8,083,000	686,930	746,260	746,640	747,000	746,280	746,480	746,480	746,220	746,640	746,620	5,971,500
6,000,000	807,288	1,164,174	1,164,173	1,164,173	1,164,173	1,164,173	1,164,173	1,164,173	1,164,173	1,164,173	12,805,903
7,454,800											
5,000,000	461,783	461,783	461,783	461,783	461,783	461,783	461,783	461,783	461,783	461,783	3,694,264
469,300	22,528	44,266	44,298	44,177	44,206	44,177	44,288	44,234	44,216	44,328	265,601
168,500	8,088	8,088	15,895	15,911	15,908	15,886	15,844	15,883	15,896	15,887	111,195
431,000	20,688	20,688	20,688	40,648	40,668	40,633	40,660	40,727	40,639	40,693	324,783
654,000	27,468	27,468	27,468	27,468	59,234	59,173	59,156	59,277	59,134	59,129	533,061
3,181,000	111,716	293,680	294,140	294,180	293,800	294,000	293,720	293,960	293,660	293,820	2,349,360

表　（其ノ二）　大阪市

昭和五年度以降十箇年間公債償還豫定表 昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十五年度末未償還額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
51,000	54,500	58,000	61,800	65,800	70,100	74,800	79,700	84,900	91,400	543,800
540,433	557,468	596,009	625,627	657,073	689,981	724,352	762,745	—	—	—
15,417	16,261	17,151	18,090	19,080	20,124	21,225	22,387	23,612	26,904	26,267
82,900	126,200	168,800	205,900	239,300	275,200	293,100	364,300	412,800	439,600	318,800
15,700	16,700	17,800	19,000	20,200	21,500	22,900	24,400	26,000	22,700	511,700
27,800	42,400	56,500	69,200	80,400	92,500	98,600	122,500	139,800	147,800	113,300
762,700	812,200	773,500	530,000	564,400	601,100	640,100	681,800	1,518,100	1,616,800	3,387,200
46,055	48,723	34,131	33,104	29,425	24,839	26,267	26,703	28,237	24,728	28,134
—	4,100	4,400	4,700	4,900	5,300	5,500	5,900	6,300	6,700	81,000

第七

種別	起債目的	起債額	起債年月日	利率(年)	發行價格	利拂期	償還期	未償還額
								円
第三回公債	—	—	—	—	—	—	—	1,285,374
第七回公債	—	—	—	—	—	—	—	1,954,604
第十九回公債	—	—	—	—	—	—	—	1,967,238

第七

種別	起債目的	起債額	起債年月日	利率(年)	發行價額	利拂期	償還期	未償還額
		円	年月日		額面百円ニ付円			円
水道公債	水道敷設ニ要セシ六分利公債償却ニ充當	2,709,000	明治 43.11.25	0.050	95.00	年二回六月十二月	昭和 11. 3.31	707,000
水道擴張公債	水道擴張工事費ニ充當	8,489,000	大正 2.12. 1以後六回	0.060	自 95.00至 100.00	同上	同 24. 3.31	5,695,000

第七

種別	起債目的	起債額	起債年月日	利率	發行價格	利拂期	償還期	未償還額
			年月日	年 %	額面百円ニ付円	月日		円
第二公債	擴張費充當	(716,500封度)7,000,000	明治 42. 7. 5	5	—	7. 5 1. 5	昭和28年度	6,303,000
第三公債	同上	(1,245,831弗)2,499,336	大正 15.12. 1	6	93	12. 1	同 35〃	2,390,047
第四公債	量水器布設費	100,000	同 15.11.15	7.15	—	6. 1	同 13〃	85,300
第五公債	同上	300,000	昭和 3. 3.31	6.5	—	3.31 9.30	同 13〃	254,092
第一次債	水道布設費市債償還資金充當	300,000	同 3. 4. 2	6.2	—	3.31	同 13〃	255,000
第六公債(其ノ一)	配水管布設費充當	126,500	同 3. 5. 1	4.8	—	3.31	同 13〃	126,500
同(其ノ二)	同上	152,300	同 3. 5.18	6.2	—	3.31	同 13〃	94,300
第八公債	配水池築造費充當	400,000	同 4. 5.20	6.2	—	3.31	同 5〃	—
第九公債(其ノ一)	擴張費充當	2,587,000	同 5.12.22	6.0	—	3.31 9.30	同 24〃	2,587,200
同(其ノ二)	同上	397,400	同 6. 2. 9	4.2	—	3. 1 9. 1	同 24〃	397,400

表 (其ノ三) 京都市

昭和六年度以降十箇年間公債償還豫定表

昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十四年度末未償還額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
214,229	214,229	214,229	214,229	214,229	214,229	—	—	—	—	—
248,625	248,625	248,625	248,625	248,625	248,625	462,854	—	—	—	—
247,605	302,595	352,585	416,575	512,009	125,919	—	—	—	—	—

表 (其ノ四) 神戸市

昭和六年度以降十箇年間公債償還豫定表

昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	昭和十五年度末未償還額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
152,000	160,000	168,000	176,000	51,000	—	—	—	—	—	—
228,000	241,000	256,000	271,000	289,000	318,000	343,000	353,000	367,000	339,000	2,640,000

表 (其ノ五) 横濱市

昭和五年度以降十箇年間公債償還豫定表

昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十四年度末未償還額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
181,000	190,200	199,700	209,700	220,000	231,200	242,400	255,000	267,600	222,700	4,261,500
29,763	31,554	33,447	35,454	37,582	39,836	42,227	44,760	47,446	50,293	2,027,448
7,600	8,200	8,900	9,400	10,100	10,900	11,700	12,600	13,600	—	—
23,676	25,215	26,854	28,600	30,459	32,439	34,547	36,793	39,184	—	—
15,000	15,000	15,000	15,000	35,000	40,000	45,000	45,000	45,000	—	—
—	—	15,500	16,500	17,000	18,000	19,000	20,000	20,500	—	—
20,600	21,900	7,800	8,300	9,500	10,200	11,000	12,000	13,600	—	—
400,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	100,777	106,824	113,233	120,027	127,229	134,862	1,834,248
—	—	—	—	—	19,400	20,400	21,200	22,100	23,000	291,300

第七表 (其ノ六) 名古市屋

種別	起債目的	起債額	起債年月日	利率(年)	發行價額	利拂期	償還期	未償還額	昭和六年度以降十箇年間公債償還豫定表										昭和十五年末未償還額
									昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十四年	昭和十五年	
		円	年 月 日			年二回		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
名古屋市公債	上下水道公設新設其他	英貨 800,000磅	明治 42, 6.30	0.050	額面	3月 9月	昭和18.3.31	3,712,600	293,100	293,100	293,100	293,100	293,100	293,100	293,100	293,100	293,100	293,100	1,270,100
簡易保險積立金借入金	第三期擴張工事	1,000,000	大正 15. 4.12	0.065	同	同	昭和17.3.31	942,788	60,992	65,020	69,315	73,894	78,775	83,979	89,526	95,440	101,745	108,465	115,630
日本勸業銀行借入金	同上	210,500	昭和 2. 3. 1	0.054	同	同	昭和16.3.31	210,500	16,369	17,265	18,210	19,206	20,258	21,366	22,536	23,769	25,070	26,443	—
第二回水道公債ろ號	同上	1,800,000	昭和 2. 9.15	0.065	同	同	同	1,800,000	66,000	89,000	107,000	133,000	164,000	195,000	226,000	259,000	296,000	265,000	—
第二回水道公債は號	同上	1,525,000	昭和 3. 2.28	0.055	94.00	同	同	1,525,000	75,000	93,000	103,000	129,000	153,000	180,000	203,000	228,000	255,000	101,000	—
大藏省預金部借入金	同上	395,600	昭和 4. 2.22	0.018	額面	同	同	395,600	31,500	33,500	35,500	36,500	38,500	40,500	42,500	44,500	46,500	46,100	—
第二回水道公債に號	同上	695,000	昭和 4. 3.30	0.055	97.00	同	同	695,000	10,900	20,000	30,000	40,000	60,000	70,000	90,500	110,000	130,000	134,100	—
大藏省預金部借入金	同上	405,000	昭和 5. 3.28	0.048	額面	同	昭和17.3.31	405,000	23,500	28,500	30,500	32,500	34,500	36,500	38,500	41,000	43,500	45,500	47,500
第二回水道公債ほ號	同上	600,000	昭和 5. 5.15	0.060	99.00	同	昭和16.3.31	600,000	—	—	—	10,000	20,000	40,000	60,000	80,000	100,000	290,000	—
大藏省預金部借入金	同上	454,000	昭和 4. 5.14	0.048	額面	同	同	454,000	25,100	39,200	41,100	43,100	45,100	473,000	49,600	52,000	54,700	57,400	—
名古屋市水道事業公債い號	第四期擴張工事	800,000	昭和 5. 3.30	0.060	同	同	昭和20.3.31	800,000	—	—	—	—	—	—	—	2,000	7,000	13,000	778,000

第八表

水道事業從事員

種別 / 都市別	吏員												雇傭員												合計		
	年俸者						月俸者						雇員						傭員								
	主トシテ事務ニ從事スル者			主トシテ技術ニ從事スル者			主トシテ事務ニ從事スル者			主トシテ技術ニ從事スル者			主トシテ事務ニ從事スル者			主トシテ技術ニ從事スル者			主トシテ事務ニ從事スル者			主トシテ技術ニ從事スル者					
	人員	給料年總額	一人當月額	人員	給料年總額	一人當月額	人員	給料年總額	一人當月額	人員	給料年總額	一人當月額	人員	給料年總額	一人當月額	人員	給料年總額	一人當月額	人員	給料年總額	一人當月額	人員	給料年總額	一人當月額	人員	給料年總額	一人當月額
		円	円		円	円		円	円		円	円		円	円		円	円		円	円		円	円		円	円
東京市	10	18,700	155.83	17	44,299	217.15	200	203,610	84.84	154	174,401	94.37	260	190,804	61.16	—	—	—	—	—	—	1,392	1,000,968	59.92	2,033	1,632,780	66.93
大阪市	3	12,100	336.11	6	17,000	236.11	50	62,340	103.90	55	71,532	108.30	123	85,545	57.95	51	42,249	69.03	36	20,305	47.00	32	20,447	53.24	356	331,518	77.60
京都市	—	—	—	1	3,100	258.00	35	30,876	71.00	24	25,656	89.00	60	36,540	51.00	9	5,938	55.00	25	12,526	41.10	6	3,566	48.90	161	118,252	61.00
神戸市	1	2,500	208.33	1	2,000	166.67	71	68,885	80.85	32	33,336	99.84	9	5,509	51.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—	114	117,230	85.69
橫濱市	6	14,976	208.00	1	2,614	217.00	64	55,296	72.00	27	26,568	82.00	96	56,760	55.00	21	11,352	43.00	—	—	—	—	—	—	205	167,566	68.00
名古屋市	1	2,200	183.33	6	15,200	253.33	53	41,808	65.74	37	37,500	84.46	27	18,312	56.52	8	4,818	54.75	28	12,572	37.42	6	4,714	65.47	166	137,124	68.84

備考 ◎東京市雇員及傭員ハ事務技術ノ區分シ難キヲ以テ合算ス

第九表

水道事業傭員

都市別＼種別	員數	勤務 一箇年作業日數	勤務 平均一日勤務時間	勤務 一箇年實際作業延人員	給與關係 定額賃銀 最高日額	給與關係 定額賃銀 最低日額	給與關係 定額賃銀 平均日額	給與關係 一箇年給與金 定額賃銀	給與關係 一箇年給與金 時間外勤務ニ對スル歩合	給與關係 一箇年給與金 定期賞與	給與關係 一箇年給與金 精勤奬勵水中作業其他手當	給與關係 一箇年給與金 計	給與關係 一人當實收金額 日額	給與關係 一人當實收金額 月額	給與關係 一人當實收金額 年額	摘要
	人	日	時	人	日	日	日	円	円	円	円	円	円	円	円	
東京市	888	323	8	979,509	4.40	.40	1.80	1,637,333	131,490	104,240	80,818	1,953,882	1.99	53.73	644.76	
大阪市	478	349	8.35	180,545	3.55	.50	2.05	347,783	25,748	26,668	23,228	423,429	2.43	73.82	885.84	
京都市	234	327	8	74,789	2.98	.60	1.85	138,251	20,694	7,889	11,916	168,026	2.25	61.31	735.72	
神戸市	386	325	9.14	128,733	4.00	.65	2.07	269,863	17,581	23,534	—	310,978	2.51	67.93	815.20	
横濱市	315	334	10	105,210	3.30	.60	1.94	—	—	—	—	—	—	—	—	
名古屋市	111	336	—	30,567	3.15	1.35	2.00	73,611	7,499	4,329	—	85,440	2.79	78.12	937.44	

第六編　市　　場（其ノ一中央卸賣市場）

第一章　總　　說

第一　東京市

1　市營創設の年月日

築地本場は目下建設工事進行中臨時市設市場たる神田青果市場は昭和3年12月8日全江東青果市場は昭和2年11月15日竣工共に本場の竣工と相俟つて分場となる豫定。

2　市營創設の理由

大正12年3月中央卸賣市場法の制定ありたるを以て同法第一條により本市之が開設を爲さんとするものなり。

3　關係官廳との交涉經過

大正13年3月市場の位置及面積を東京特別都市計畫として決定方を內務大臣に上申、同年5月、4月30日附內閣の認可ありたる旨內務大臣より告示。

昭和2年2月市場面積變更方を內務大臣に上申。

同年8月6日、3月2日　震災後の計畫に關し內閣の認可ありたる旨內務大臣より告示。

昭和4年2月9日　本場の一部たる秋風地埋立の件復興局長官より認可。

同　年7月27日　本場護岸築造工事設計變更の件認可。

同　年9月　築地本場引込線敷設の件申請。

同　5年3月25日　秋風地埋立工事竣功の件認可。

昭和5年10月30日　築地本場買收益荷揚場築造工事復興局長官より認可。

同　年12月15日　築地本場冷藏庫建物工事實施認可

同　年12月24日　築地本場開設認可申請。

同　年12月29日　東京都市計畫中央卸賣市場を變更し肉市場敷地二千四百坪を芝浦第三號埋立地を追加の件內務大臣告示 258號を以て指定。

4　市營當初の市場狀態

本市は東京市卸賣市場區域內に於ける市場を築地本場、江東、神田兩青果市場其の他に收容し以て市政の整備統制の實を擧げ市場建設の目的を達せんとす今區域內に於ける市場數竝取扱高の概數左の如し

種　目	市場數	取扱量（噸）	金額（圓）
魚　類	4	299,500	94 300.000
青　果	65	803 000	58.100.000
肉	98	19.000	17,300.000
鳥	57	6.000	5 300.000
卵	75	29.000	11,700.000
計		1.156.5000	186.700.000

但し肉、鳥、卵は問屋數

5　市場所在地

築地本場　　築地四丁目

神田分場　　神田區山本町、花田町、佐久間河岸

江東分場　　本所區橫網町

本場の敷地は東南は隅田川の河口に面し、西南築地川の本流を距て濱離宮に對し、更に東北面には築地の東支川を控へ築地4丁目小田原町に隣接して居る。

斯の如く一方は街衢で三面は水路となつて居るから水陸運輸の利を占め交通極めて至便の地域である。神田分場は陸送貨物は萬世橋上野間なる御成街道から僅かに 45 米、秋葉原驛に到達する貨物は高架鐵道沿ひなる街路に賴つて市場に搬入せられ、又水運による貨物は運河に接近せる荷揚場に賴る等、運輸交通上も亦好適地なるを失はない。

江東分場は當分場の東側は市電通じ、西側は通路を經て隅田川岸に達し又た南側は隅田川に通ずる堀割を隔てゝ兩國驛と相對して居るから貨物搬入上水陸俱に利便を占め、市場をして好適たるの要件を具備した區域と謂ふ可き地である。

6　市場所在地

目下計畫中に屬する本市中央卸賣市場の所在地は

本　場　　京橋區築地 5丁目 1番地

神田分場　　神田區山本町自 1至30番地、花田町 6番地、花岡町、松永町2番地ノ1、2
相生町、　佐久間町河岸13、14、15ノ1、38ノ1、3號地
下谷區練塀町24、44、48、49、54、59、62番地

江東分場　　本所區橫網町8番地ノ8、同14番地ノ1

7　私設市場との關係

本市中央卸賣市場の開設を俟ち私設市場は總じて之を收容する豫定

第二　大阪市

1　市營創設の年月日

卸賣市場に附ては本市既に計畫中であつたから偶々大正12年11月中央卸賣市場法の施行を見るや直ちに曩に調査を遂げたる處に基き事業計畫を樹て之れが創設に着手したのである。

而して同14年3月25日市場開設の認可を受けて工を起し爾來施行の歩を進め昭和5年に至り竣成6年度から開業の豫定となつて居る。

2　市營創設の理由

東京市と同斷

3　關係官廳との交涉經過

大正13年3月27日	市場創設、同創設費起債、繼續費年期及び支出方法の諸件原案通り市會可決。
同　年3月9日	市場開設の認可を申請す。
同　年3月25日	市場開設の認可あり。
大正13年6月10日	低利資金の融通を受く。
大正14年3月9日	昭和2年3月10日に至る鐵道引込設備其の他に對する補助金合計787,500圓交付の指令を受く。
昭和2年3月7日	水產冷藏奬勵金162,500圓交付の指令あり。
昭和3年3月15日	市場敷地土地收用に關する事業認定の公告あり。

4　市場所在地

大阪市此花區下福島3丁目及び4丁目、同區安川上通1丁目、大野町2丁目竝16町に跨り、新船津北詰より西方安治川北岸に亘るもので東西315間、南北140間、最狹個所は東部入口で55間あり又河岸線は其の延長337間即ち5町半に及ぶものである。

此面積36,700坪之れに鐵道側線用地約1,300坪を合算するときは、總坪數38,000坪となる。而して東は市電西野田線、北は北安治川通の新線に接續し、南は市內を貫流する安治川に臨み、約一里半に大阪港を控へ居る等水陸運輸上極めて至便の位置である。

第三　京都市

1　市營創設の年月日

本市中央卸賣市場の開設は大正14年2月18日商工省に對し認可申請を提出同年6月2日商第4250號を以て開設認可の指令に接す。昭和2年4月20日工事竣工日本最初の中央卸賣市場は同年12月10日開業す。

2　市營創設の理由

社會事業として大正10年2月公設卸賣市場建設の一項が市會を通過してより着々其計畫を進めたる折から大正12年3月中央卸賣市場法制定ありたるを以て同法第一條に依り之が開設を爲す。

3　關係官廳との交涉經過（事業認可請申許可の年月日）

大正14年2月28日中央卸賣市場開設認可申請に對し同年6月2日附開設認可せらる。

4　市營に至る迄の沿革

本市の中央卸賣市場は大正12年3月中央卸賣市場法が發布されると直ちに之が開設に着手昭和2年2月から開業の運びに至つた。

大正7年夏の米騷動の產物として9月開設したる小賣公設市場が市民に理解利用さるゝにつれ親市場として中央卸賣市場の要求が高まり市當局では其趨勢に鑑み各卸賣市場竝歐米各國の市場調査を行ひ中央市場建設計畫を進め大正12年2月市會を通過し愈々建設の豫定なりしが內外市場調査の進むに連れ全市の需要に應ずる機能發揮の必要上計畫を擴張して大正11年4月其融通方を其筋に申請す市場法出現するに至つて多年の計畫を促進すべく屢々市內業者會合に諮問し其筋に具陳す大正13年3月模範市場建設の案市會可決同年9月調査會を設け審議す、同14年2月29日開設認可申請同年6月2日認可の指令あり。

5　市營當初の市場狀況

（イ）市場設備
- 店舖種類　鮮魚、鹽干魚、青果、肉類、鳥卵、乾物
- 店舖數　本市場に卸賣人として收容し得る員數41名、仲買人490名

鮮魚部、鹽干魚部、青果物各1名、肉類部、鳥類部、各7名以內、鳥卵部9名以內

乾物部、15名以內

（ロ）市場收入　455,460圓（現在）

（ハ）支　出　136.229圓（〃）

6　市場所在地

下京區中堂寺北町、同南町、朱雀分木町、同寶藏町、同堂の口町、同正會町及內畑町

7　市場管理職制

（イ）創設當時の職制

本市場は本市産業部市場課の主管するところであつて京都中央卸賣市場事務所を市場内に設けて專ら現狀監督に當り市場に關する一切の事項を處理す市場長の下に庶務、管理、現業、計算、冷藏の五係を置く然し本市は市場を自分で營業せず店舖其他の設備を京都府知事の許可を受けた卸賣の業務を爲すものに使用を許可し單に之が監督に任す。

8 私設市場との關係

市場法は主務大臣が中央卸賣市場開設すべき都市を指定する場合其都市の郊外の密接な配給關係を有する隣接をも含めて業務區域と指定せらる其指定區域内の在來の市場とは竝立主義を取つて居るか其儘にして置いては新市場が其機能を發揮し得ない場合は主務大臣は在來の市場閉鎖を命ずることが出來る、中央卸賣市場に收容さるべき業務者の收容方法につき區當局より調査會に提出承認を得たる要件方法は同施行規則第12條に依り成るべく失業者を出さゞること、過多なる問屋數は適當に制限すること。

將來類似市場の發生を抑止すること、卸賣人仲買人の員數は必要に應じ市長之を定め增員又は補員に際しては市場從業者より選定すること。

第四　神戸市

1 市營創設の年月日

大正12年11月中央卸賣市場法の施行せらるゝと共に本市は直ちに諸般の調査に着手し、同14年3月事業計畫樹立するや兵庫中ノ島地先を卜して神戸市中央卸賣市場を開設することゝ定め翌15年9月開設費起債及昭和2年3月市場開設の認可を得た。

次いで同年6月有識經驗者を網羅する神戸市中央卸賣市場調査會を設置し以て市場開設竝經營上重要事項に對する市長の諮問機關として同3年2月業務規程案、同年12月建築に付夫々諮問する處があつた。爾來當局に在りては用地の買收地上物件の移轉建設竝經營上諸般の調査を進め、昭和4年10月調査會の答申に依り建築案の確定を見るに及び開設事業は玆に一大進展を見る事となつた。

斯くして昭和5年5月を以て起工し、目下着々進捗しつゝあるから遲くも本年即ち昭和6年10月までには竣成する見込である。

2 市營創設の理由

中央卸賣市場法第條の規定に依り大正12年12月13日農商務省告示を以て當市は市場區域として指定されたから市營設置に着手することゝなつたのである。

3 關係官廳との交涉經過（事業認可申請許可の年月日）

大正14年3月3日　　市場開設及開設費起債の件市會可決。

大正14年3月9日　　開設費起債申請。
大正15年9月9日　　起債の件認可せらる。
昭和2年1月7日　　開設認可申請。
昭和2年3月23日　　國庫補助申請。
昭和2年3月31日　　開設竝國庫補助の件認可せらる。

尙ほ本市場の開設費收支豫算は左の通りである。

收入	
低利資金借入額	7,000,000 圓
國庫補助金	250,000 圓
計	7,250,000 圓
支出	
用地費	3,130,000 圓
建築設備費	3,225,980 圓
事務費	254,418 圓
雜費	609,620 圓
計	7,250,000 圓

4 市場所在地

兵庫船大工町、濱新町、關屋町竝新在家町の內、京電車線以東の土地、先の內務省埋立地。

此の面積、南北最長部198間、東西最短部56間、平均61間半、總面積11.023坪である。而して本市場の交通を見るに東は總長172間の繫船岸壁を以て劃せられ是れより內國貿易突堤（昭和8年度完成）に連接し西は市電中ノ島線を以て境界をなし、兩端に築島、中ノ島の兩交叉點がある。南は臨港鐵道竝市電臨港に直面してゐる。臨港鐵道は市場東南隅に於て分岐し岸壁に平行北走して市場專用側線を形成し北は岸壁を以て新運河に相對してゐる。

5 私設市場との關係

中央卸賣市場と共に現在私設卸賣市場內にある問屋は中央市場法施行規則第13條の規定に依り優先權を以て中央卸賣市場は類似市場の故を以て閉鎖さるべき豫定である。

第五　横濱市

1 市營創設の年月日

本市は大正12年3月法律第32號を以て中央卸賣市場法が發布になると同時に同法に依り市場設置の準備

に着手したのであつたが偶々同年9月大震火災に遭遇し爲に一時中止の止むなきに至つた。然るに程なく市の復興が企圖せられ其の一部事業として玆に再び中央市場の計畫も起つたのである。而して工事設計は建築課之に膺り、道路橋梁水道護岸等の實施工事は當該局課之を擔當し特殊なる鐵道工事は鐵道省に之を委託し斯くして目下着々施行を急ぎつゝあるから遠からず竣成を告ぐる事と思はれる。

2　市營創設の理由

大正12年12月17日農商務省告示第284號を以て中央卸賣市場法第1條の規定に依り、本市又中央卸賣市場の區域を指定されたものであるから市營設置に着手したのである。

3　關係官廳との交涉經過

大正13年10月21日中央卸賣市場建設費繼續年期及支出方の件及同市場特別會計設定の件市會に於て可決せらる。

大正14年2月12日建設費 4,000,000 圓に對し 1,000,000 圓補助の件內務大臣の許可を受く。

大正15年3月6日內務省告示第27號を以て橫濱市計畫中央卸賣市場を左の通決定するの件3月3日認可を得たる旨告示ありたり。

本　場	橫濱市山內町3、4丁目	約 15,500 坪
分　場	同市壽町4丁目	約 1,400 坪

大正15年11月18日　本市復興事業施設費（市場建設費含有）充當の爲め米貨公債起債の件其の筋の許可を受く。

昭和2年4月6日本市中央卸賣市場開設の件商工大臣の認可を受く。

4　市場所在地

本　場	橫濱市山內町3、4丁目
分　場	同市壽町4丁目

本場の總面積は 14,383 坪餘で建物總坪數延坪は 6,634 坪餘、內建坪は 4,867 坪餘。

分場の總面積は 1,389 坪餘で建物總坪數延坪は 723 坪餘、內建坪は 497 坪餘である。

本市場の運輸交通を見るに本場の位置は內國貿易地帶に屬する海岸の衞生地であつて水陸交通の關係等最も至便にして市場地としては無上の好適地である。又分場の位置は中央部で日ノ出川に沿ひ中村川が其の近傍を流れて港內に瀉き、小漁舟及び艀等の航行が自由であり、且つ市場の四方に道路を廻らしてあるから、是亦水陸交通の便に富み湘南地方に於ける生產者の出荷には最も至便である。

第六　名古屋市

名古屋市に於ける中央卸賣市場の創設に付ては大正13年10月、市會にて可決これが經費 4,000,000 圓の融通を政府に申請。

尙市場所在地として左の如く豫定されて居る。

市場所在地

名古屋市中區米町字下米野（中河運河終點附近）

敷地面積	76,374 平方米
經　費	42,550,000 圓

第一表

中央卸賣市場

種別 / 都市別	位置	竣工	場所
東京市	東京市中央卸賣市場築地本場	昭和七年三月	東京市京橋區築地四丁目
	同 神田分場(神田靑果市場)	昭和三年十二月	同 神田區山本町花田町其他
	同 江東分場(江東靑果市場)	昭和二年十一月	同 本所區横網町一丁目
大阪市	大阪市中央卸賣市場	昭和六年十一月	大阪市北區福島町其他
京都市	京都市中央卸賣市場	昭和二年四月	京都市下京區中堂寺北町其他
神戸市	神戸市中央卸賣市場	昭和五年九月	神戸市船大工町濱新町其他
横濱市	横濱市中央卸賣市場	昭和五年十月	横濱市中區山ノ内町三四丁目
	同 分場	同	横濱市中區壽町四丁目
名古屋市	名古屋市中央卸賣市場	未定	名古屋市中區米町字下米野

第二表

中央卸賣市場設備 (其ノ一) 東京市

種別		數量	要項
建物	卸賣人賣場	3,847坪	築地本場
		938	神田分場
		465	江東分場
	仲買人賣場	7,909	同
		1,302	
		605	
	附屬商賣場	518	
		215	同
		20	
	冷藏庫	1,490	
		365	同
		97	
	倉庫	710	
		1,204	同
		447	
	醱酵室	250	
		240	同
		24	
	買荷保管所	1,050	
		469	同
		124	
	事務所	1,765	
		569	同
		231	
設備	棧橋	11基	
		1	同
		2	
	護岸	876米	
		52	同
		116	
	繋船場	2箇所	
		1	同
		1	
	鐵道側線工事	140呎	
		21	同
		22	

第表

市場一覽

敷地	建坪	建設費	取扱高 數量	取扱高 金額
平方米	平方米	円	噸	円
196,034	52,232	15,000,000	486,000	1,067,000,000
33,000	13,256	6,400,000	163,000	158,000,000
17,850	3,131		103,000	71,000,000
121,323	—	18,000,500	455,300	1,028,000,000
89,427	28,078	4,220,000	104,000	222,900,000
36,400	24,600	706,072	263,000	407,400,000
51,240	16,090	3,654,263	74,000	200,000,000
4,595	1,998	345,737	24,000	50,000,000
76,374	—	4,250,000	—	—

第二表 (其ノ二) 京都市

種別		數量	要項
用地	市有	坪 27,051.46	京都市中央卸賣市場
建物	荷捌場	3,724.47	同
	卸賣人賣場	418.59	同
	仲買人賣場	2,042.00	同
	附屬商賣場	1,169.44	同
	冷藏庫	401.89	同
	倉庫	421.20	—
	蔬菜洗場生州其他	258.75	—
	場內鎭守社殿	1棟	同
	事務所	坪 296.81	同
	自動車車庫	247.78	同
	從業員宿舍其他	332.49	同
設備	道路新設竝補裝	1式	—
	排水給水、汚水淨化裝置、電燈冷藏機	1式	—
	車置場	坪 1,966.00	—
	鐵道側線工事	1,014.00	同